

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	火防 01 1-1 R5
提出年月日	令和 5 年 2 月 24 日

設工認に係る補足説明資料

【火災防護に関する補足説明資料】

火災防護上重要な機器等について

(1) 再処理施設の火災防護上重要な機器等 及び火災防護上の最重要設備の選定について

1. 文章中の下線部は、R4からR5への変更箇所を示す。
2. 本資料(R5)は、令和5年2月1日のヒアリングを踏まえ、記載内容を適正化したものである。具体的な修正箇所を以下に示す。
 - ・火災防護上重要な機器等の選定に係る基本方針に係る記載を追加
 - ・火災防護上の最重要設備の機器について、系統が分かるように修正

目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
2.1 火災防護上重要な機器等	1
2.2 火災防護上の最重要設備	6
3. 火災防護上の最重要設備の選定	7
3.1 火災防護における最重要機能の選定	10
3.2 火災防護における最重要機能を有する設備の選定	11
4. まとめ	14

別添 1 火災防護における最重要機能の選定

別添 2 火災防護における最重要機能を有する系統の系統図

本書類の記載内容のうち [] 内の記載事項は、商業機密に係る情報に属するものであり、公開できません。

1. 概要

本資料は、再処理施設の第1回設工認申請及び第2回設工認申請のうち、以下の添付書類に示す火災防護対策を補足説明するものである。

- ・再処理施設 添付書類「Ⅲ-1-1 火災等による損傷の防止に関する説明書 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定」

本資料は、上記添付書類に記す再処理施設の火災防護上重要な機器等及び火災防護上の最重要設備の選定について説明するものである。選定方針については、第1回設工認申請から変更はないため、第2回設工認申請対象設備を受けて、別紙4の拡充を行うものである。

2. 基本方針

2.1 火災防護上重要な機器等

再処理施設は、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、安全機能を有する施設のうち、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、火災防護上重要な機器等として、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器(以下、「放射性物質貯蔵等の機器等という。))のうち、安全上重要な施設の安全機能を有する機器等を除いたものを抽出する。

(1) 安全上重要な施設の選定について

再処理施設においては、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の第十五条において、「安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない」と要求し、安全機能を有する施設は、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈において、安全上重要な施設とそれ以外の施設に分類されている。安全上重要な施設には、以下にあげるものが該当する。

【安全上重要な施設】

- ① プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器（溶解、分離、抽出、精製、製品貯蔵等の主工程において、プルトニウムを主な成分として内蔵する系統及び機器をいい、サンプリング系統等に内蔵される放射性物質量の非常に小さいもの及び低レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器等、プルトニウム濃度の非常に低いものを含まない。）
- ② 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器
- ③ 上記①及び②の系統及び機器の換気系統（逆止弁、ダクト、洗浄塔、フィルタ、排風機、主排気筒等を含む。以下同じ。）及びオフガス処理系統

- ④ 上記①及び②の系統及び機器並びにせん断工程を収納するコンクリートセル,グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込めの機能を有する施設（以下「セル等」という。）
- ⑤ 上記④の換気系統
- ⑥ 上記④のセル等を収納する構築物及びその換気系統
- ⑦ ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統
- ⑧ 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源
- ⑨ 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器
- ⑩ 使用済燃料を貯蔵するための施設
- ⑪ 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設
- ⑫ 安全保護回路
- ⑬ 排気筒
- ⑭ 制御室等及びその換気系統
- ⑮ その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等

安全上重要な施設のうち火災影響を受ける機器については, 以下の考え方に基づき選定する。(当該選定結果は, 添付書類「Ⅲ-1-1 火災等による損傷の防止に関する説明書 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 第3-1表 火災防護対策を行う安全上重要な施設」に示される。)

a. 移送機器・配管

移送機能が安全上重要な機能となるポンプ*¹ や自動弁*² は対象として抽出する。

但し, 火災の影響を受けない不燃材料で構成され, 火災の影響が無い配管, 手動弁, 塔槽類, 移送機器 (スチームジェット, サイホン, ゲデオン, エアリフト) については除外する*³。

b. 計測制御設備

安全上重要な機能を有する計測制御設備 (トランスミッタ, プリアンプ, 動的部分を有する動作機器, ケーブル) は対象として抽出する。

但し, 火災の影響を受けない不燃材料で構成され, 火災の影響が無い計装導圧管については除外する。(弁は(a)項に準じる。)

c. 電気設備

安全上重要な機能を有する電気設備 (電気盤 (M/C, P/C, MCC), 分電盤, 蓄電池, 無停電電源装置, ケーブル) は対象として抽出する。

d. 換気設備

安全上重要な機能を有する換気設備の排風機及びダンパ*⁴ は対象と

して抽出する。

但し、火災の影響を受けない不燃材料で構成され、火災の影響が無いダンパ※⁴、ダクト、フィルタ※⁵については除外する。

e. 機器類（(a)項を除く）

その他グローブボックス等、安全上重要な機能を有する機器類については対象として抽出する。

但し、グローブボックスのうち、1次バウンダリとなる機器が不燃材料により構成されることにより、グローブボックス自体が火災により損傷を受けても、閉じ込め機能が維持されるグローブボックスについては除外する。

※1：安重機器自体は動的機構を有するため火災により機器自体は熱影響を受けるが、当該機器が有する安全機能自体は健全であるものについては火災影響が無いものとする。具体的には以下のものをいう。

例1 PAAC ポンプ；回転機器であるが当該機器が有する安全機能は閉じ込め機能（経路維持）であり、火災により回転機構が熱影響を受けることにより移送機能を喪失しても、閉じ込め機能自体は健全である。

例2 燃料クレーン；動作機構を有するが当該機器が有する安全機能は落下防止機能であり、不燃材料で構成された吊具ワイヤが二重化されることにより当該機能が担保される。

※2：配管、タンク、弁類には、内包する流体の漏れ、外部からの異物の進入を防止するために不燃性でないパッキン類を使用しているが、パッキン類はこれらの機器内部に取り付けられる設計であり、機器等の外からの火災により直接加熱されることはない。

また、仮に機器が直接的に火炎に晒されればパッキン類が温度上昇するが、長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることはなく、他の機器等への影響もない。

※3：定期的な系統切り替えに用いる自動弁など、安全上重要な施設の安全機能に係らない自動弁を除く。

※4：安全上重要な施設となるダンパは建屋給気閉止ダンパのみが該当する。その他のダンパは、不燃材料で構成され火災影響を受けるものではない。

※5：安全上重要な施設となるフィルタは不燃性又は難燃性材料で構成されると共に、不燃性のフィルタユニットに収納する設計であることから、火災影響を受けるものではない。

(2) 放射性物質貯蔵等の機器等

再処理施設では、多くの建屋で放射性物質を取り扱うため、再処理施設において火災が発生した場合、放射性物質貯蔵等の機能を確保するための構築物、系統および機器のうち、安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定し、火災区域及び火災区画を設定するとともに、火災防護対策を講じる。

選定は、再処理施設の状態が運転、起動、停止のそれぞれにおいて、放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の選定について、以下のとおり実施する。

a. 放射性物質貯蔵等の機能を達成するための系統の特定について

再処理施設の各建屋のうち安全上重要な施設を含む系統を設置する建屋及び安全上重要な機能を有する建屋並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する系統を設置する建屋を抽出する。

放射性物質貯蔵等の機能を達成するための系統は、第1表に示す。

第1表 放射性物質貯蔵等の機能を達成するための系統

建物	収容する主な設備
使用済燃料輸送容器管理建屋	使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、使用済燃料輸送容器保守設備 液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備
使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体廃棄物の廃棄施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系(洗濯廃液ろ過装置)、海洋放出管理系
低レベル廃液処理建屋	液体廃棄物の廃棄施設の第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系及び海洋放出管理系 気体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
低レベル廃棄物処理建屋	固体廃棄物の廃棄施設の低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系及び雑固体廃棄物処理系 気体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	固体廃棄物の廃棄施設の第1低レベル廃棄物貯蔵系
第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	固体廃棄物の廃棄施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系 (第1貯蔵系及び第2貯蔵系)
第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	固体廃棄物の廃棄施設の第4低レベル廃棄物貯蔵系
出入管理建屋	気体廃棄物の廃棄施設の換気設備
北換気筒(北換気筒管理建屋含む)	気体廃棄物の廃棄施設の換気設備

b. 放射性物質貯蔵等の機器等の選定について

上記の設備から、火災による放射性物質貯蔵等の機能への影響を考慮し、放射性物質貯蔵等の機器等を選定する。(当該選定結果は、添付書類「Ⅲ-1-1 火災等による損傷の防止に関する説明書 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 第 3-2 表 放射性物質貯蔵等の機器等リスト」に示される。)

(a) 建物

建物はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する建築物・構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくく火災により影響を及ぼさないものに該当すると考えられることから、火災によって放射性物質貯蔵等の機能に影響が及ぶおそれはない。

したがって、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能に影響を及ぼすものはない。

(b) 使用済燃料の受入れ施設

i. 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備

使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備の機器は、使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン及び使用済燃料輸送容器移送台車である。使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーンは、動作機構を有するが当該機器が有する安全機能は落下防止機能であり、不燃性材料で構成されたつりワイヤが二重化され、電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する構造であるため、火災によって放射性物質が放出されることはない。使用済燃料輸送容器移送台車は、不燃性材料で構成され、転倒し難い構造であるため、火災によって放射性物質が放出されることはない。

ii. 使用済燃料輸送容器保守設備

使用済燃料輸送容器保守設備の機器は、保守室天井クレーン、除染移送台車及び除染室天井クレーンである。これらはキャスク及びその構成部品を取り扱うが、クレーンは、動作機構を有するが当該機器が有する安全機能は落下防止機能であり、不燃性材料で構成されたつりワイヤが二重化され、電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する構造であるため、火災によって放射性物質が放出されることはない。除染移送台車は、不燃性材料で構成され、転倒し難い構造であるため、火災によって放射性物質が放出されることはない。

以上より、使用済燃料の受入れ設備は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。

(c) 気体廃棄物の廃棄施設

気体廃棄物の廃棄施設のうち、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に該当する系統は、使用済燃料輸送容器管理建屋排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル廃液処理建屋排気系、低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル廃棄物処理建屋排気系である。

気体廃棄物の廃棄施設のうち、排ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、排風機、ダクト、ダンパは、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくい*。

高性能粒子フィルタは、不燃性材料又は難燃性材料で構成されると共に、不燃性材料のフィルタユニットに収納するため、火災による機能喪失は考えにくい*。

万が一、排風機が火災により機能を失った場合でも、上流側に設置された高性能粒子フィルタ又はよう素フィルタによって放射性物質が除去されることから、放射性物質が放出されることはない。

以上より、気体廃棄物の廃棄施設は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。

(d) 液体廃棄物の廃棄施設

液体廃棄物の廃棄施設のうち、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に該当する系統は、低レベル廃液処理設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系(洗濯廃液ろ過装置)、第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系及び海洋放出管理系である。

液体廃棄物の廃棄施設のうち、容器、蒸発缶、配管、ポンプ、手動弁は、金属等の不燃性材料で構成するため、火災による機能喪失は考えにくい*。

また、低レベル廃液処理設備各系のポンプは、異なる部屋に設置されることから、火災により同時に機能喪失することは考えにくい。

万一、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系の自動弁の誤作動とポンプの誤起動が同時に発生した場合であっても、これらの系統で処理された溶液及び凝縮液は、第1放出前貯槽又は第2放出前貯槽へ移送されることから、放射性物質が放出されることはない。第1海洋放出ポンプ及び第2海洋放出ポンプが誤起動した場合でも、第1放出前貯槽又は第2放出前貯槽に貯留している溶液は、低レベル廃液処理設備で処理を行ったものであるため、有意な放射性物質が放出されることはない。

以上より、液体廃棄物の廃棄施設は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。

(e) 固体廃棄物の廃棄施設

固体廃棄物の廃棄施設のうち、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に該当する系統は、低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系及び雑固体廃棄物処理系、並びに低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第1低レベル廃棄物貯蔵系、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系および第2貯蔵系並びに第4低レベル廃棄物貯蔵系である。

i. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備

低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第1低レベル廃棄物貯蔵系、第2低レベル廃棄物貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵系には、金属等の不燃性材料で構成される容器が保管されている。金属容器に収める雑固体は、「可燃」、「難燃」及び「不燃」に分別し、封入する。「可燃」、「難燃」及び「不燃」の一部は、可燃性物質を含むが、低レベル固体廃棄物貯蔵設備内には高温となる設備はないこと、化学薬品が付着した可燃性雑固体（紙タオル、ウエス等）は十分に水洗いし十分に絞り封入することから、金属容器内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質貯蔵等の機能の喪失は考えにくい。

また、低レベル廃棄物貯蔵設備における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、第1低レベル廃棄物貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵系は、1日1回巡視し、通常人の立入りが無い第4低レベル廃棄物貯蔵系は、貯蔵室入口の施錠を確認する。低レベル廃棄物貯蔵設備における保管量については、記録により1カ月に1回確認する。

さらに、低レベル固体廃棄物貯蔵設備はコンクリートで構築された建屋内に設置されている。

したがって、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を及ぼす系統はない。

※ 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの

金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため、不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは、弁、フランジ等の内部に取付けており、機器外の火災によってシート面が直接加熱されることはない。機器自体が外部から炎に晒されて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付を模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に、機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万が一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配

管等の機能が失われることはなく、他の機器等への影響もない。

以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を及ぼす系統はない。

上記の結果より、火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能が喪失する系統はないことから、火災防護対象として放射性物質貯蔵等に必要な機器に該当するものはないが、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する建屋に火災区域を設定し、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(以下、「火災防護審査基準」という。)を参考とした火災防護対策を実施する。

2.2 火災防護上の最重要設備

火災防護審査基準における系統分離要求は、炉心損傷を防止するために安全保護系及び原子炉停止系の作動後においても原子炉を高温停止・低温停止(以下、「安全停止状態」という。)するために必要となる設備(BWR 具体例:高温停止機能:高圧スプレー系,低温停止機能:残留熱除去系等)に対して、火災による損傷を考慮し、系統分離対策を行うこととしている。

一方、再処理施設においては、発電用原子炉施設とは施設はもとより安全重要度分類の考え方も異なることから、再処理施設の安全設計上考慮している安全機能の重要度およびその安全機能の特徴を踏まえ、火災防護における最重要設備を抽出する。

- ① 再処理施設は、公衆等に対する影響を防止する観点から「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に基づき、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するために、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものを安全上重要な施設として選定し、安全機能の重要度に応じて系統設計等の設備設計を実施していることを踏まえて安全上重要な施設の安全機能を有する機器等から重要度を考慮して該当する設備を抽出する。
- ② 再処理施設は、常温・常圧・未臨界状態で運転されるため、安全保護動作が作動して停止する＝安全停止状態へ移行することから、発電用原子炉施設のように原子炉停止後においても原子炉を安全停止状態へ移行させるために必要となる設備は無い。

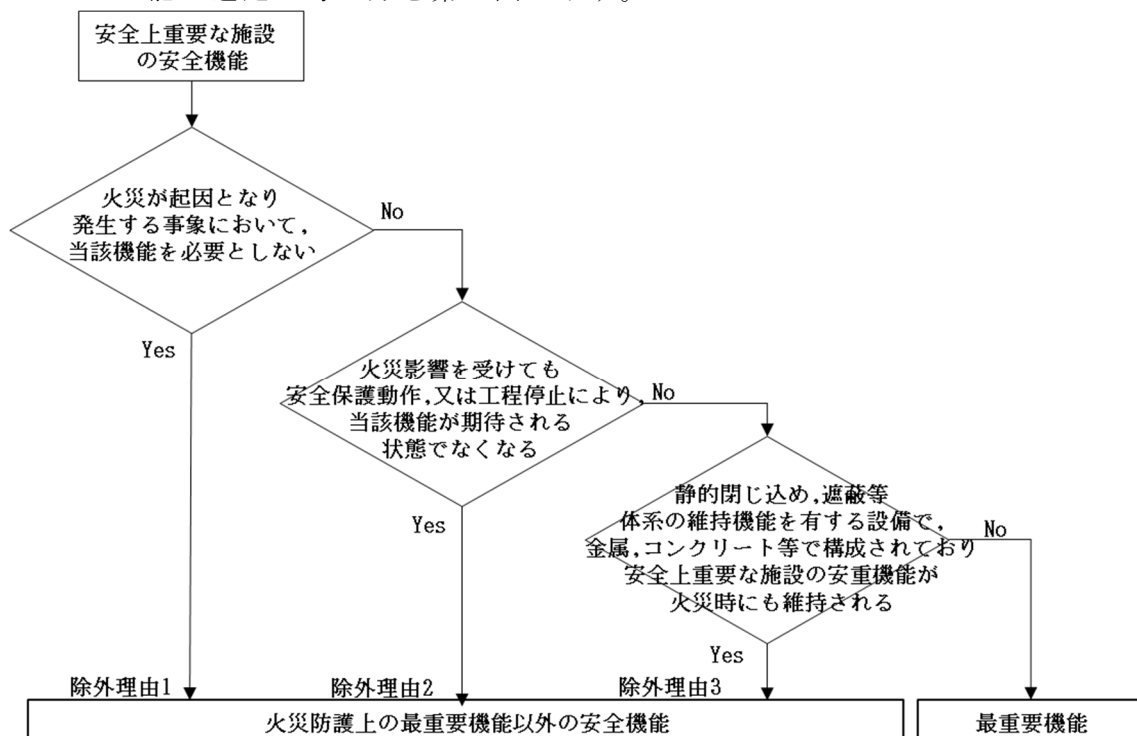
しかし、安全停止状態となった場合でも、継続的に安全機能を必要とする重要な設備が存在するため、安全上重要な施設の安全機能を有する機器等のうちこれに該当する設備を抽出する。

以上のとおり、火災防護審査基準における「安全停止機能」と同様に影響軽減対策として系統分離を講ずるものとして、再処理施設における安全機能の重要度、その安全機能の特徴(プラント状況における安全機能の必要性)を踏まえ、火災防護上の最重要設備を選定する。

3. 火災防護上の最重要設備の選定

3.1 火災防護における最重要機能の選定

安全上重要な施設に係る安全機能のうち、火災防護における最重要機能の選定の考え方を第1図に示す。



第1図 火災防護における最重要機能の選定フロー

再処理施設の安全機能のうち、火災が起因となり発生する事象において、当該安全機能を維持する必要があるものを火災防護上の最重要機能として選定する。安全上重要な施設に係る安全機能の分類を第1表に示す。

再処理施設は、安全保護動作又は工程停止により安全停止状態へ移行するため、発電用原子炉施設のように原子炉停止後においても原子炉を安全停止状態へ移行させるために必要な設備は無いことを踏まえ、異常の発生防止機能(PS)及び異常の拡大防止機能(MS)に係るプロセス量等の維持機能は、火災による影響を受けても、安全保護動作により停止する。または工程を停止させることにより、安全停止状態へ移行することから最重要機能には該当しない。

また、影響緩和機能(MS)についても、万一火災の影響をうけるおそれ

がある場合は、工程を停止することで安全停止状態へ移行することから、当該機能が期待される状態にはなくなる。

なお、静的な閉じ込め機能、核的制限値(寸法)及び遮蔽の体系の維持機能に係る設備は、金属や建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料により構成されており、火災を想定しても安全機能に影響をうけるおそれはなく安全機能が維持できることから最重要機能には該当しない。

以上より、火災防護の観点から重要となる安全機能は、以下①～④の機能となる。選定の詳細を別添1に示す。

<最重要機能>

- ①放射性物質の閉じ込め機能(動的な閉じ込め機能)
- ②安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱除去機能)
- ③安全に係るプロセス量等の維持機能(掃気機能)
- ④上記機能の維持に必要な支援機能(上記①～③に係るもの)

第2表 安全上重要な施設に係る安全機能の分類

大分類	中分類	小分類	
異常の発生防止機能 (PS)	放射性物質の閉じ込め機能	・静的な閉じ込め機能（放射性物質の保持及び放出経路の維持機能） ・動的な閉じ込め機能（放射性物質の捕集・浄化及び排気機能）	
	安全に係るプロセス量等の維持機能	・火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能 ・掃気機能 ・崩壊熱等の除去機能	
	体系の維持機能	・核的制限値（寸法）の維持機能 ・遮蔽機能	
	安全上必須なその他の機能	・落下・転倒防止機能	
	異常の発生防止機能に係る支援機能		
異常の拡大防止機能 (MS)	安全に係るプロセス量等の維持機能	・熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能	
	異常の拡大防止機能に係る支援機能		
影響緩和機能 (MS)	放射性物質の過度の放出防止機能	放射性物質の閉じ込め機能	・静的な閉じ込め機能（放射性物質の保持及び放出経路の維持機能） ・動的な閉じ込め機能（放射性物質の捕集・浄化及び排気機能） ・ソースターム制限機能
		体系の維持機能	・遮蔽機能
	安全上必須なその他の機能	・事故時の放射性物質の放出量の監視機能 ・事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能	
	影響緩和機能に係る支援機能		

————— : 火災防護における最重要機能

3.2 火災防護における最重要機能を有する設備の選定

上記で選定された安全機能に対し、その重要度および特徴(プラント状況における安全機能の必要性)を踏まえ、火災防護上の最重要設備について①～④のとおり選定する。

① 放射性物質の閉じ込め機能(動的な閉じ込め機能を有する最重要設備の選定)

再処理施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるために、放射性物質を内蔵する系統及び機器、セル等及び室並びにセル等及び室を収納する構築物は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧にする設計(動的閉じ込め)としている。

上記、放射性物質の閉じ込め機能は、放射性物質の捕集・浄化及び排気機能を有しており、より汚染された区域の負圧を深くし、多層の閉じ込めとすることで信頼性を確保することから、継続的に機能が要求される。

そのうち、放射性物質を内蔵する機器に係る塔槽類廃ガス処理設備等の処理設備^{※1}の排風機、及びセル・グローブボックス排気系^{※2}の排風機は、放射性物質の閉じ込め機能(PS)を有している。当該設備が火災により機能を喪失した場合は、処理運転を停止することで有意な放出量の増加は抑制できるが、多層の動的閉じ込め機能を維持することで、廃ガスのセル等への漏えい、及びセル外への漏えいを抑止するとしており、閉じ込め機能上の重要度は高い設計とされていることから、当該機能を有する設備を火災防護上の最重要設備として選定する。

一方、建屋換気設備の排風機については、上記セル・グローブボックス等の排気系の機能が損なわれた場合において、影響の軽減を期待しているものであり、火災時においては、上記を防護することとしており、建屋換気設備の排風機の機能を期待せずとも閉じ込め機能を維持することが可能である。

なお、当該機能を有する設備のうち捕集・浄化機能を有するフィルタ類は不燃性材料又は難燃性材料で構成されることから上記火災防護上の最重要設備に含まない。同様に、よう素フィルタの加熱器については処理運転時のみに機能を要求されるものであることから上記火災防護上の最重要設備に含まない。

※1 「プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器」、及び「高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器」の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統

※2 「プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器」、及び「高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器」の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込めの機能を有する施設の換気系統

② 安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱除去機能を有する最重要設備の選定)

再処理施設は、使用済燃料等から発生する崩壊熱を適切に除去することで、建造物の温度を適切に維持すること、また、放射性物質を含む溶液の崩壊熱による機器内での沸騰を防止すること等の過度の温度上昇を防止する設計としており、継続的に機能が要求される。

再処理設備本体用の安全冷却水系は、独立した2系列の冷却塔、冷却水循環ポンプ等により構成し、1系列の運転でも必要な熱除去ができる容量を有する設計としている。

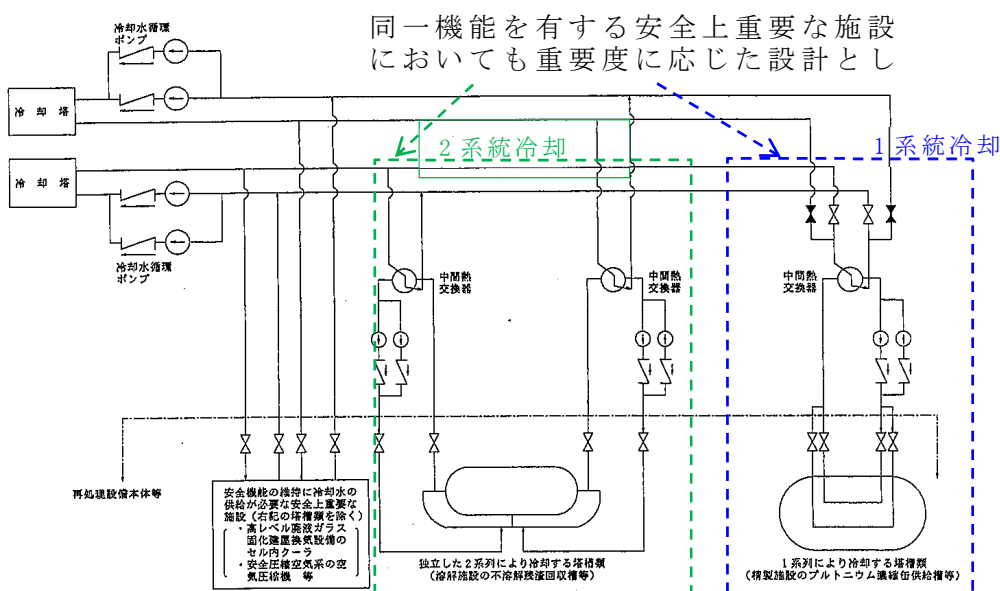
崩壊熱除去用の冷却水は、各建屋に中間熱交換機を設置して熱交換し、冷却水循環ポンプで各施設の機器に設ける冷却コイル、冷却ジャケット等に冷却水を供給する。そのうち、崩壊熱が大きい場合は、その重要度を考慮し溶液の沸騰を防止するために中間熱交換器以降は独立した2系統とする設計とすることにより、より信頼性の高い設計としている(第2図参照)。一方、上記以外については、崩壊熱密度が小さいことから1系列のみの冷却としており、これらの設計上の重要度を鑑み、前者について火災防護上の最重要設備として選定する。

なお、後者については火災による損傷を想定し、温度の確認を行い沸騰に至るおそれのある場合は、溶液の希釈、エアリフトやゲデオンなど駆動部を有しない信頼性の高い移送機器により他の冷却が可能な貯槽への移送、または安全冷却水系の外部ループからの直接冷却の措置により冷却を

継続することが可能である。

また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のプール水冷却系については、異常の発生から沸騰に至るまでの時間余裕を有しており、補給水設備からの水供給により崩壊熱除去機能の維持が可能である。さらに補給水設備は、その他再処理設備の附属施設の給水処理設備からの給水により崩壊熱除去機能の維持が可能であることから、上記最重要機能を有する設備に含まない。

ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系により、混合酸化物貯蔵容器の温度を適切に維持する設計としている。当該排気系は4台の排風機(2台予備)により冷却する設計としており、火災時においても当該排風機によりその機能を維持する必要がある、火災防護上の最重要設備として選定する。



第2図 重要度に応じた設備設計例(安全冷却水設備)

③ 安全に係るプロセス量等の維持機能(掃気機能を有する最重要設備の選定)

溶液及び有機溶媒の放射線分解により水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器のうち、空気等の供給が停止したときに可燃限界濃度にいたるまでの時間余裕が小さい機器は安全上重要な施設である安全圧縮空気系から空気を供給し、発生する水素の濃度を可燃濃度未満に制限する設計としており、継続的に機能が要求されることから、当該設備の重要性を踏まえ最重要機能を有する設備として選定する。

なお、可燃限界濃度に達するまでの時間余裕が大きい機器は、非常用所内電源系統から給電されている塔槽類廃ガス処理設備の排風機等により

掃気ができるような設計としている。

④ 上記機能の維持に必要な支援機能を有する最重要設備の選定(上記①～③に係るもの)

安全上重要な施設は、その安全機能を確保するために電源を必要とする場合には、必要な電源として外部電源系統及び非常用所内電源系統を有する設計とし、外部電源系統の機能喪失時には非常用所内電源機器から受電できる設計としている。

上記機能①～③の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統については、外部電源系統の機能喪失時においてもその機能が要求されることから、最重要機能を有する設備として選定する。

4. まとめ

上記より、再処理施設における安全上重要な施設の重要度を踏まえ、より厳格な系統分離対策を講じ、信頼性を向上すべき設備として以下の①～④を火災防護上の最重要設備として選定した。

- ① プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(排気機能, PS)を有する気体廃棄物の排気設備の排風機
- ② 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系
- ③ 安全圧縮空気系
- ④ 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統

具体的な選定は、安全上重要な施設の安全機能の中から、火災防護上の重要機能を選定し(別添 1)、当該機能を有する系統の色塗図(別添 2)を用いて明確にしたうえで「2.1(1) 安全上重要な施設の選定について」に示す選定の考え方にに基づき、火災防護上の最重要設備を選定した。選定した結果を別紙 1(第 1 回申請対象設備)及び別紙 2(第 2 回申請対象設備)に示す。

なお、別紙 2 の選定結果においては、第 2 回申請対象設備について示す。

別添 1

火災防護における最重要機能の選定

(1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器

安全機能	安全上重要な施設		対象機能	選定理由
PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放射性物質の保持機能)及び MS/放射性物質の過度の放出防 止機能(放射性物質の保持機能)	溶解施設 溶解設備 ・溶解槽 ・第1よう素追出し槽 ・第2よう素追出し槽 ・中間ポット 清澄・計量設備 ・中継槽 ・清澄機 ・リサイクル槽 ・計量前中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・計量後中間貯槽 分離施設 分離設備 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出塔 ・第1洗浄塔 ・第2洗浄塔 分配設備 ・プルトニウム分配塔 ・ウラン洗浄塔 ・プルトニウム溶液 TBP 洗浄器 ・プルトニウム溶液受槽 ・プルトニウム溶液中間貯槽 分離建屋一時貯留処理設備 ・第1一時貯留処理槽 ・第2一時貯留処理槽 ・第3一時貯留処理槽 ・第7一時貯留処理槽 ・第8一時貯留処理槽	精製施設 プルトニウム精製設備 ・プルトニウム溶液供給槽 ・第1酸化塔 ・第1脱ガス塔 ・抽出塔 ・核分裂生成物洗浄塔 ・逆抽出塔 ・ウラン洗浄塔 ・補助油水分離槽 ・TBP 洗浄器 ・第2酸化塔 ・第2脱ガス塔 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 精製建屋一時貯留処理設備 ・第1一時貯留処理槽 ・第2一時貯留処理槽 ・第3一時貯留処理槽 ・第7一時貯留処理槽	—	【除外理由3】 閉じ込め機能を有する機器、塔 槽類及び配管は、金属等の不燃 性材料で構成され、火災影響に より安全機能が影響を受けない。

安全機能	安全上重要な施設		対象機能	選定理由
PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放射性物質の保持機能)及び MS/放射性物質の過度の放出防止 機能(放射性物質の保持機能)	脱硝施設 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・定量ポット ・中間ポット ・脱硝装置 ・焙焼炉 ・還元炉 ・固気分離器 ・粉末ホッパ ・粉砕機	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・保管容器 ・混合機 ・粉末充てん機 製品貯蔵施設 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ・粉末缶 ・混合酸化物貯蔵容器 プルトニウムを含む溶液又は粉末の主要な流 れを構成する配管	—	【除外理由3】 閉じ込め機能を有する機器、塔 槽類及び配管は、金属等の不燃 性材料で構成され、火災影響に より安全機能が影響を受けな い。

(2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器

安全機能	安全上重要な施設		対象機能	選定理由
PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放射性物質の保持機能)及び MS/放射性物質の過度の放出防止 機能(放射性物質の保持機能)	溶解施設 清澄・計量設備 清澄機 不溶解残渣回収槽 分離施設 分離設備 ・抽出塔 ・TBP 洗浄塔 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 分離建屋一時貯留処理設備 ・第1一時貯留処理槽 ・第3一時貯留処理槽 ・第4一時貯留処理槽 ・第6一時貯留処理槽 ・第7一時貯留処理槽	液体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮設備 ・高レベル廃液供給槽 ・高レベル廃液濃縮缶 高レベル廃液貯蔵設備 ・高レベル濃縮廃液貯槽 ・不溶解残渣廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・不溶解残渣廃液一時貯槽 固体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液ガラス固化設備 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ・ガラス溶融炉 高レベル廃液の主要な流れを構成する配管	—	【除外理由3】 閉じ込め機能を有する機器、塔 槽類及び配管は、金属等の不燃 性材料で構成され、火災影響に より安全機能が影響を受けな い。

(3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
<p>PS/放射性物質の閉じ込め機能 (放射性物質の保持機能)及び MS/放射性物質の過度の放出防 止機能(放射性物質の保持機能)</p>	<p>気体廃棄物の廃棄施設 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理系 ・パルセータ廃ガス処理系 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理系(Pu系) ・パルセータ廃ガス処理系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 ・不溶解残渣廃液廃ガス処理系 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮設備 ・高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ・減衰器</p> <p>脱硝施設 安全上重要な施設の固気分離器からウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボ ックス・セル排気系統への接続部までの系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・高性能粒子フィルタ(空気輸送)</p> <p>7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ せん断処理・溶解廃ガス処理設備のよう素フィルタ 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄器, 吸収塔及びルテニウム吸着塔</p>	<p>—</p>	<p>【除外理由3】 閉じ込め機能を有する機器, 塔 槽類及び配管・ダクト類は, 金 属等の不燃性材料で構成され, 火災影響により安全機能が影響 を受けない。 また, フィルタは金属性のフィ ルタユニット内に設置され, ろ 材は難燃性のグラスウール, 不 燃性の銀系吸着材で構成されて いることから, 火災影響により 安全機能が影響を受けない。</p>

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/放射性物質の閉じ込め機能(排気機能) 及び MS/放射性物質の過度の放出防止機能(排気機能)	上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機	○	廃ガス処理設備の排風機は放射性物質の閉じ込め機能(PS)を有している。 当該設備が火災により機能を喪失した場合は、処理運転を停止することで有意な放出量の増加は抑制できるが、廃ガスのセル等への漏えいを抑止するために閉じ込め機能を維持する。

(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能) 体系の維持機能(遮蔽機能) 及び MS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能) 体系の維持機能(遮蔽機能)	上記(1)及び(2)の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管 下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する配管収納容器 分離建屋と精製建屋を接続する洞道 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道 分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	【除外理由3】 二重配管は金属等の不燃性材料で構成されるため、火災影響により安全機能(閉じ込め)が影響を受けない。 また、遮蔽機能を有する洞道はコンクリートで構成されており、火災影響により安全機能が影響を受けない。

(5) 上記(4)の換気系統

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能) 及び MS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能)	気体廃棄物の廃棄施設の換気設備 前処理建屋換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・中継槽セル等からの排気系 ・溶解槽セル等からのA排気系 ・溶解槽セル等からのB排気系 分離建屋換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム溶液中間貯槽セル等からの排気系 精製建屋換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム濃縮缶セル等からの排気系 ・グローブボックス等からの排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸プルトニウム貯槽セル等及びグローブボックス等からの排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・高レベル濃縮廃液貯槽セル等からの排気系 ・固化セル圧力放出系 ・固化セル換気系 	—	【除外理由3】 閉じ込め機能を有するダクト等は、金属等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。
PS/放射性物質の閉じ込め機能(放射性物質の捕集・浄化機能) 及び MS/放射性物質の過度の放出防止機能(放射性物質の捕集・浄化機能) PS/放射性物質の閉じ込め機能(排気機能) 及び MS/放射性物質の過度の放出防止機能(排気機能)	7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・固化セル換気系の洗浄塔及びルテニウム吸着塔 上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	○	セル及びグローブボックス排気系の排風機は放射性物質の閉じ込め機能(PS)を有している。 当該設備が火災により機能を喪失した場合は、処理運転を停止することで有意な放出量の増加は抑制できるが、セル外への漏えいを抑止するために閉じ込め機能を維持する。 但し、フィルタは金属性のフィルタユニット内に設置され、ろ材は難燃性のガラスウールで構成されていること、洗浄塔及びルテニウム吸着塔は金属等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。

57

(6) 上記(4)のセル等を収納する構築物

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
MS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・高レベル廃液ガラス固化建屋 	—	<p>【除外理由 3】</p> <p>閉じ込め機能を有するコンクリート等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。</p> <p>ダクト等は、金属等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。</p>
	<p>気体廃棄物の廃棄施設の換気設備</p> <p>前処理建屋換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのある区域からの排気系 <p>分離建屋換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのある区域からの排気系 <p>精製建屋換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのある区域からの排気系 <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのある区域からの排気系 <p>高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのある区域からの排気 	—	
MS/放射性物質の過度の放出防止機能(放射性物質の捕集・浄化機能)	7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	—	<p>【除外理由 3】</p> <p>フィルタは金属製のフィルタユニット内に設置され、ろ材は難燃性のグラスウールで構成されていることから、火災影響により安全機能が影響を受けない。</p>
MS/放射性物質の過度の放出防止機能(排気機能)	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	—	<p>【除外理由 1】</p> <p>建屋排気系の排風機は、(5)のセル・グローブボックス等の排気系の機能が損なわれた場合において、影響の軽減を期待しており、建屋排風機が火災により機能を喪失した場合においても、上記を防護することとしており、機能を期待せずとも閉じ込め機能を維持することが可能である。</p>

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/体系の維持機能(遮蔽機能)及び MS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能)	下記の洞道のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する洞道 <ul style="list-style-type: none"> ・分離建屋と精製建屋を接続する洞道 ・精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道 ・分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道 	—	【除外理由 3】 遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する洞道は、コンクリート等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。

(7) ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/放射性物質の閉じ込め機能及び MS/放射性物質の過度の放出防止機能	本事項について安全上重要な施設に該当する施設はない。	—	—

(8) 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS 及び MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	その他再処理設備の附属施設 電気設備 ・非常用所内電源系統	○	外部電源喪失時に、安全上重要な機能に対しての支援機能を有しており、火災防護上最も重要な設備(冷却機能、掃気機能、閉じ込め)に対して常に機能を必要とするため。
	蒸気供給設備 ・安全蒸気系	—	【除外理由 1】 火災により、当該設備の機能を必要とする設計基準事故(配管からの漏えい)は発生せず、また、火災時には送液を行わないことにより機能を期待しない状態に移行する。
	圧縮空気設備 ・安全圧縮空気系(かくはん等のために圧縮空気を供給する系統は除く。)	○	水素掃気および計測制御設備に用いられる圧縮空気のうち、水素掃気については火災・爆発防止の観点から機能を維持する必要がある。 但し、配管は金属等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。

(9) 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/体系の維持機能(核的制限値(寸法)の維持機能)	① 核的制限値 形状寸法管理の機器 ・各施設の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器	—	【除外理由 3】 形状寸法管理の機器類は金属等の不燃性材料で構成され, 火災影響により安全機能が影響を受けない。
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)	核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る計測制御設備 ・燃焼度計測装置	—	【除外理由 2】 火災により計測制御系が影響を受けた場合, 使用済燃料の平均濃縮度等の計測が停止する。計測停止後は, 使用済燃料を移送しない措置を講じることで安定停止状態が維持できる。
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)	せん断処理施設及び溶解施設に係る計測制御設備 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路 ・エンド ピースせん断位置異常によるせん断停止回路 ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路 ・第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度高による警報 ・エンド ピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路 分離施設に係る計測制御設備 ・プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報 精製施設に係る計測制御設備 ・プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報 脱硝施設に係る計測制御設備 ・粉末缶 MOX 粉末重量確認による粉末缶払出装置の起動回路	—	【除外理由 2】 火災によりせん断停止回路及び起動回路関連の計測制御系が影響を受けた場合, せん断・溶解運転, 使用済燃料の再処理(分離・精製)運転が停止状態に移行, 粉末缶移送運転が停止状態, または, 運転を停止する措置を講じるため, 安定停止状態が維持できる。 なお, 火災により当該機能を必要とする設計基準事故(臨界)は発生しない。

(10) 使用済燃料を貯蔵するための施設

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱除去機能) PS/体系の維持機能(遮蔽機能)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 ・燃料取出しピット ・燃料仮置きピット ・燃料貯蔵プール ・チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン取扱ピット ・燃料移送水路 ・燃料送出しピット	—	【除外理由 3】 崩壊熱の除去機能のため、継続的に機能が必要となるが、各プール及びピットは金属またはコンクリート等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。
PS/安全上必須なその他の機能(落下・転倒防止機能)	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン ・バスケット仮置き架台	—	【除外理由 3】 天井クレーンの落下及びバスケット仮置き架台の転倒防止機能に係る機構は金属等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。

(11) 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能)	・高レベル廃液ガラス固化建屋の収納管及び通風管 ・第1 ガラス固化体貯蔵建屋の収納管及び通風管	○※	※崩壊熱の除去機能のため、継続的に機能が必要となるが、収納管及び通風管、及び遮蔽設備は、金属及びコンクリート等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。
PS/体系の維持機能(遮蔽機能)	・高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体除染室の遮蔽設備 ・高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体検査室の遮蔽設備 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の遮蔽設備 ・第1 ガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵区域の遮蔽設備 ・第1 ガラス固化体貯蔵建屋の受入れ室の遮蔽設備 ・第1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽設備 ・第1 ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の遮蔽設備	—	【除外理由 3】 遮蔽設備は、金属及びコンクリート等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。

(12) 安全保護回路

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)	計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 ・ 逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路 ・ 分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 ・ プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 ・ 第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 	—	【除外理由 2】 火災により計測制御系が影響を受けて, 蒸発缶・濃縮缶・パルスカラムの運転が停止状態に移行するため, 安定停止状態が維持できる。
MS/放射性物質の過度の放出防止機能(ソースターム制限機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路 ・ 固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路 	—	【除外理由 2】 火災によりせん断停止回路及び流下停止関連の計測制御系が影響を受けてせん断・溶解運転およびガラス固化運転が停止状態に移行するため, 安定停止状態が維持できる。 なお, 火災により当該機能が必要とする設計基準事故(臨界, 熔融ガラス漏えい)は発生しない。
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路 ・ プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路 ・ 高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路 ・ 焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路 ・ 還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路 	—	【除外理由 2】 火災により計測制御系が影響を受けて使用済燃料の再処理(分離・精製)運転, 濃縮缶運転, 脱硝運転が停止状態または, 停止する措置を講じるため, 安定停止状態が維持できる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(分離建屋) ・ 外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(精製建屋) ・ 固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路 	—	【除外理由 2】 火災により閉止回路の計測制御系が影響を受けて換気設備が閉じ込めモード等へ移行することで安定停止(閉じ込め機能維持)状態が維持できる。 なお, 火災により当該機能が必要とする設計基準事故(セル内溶媒火災, 短時間全交流電源喪失)は発生しない。

(13) 排気筒

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
MS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能)	気体廃棄物の廃棄施設 ・主排気筒	—	【除外理由 3】 金属・コンクリート等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。

(14) 制御室等及びその換気空調系統

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
MS/安全上必須なその他の機能(事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能*) (*遮蔽機能は含まず)	計測制御系統施設 ・中央制御室 ・制御建屋中央制御室換気設備	—	【除外理由 1】 火災により、当該設備の機能を必要とする設計基準事故は発生せず、また、火災時には工程を停止することにより機能を期待しない状態に移行する。

(15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能) 又は MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的、化学的、核的制限値等の維持機能)	①計測制御設備 せん断処理施設及び溶解施設に係る計測制御設備 ・せん断刃位置異常によるせん断停止回路 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路 ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路 ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低によるせん断停止回路 ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度低によるせん断停止回路 ・エンドピース酸洗浄槽供給硝酸密度低によるせん断停止回路 ・エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路 ・溶解槽セル、中継槽セル、清澄機セル、計量・調整槽セル、計量後中間貯槽セル、放射性配管分岐第1セル及び放射性配管分岐第4セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報	—	【除外理由 2】 火災によりせん断停止回路の計測制御系が影響を受けても、せん断・溶解運転が停止状態に移行するため、安定停止状態が維持できる。 なお、火災により当該機能が必要とする設計基準事故(臨界)は発生しない。 【除外理由 1】 火災により、当該設備の機能を必要とする設計基準事故(配管からの漏えい)は発生せず、また、火災時には送液を行わないことにより機能を期待しない状態に移行する。

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能) 又は MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)	分離施設に係る計測制御設備 ・溶解液中間貯槽セル, 溶解液供給槽セル, 抽出塔セル, プルトニウム洗浄器セル, 抽出廃液受槽セル, 抽出廃液供給槽セル, 分離建屋一時貯留処理槽第1セル, 分離建屋一時貯留処理槽第2セル及び放射性配管分岐第2セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報	—	【除外理由1】 火災により, 当該設備の機能を必要とする設計基準事故(配管からの漏えい)は発生せず, また, 火災時には送液を行わないことにより機能を期待しない状態に移行する。 【除外理由2】 火災により起動回路の計測制御系が影響を受けて供給・移送・粉末充てん運転が停止または, 運転を停止する措置を講じるため, 安定停止状態が維持できる。 なお, 火災により当該機能が必要とする設計基準事故(臨界)は発生しない。
	精製施設に係る計測制御設備 ・プルトニウム濃縮液受槽セル, プルトニウム濃縮液一時貯槽セル及びプルトニウム濃縮液計量槽セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報 ・プルトニウム精製塔セル, プルトニウム濃縮缶供給槽セル, 油水分離槽セル及び放射性配管分岐第1セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報(臨界)	—	
	脱硝施設に係る計測制御設備 ウラン脱硝設備に係る計測制御設備 ・脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路 ・ウラン酸化物貯蔵容器充てん位置の検知によるUO ₃ 粉末の充てん起動回路 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備に係る計測制御設備 ・脱硝装置の温度計による脱硝皿取扱装置の起動回路及び照度計によるシャッタの起動回路 ・空気輸送終了検知及び脱硝皿の重量確認による脱硝皿取扱装置の起動回路 ・保管容器充てん位置の検知によるMOX粉末の充てん起動回路 ・粉末缶充てん位置の検知によるMOX粉末の充てん起動回路	—	
	・硝酸プルトニウム貯槽セル, 混合槽セル及び一時貯槽セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報	—	
	気体廃棄物の廃棄施設に係る計測制御設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備の系統の圧力警報 ・塔槽類廃ガス処理設備のうち, 下記の系統の圧力警報 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の系統の圧力警報	—	

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能) 又は MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)	液体廃棄物の廃棄施設に係る計測制御設備 高レベル廃液処理設備に係る計測制御設備 ・高レベル廃液供給槽セル, 高レベル濃縮廃液貯槽セル, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル, 不溶解残渣廃液貯槽セル, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル及び高レベル廃液共用貯槽セルの漏えい液受皿の集液溝等の液位警報	—	【除外理由 1】 火災により, 当該設備の機能を必要とする設計基準事故(配管からの漏えい)は発生せず, また, 火災時には送液を行わないことにより機能を期待しない状態に移行する。
	固体廃棄物の廃棄施設に係る計測制御設備 高レベル廃液ガラス固化設備に係る計測制御設備 ・結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路	—	【除外理由 2】 火災により加熱停止関連の計測制御系が影響を受けても, ガラス固化運転が停止状態に移行するため, 安定停止状態が維持できる。 なお, 火災により当該機能が必要とする設計基準事故(熔融ガラス漏えい)は発生しない。
	・固化セル及び高レベル廃液混合槽セルの漏えい液受皿の集液溝等の液位警報	—	【除外理由 1】 火災により, 当該設備の機能を必要とする設計基準事故(配管からの漏えい)は発生せず, また, 火災時には送液を行わないことにより機能を期待しない状態に移行する。
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能)	②冷却設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 ・プール水冷却系 その他再処理設備の附属施設 ・安全冷却水系 ・安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管 気体廃棄物の廃棄施設 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 液体廃棄物の廃棄施設 ・高レベル廃液濃縮缶の加熱蒸気と冷却水の切替弁 ・安全圧縮空気系から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス熔融炉の流下停止系までの冷却用空気を供給する配管	○	崩壊熱除去機能を維持する観点から機能を確保する。 但し, 配管は金属等の不燃性材料で構成され, 火災影響により安全機能が影響を受けない。 <u>なお, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のプール水冷却系は, 崩壊熱除去機能の喪失を想定しても, 補給水設備からの給水により崩壊熱除去機能を維持できる。</u>

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能) 又は MS/影響緩和機能に係る支援機能(燃料貯蔵プール等の水位の維持機能)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 ・ 補給水設備	○	崩壊熱除去機能を維持する観点から機能を確保する。 但し、配管は金属等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。 なお、 <u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の補給水設備は、崩壊熱除去機能の喪失を想定しても、その他再処理設備の附属施設の給水処理設備からの給水により崩壊熱除去機能を維持できる。</u>
PS/体系の維持機能(遮蔽機能)	③上記(4)、(6)、(10)及び(11)以外で遮蔽機能を有する設備 固体廃棄物の廃棄施設 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 ・ チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備 ・ ハル・エンドピース貯蔵建屋の貯蔵プールの遮蔽設備	—	【除外理由 3】 コンクリート等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(掃気機能)	④水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系か水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管	—	【除外理由 3】 水素掃気および計測制御設備に用いられる圧縮空気のうち、水素掃気については火災・爆発防止の観点から機能を維持する必要がある。 但し、配管は金属等の不燃性材料で構成され、火災影響により安全機能が影響を受けない。

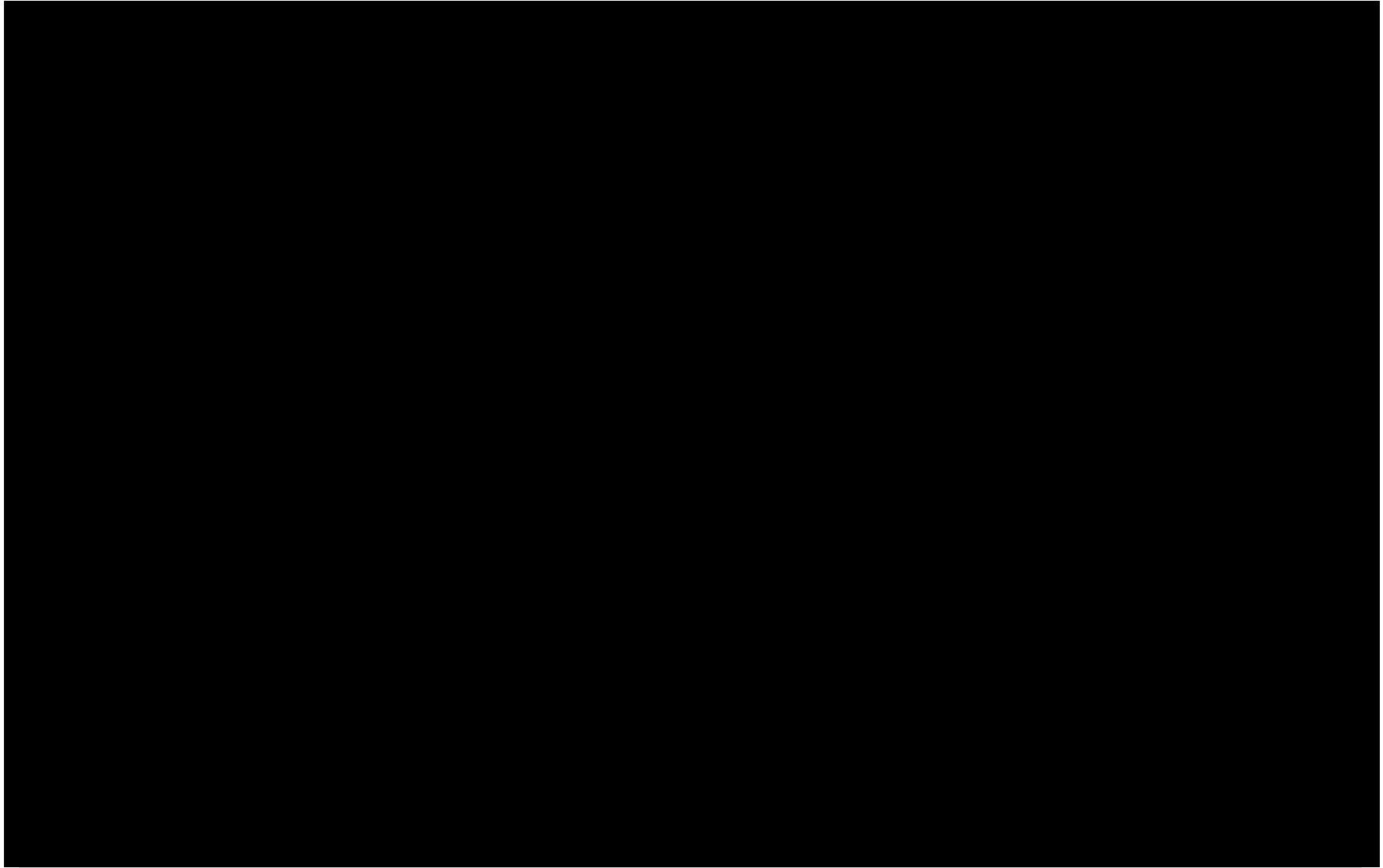
安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
MS/放射性物質の過度の放出防止機能(ソースターム制限機能)	⑤下記のセルの漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統 前処理建屋 ・溶解槽セル ・中継槽セル ・清澄機セル ・計量・調整槽セル ・計量後中間貯槽セル ・放射性配管分岐第1セル ・放射性配管分岐第4セル 分離建屋 ・溶解液中間貯槽セル ・溶解液供給槽セル ・抽出塔セル ・プルトニウム洗浄器セル ・抽出廃液受槽セル ・抽出廃液供給槽セル ・分離建屋一時貯留処理槽第1セル ・分離建屋一時貯留処理槽第2セル ・放射性配管分岐第2セル ・高レベル廃液供給槽セル 精製建屋 ・プルトニウム濃縮液受槽セル ・プルトニウム濃縮液一時貯槽セル ・プルトニウム濃縮液計量槽セル ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・硝酸プルトニウム貯槽セル ・混合槽セル, 一時貯槽セル 高レベル廃液ガラス固化建屋 ・高レベル濃縮廃液貯槽セル ・不溶解残渣廃液貯槽セル ・高レベル廃液共用貯槽セル ・高レベル濃縮廃液一時貯槽セル ・不溶解残渣廃液一時貯槽セル ・高レベル廃液混合槽セル ・固化セル	—	【除外理由1】 火災により,当該設備の機能を必要とする設計基準事故(配管からの漏えい)は発生しない。
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)	⑥上記(12)の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統 ・高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁 ・逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路に係る遮断弁 ・分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁 ・プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁 ・第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	—	【除外理由2】 火災による損傷を想定した場合,フェイルセーフ動作により,安定停止状態(加熱停止)が維持できる。
MS/放射性物質の過度の放出防止機能(ソースターム制限機能)	・可溶性中性子吸収材緊急供給系 ・ガラス溶融炉の流下停止系	—	【除外理由2】 火災による損傷を想定した場合,フェイルセーフ動作により,安定停止状態(流下停止)が維持できる。
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)	・還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路に係る遮断弁 ・プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路に係る遮断弁	—	【除外理由1】 火災による損傷を想定した場合,フェイルセーフ動作により,安定停止状態(還元ガス供給停止, 処理運転停止)が維持できる。

安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋給気閉止ダンパ(分離建屋換気設備) ・ 建屋給気閉止ダンパ(精製建屋換気設備) ・ 固化セル隔離ダンパ 	—	【除外理由 2】 火災による損傷を想定した場合, フェイルセーフ動作により, 安定停止状態(給気閉止)が維持できる。
MS/安全上必須なその他の機能(事故時の放射性物質の放出量の監視機能)	⑦ 主排気筒の排気筒モニタ	—	【除外理由 1】 火災により, 当該設備の機能を必要とする設計基準事故は発生しない。
PS 及び MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	⑧計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記(9), (12)及び(15)項記載の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	—	【除外理由 3】 配管は金属等の不燃性材料で構成され, 火災影響により安全機能が影響を受けない。
PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能) 又は MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)	⑨上記(15)項①記載の計測制御設備に係る動作機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路に係る遮断弁 	—	【除外理由 2】 火災による損傷を想定した場合, フェイルセーフ動作により, 安定停止状態(供給閉止)が維持できる。
PS 及び MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	⑩上記(3), (5)及び(6)項記載の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・ 加熱器	—	【除外理由 2】 火災による損傷を受けた場合には, 速やかに処理運転等を停止する措置を講じることにより機能を期待しない状態に移行することができる。
	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・ 吸収塔の純水系	—	【除外理由 2】 火災による損傷を受けた場合には, 速やかに処理運転等を停止する措置を講じることにより機能を期待しない状態に移行することができる。

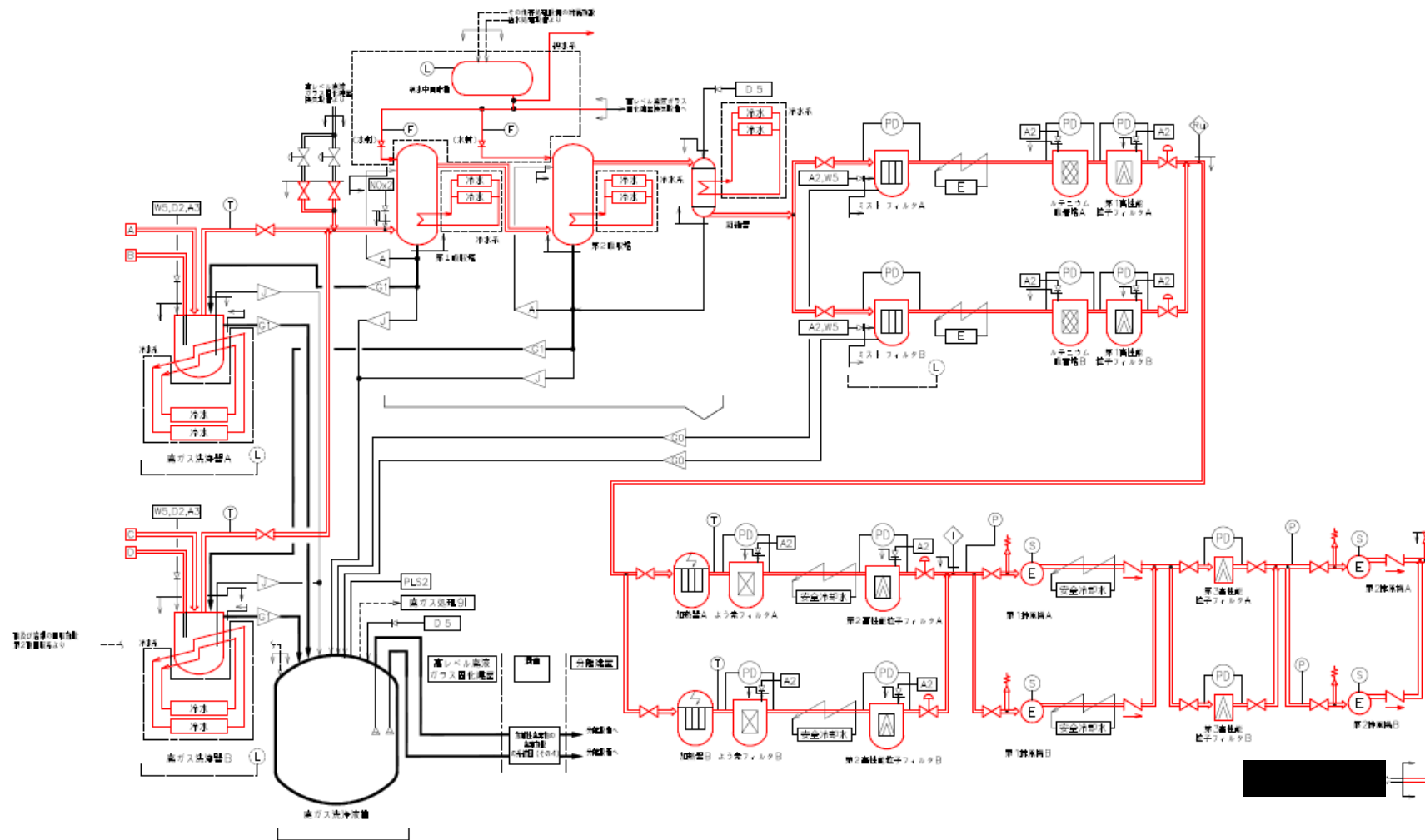
安全機能	安全上重要な施設	対象機能	選定理由
PS 及び MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・ 廃ガス洗浄器, 吸収塔及び凝縮器の冷水系	○	閉じ込め機能を維持するための支援機能を確保する観点から機能を確保する。
PS 及び MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	分離建屋換気設備 ・ 建屋給気閉止ダンパ 精製建屋換気設備 ・ 建屋給気閉止ダンパ	—	【除外理由 2】 火災による損傷を想定した場合, フェイルセーフ動作により, 安定停止状態(給気閉止)が維持できる。
	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 ・ セル内クーラ	—	【除外理由 2】 火災による損傷を受けた場合には, 速やかに処理運転等を停止する措置を講じることにより機能を期待しない状態に移行することができる。
	・ 固化セル隔離ダンパ	—	【除外理由 2】 火災による損傷を想定した場合, フェイルセーフ動作により, 安定停止状態(給気閉止)が維持できる。
PS/安全上必須なその他の機能(落下・転倒防止機能)	①高レベル廃液ガラス固化設備 ・ 固化セル移送台車	—	【除外理由 3】 固化セル移送台車の落下・転倒防止機能に係る機構は金属等の不燃性材料で構成され, 火災影響により安全機能が影響を受けない。

別添 2

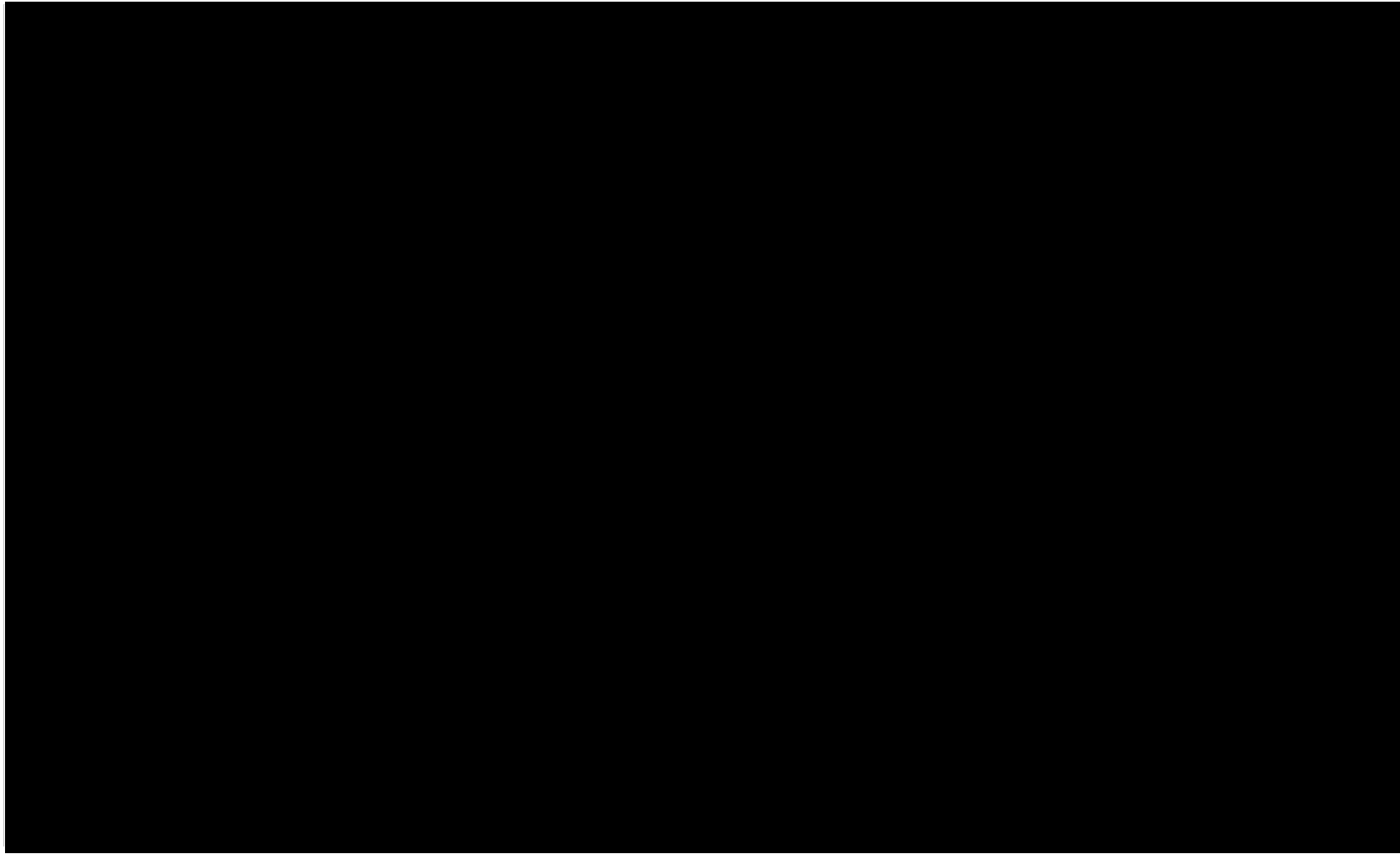
火災防護における最重要機能を有する系統の 系統図



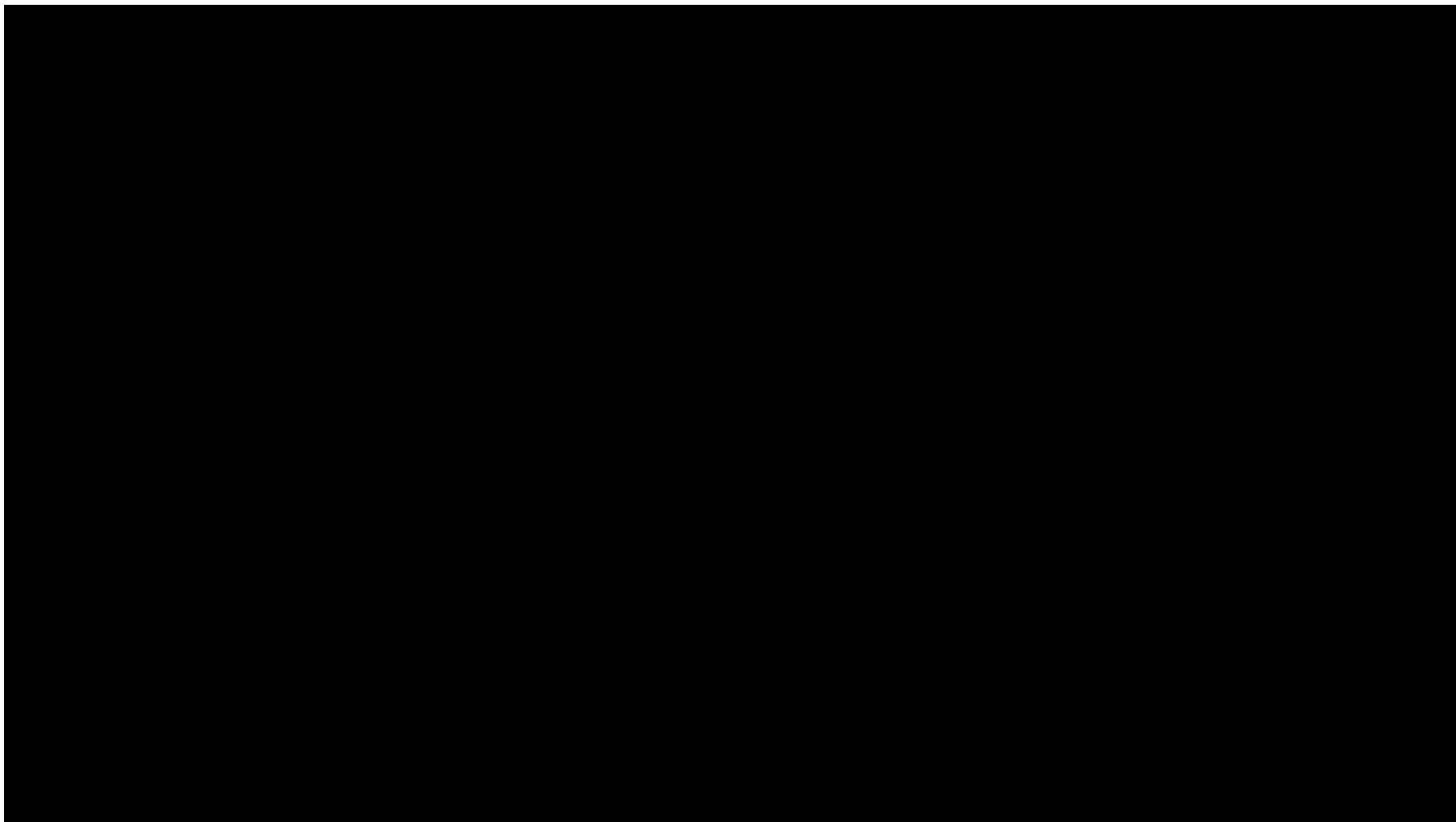
第1図 せん断処理・溶解廃ガス処理設備の系統図



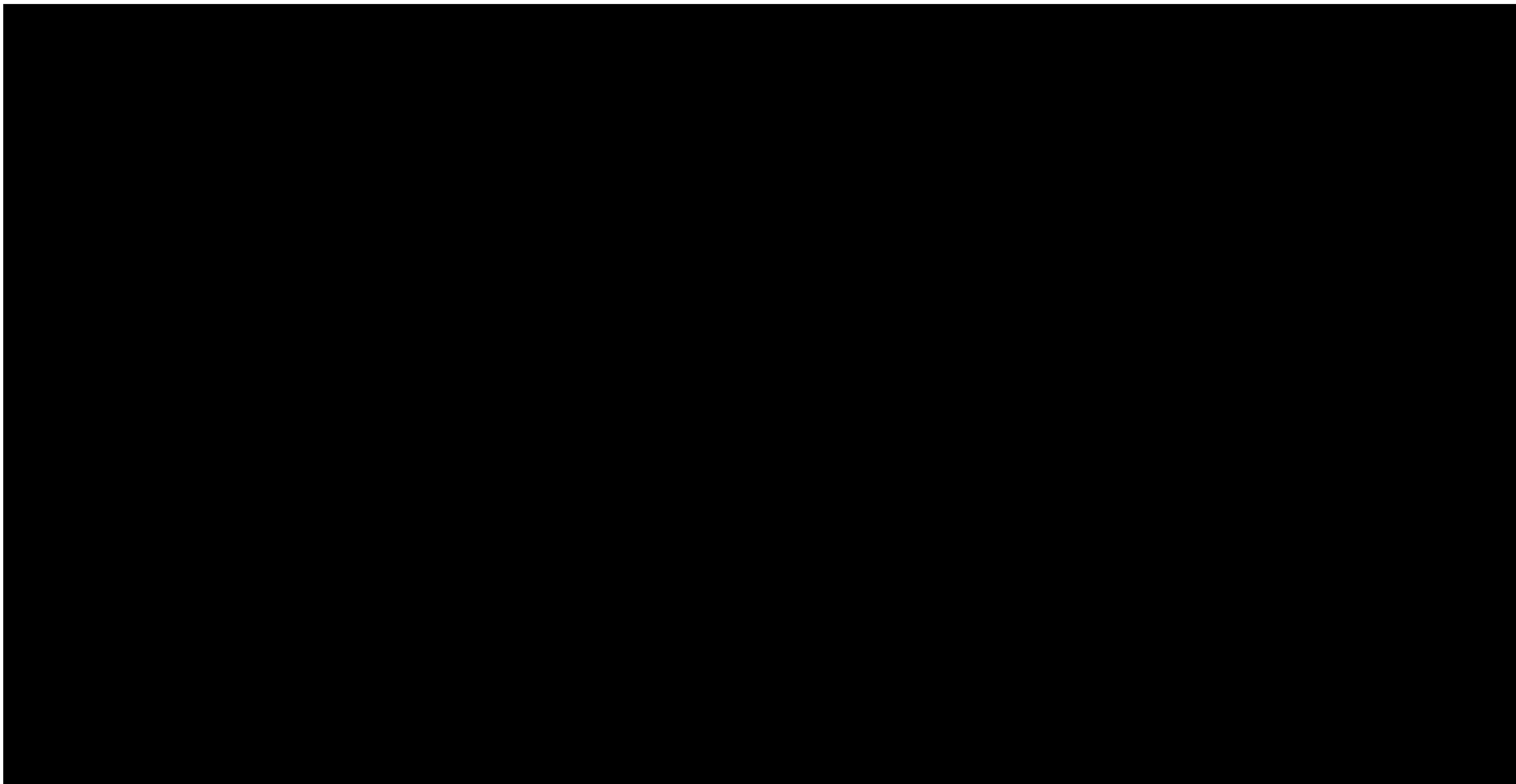
第2図 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の系統図



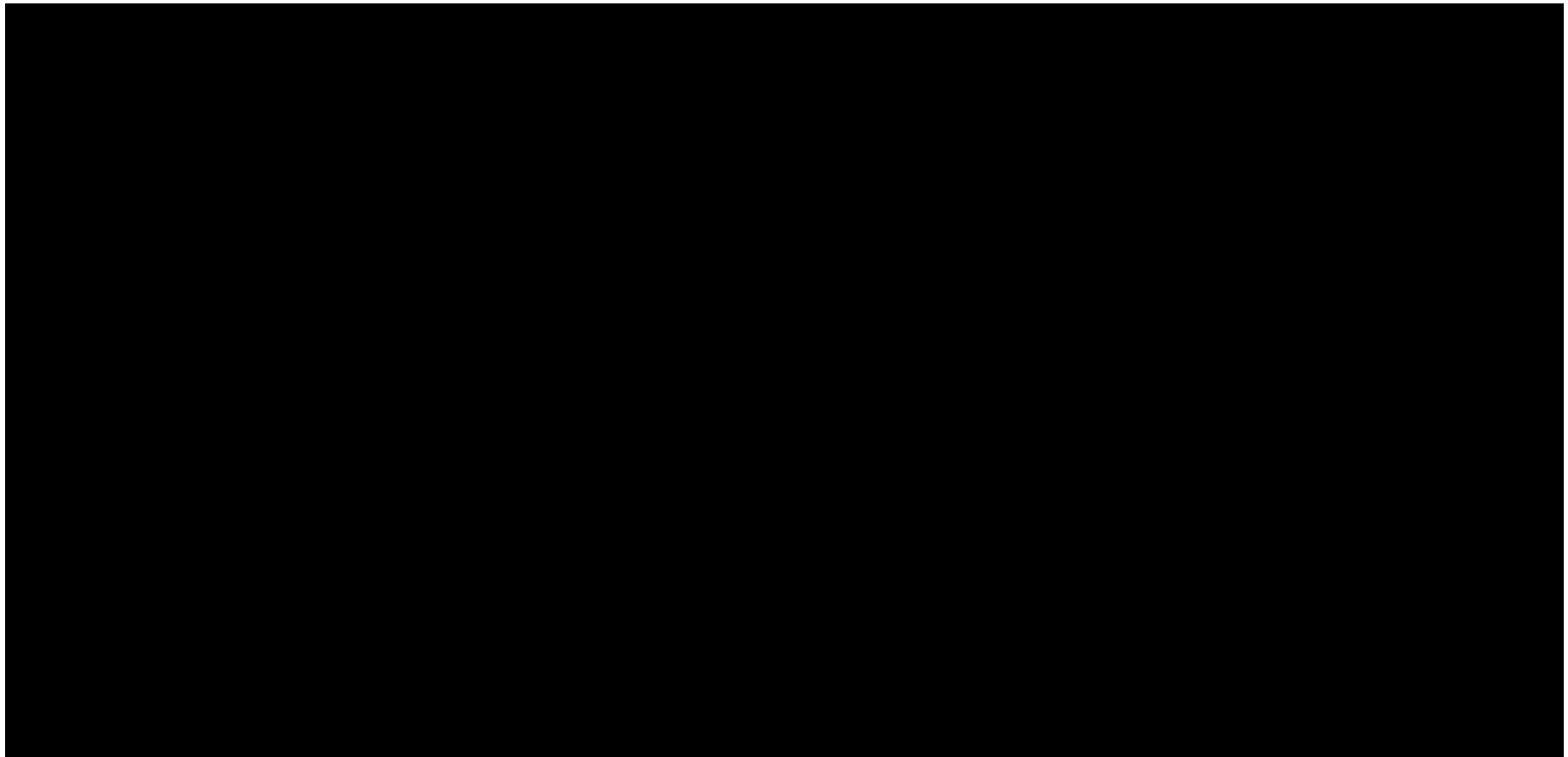
第3図 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備のパルセータ廃ガス処理系の系統図



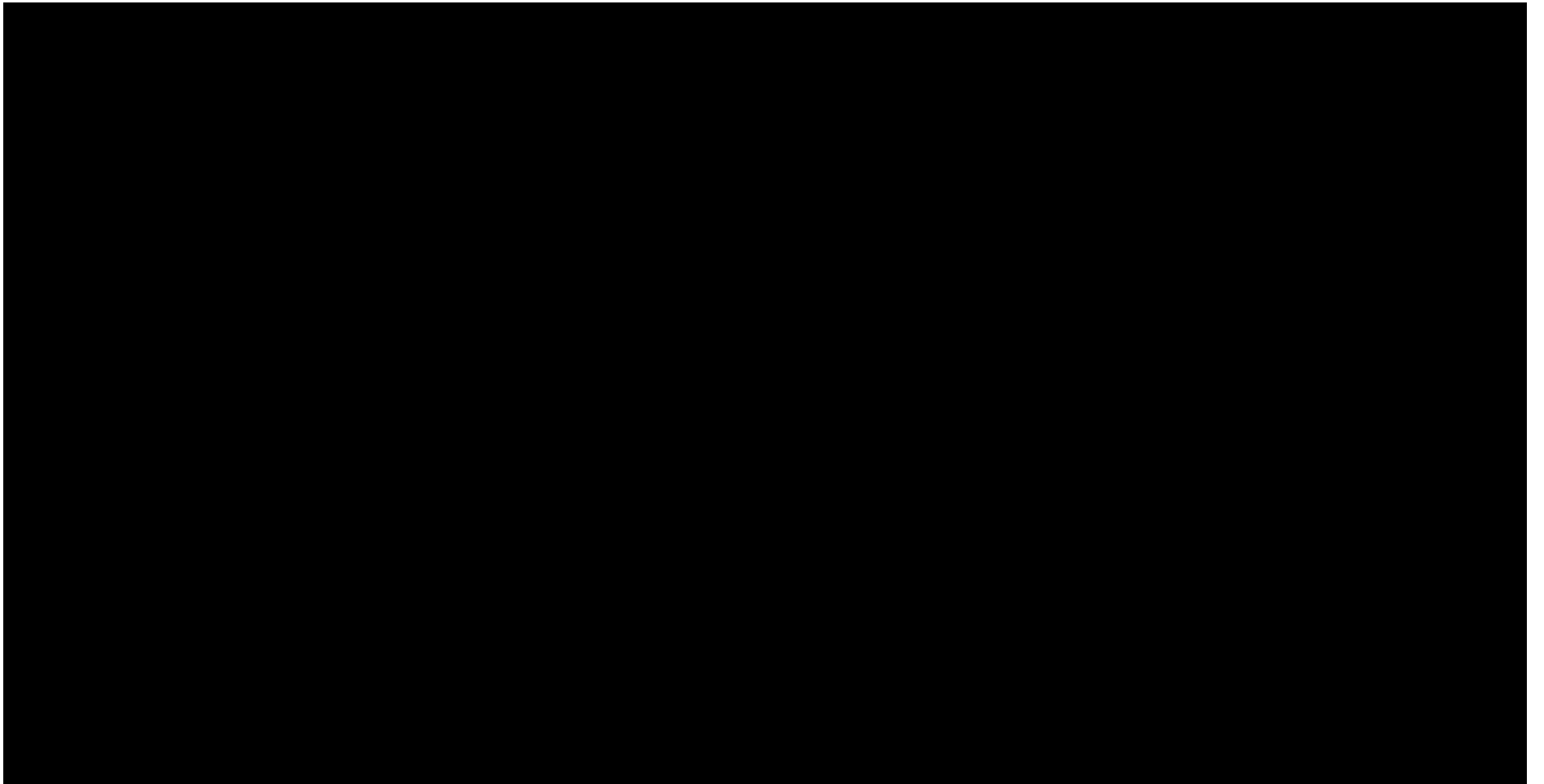
第4図 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備のパルセータ廃ガス処理系の系統図



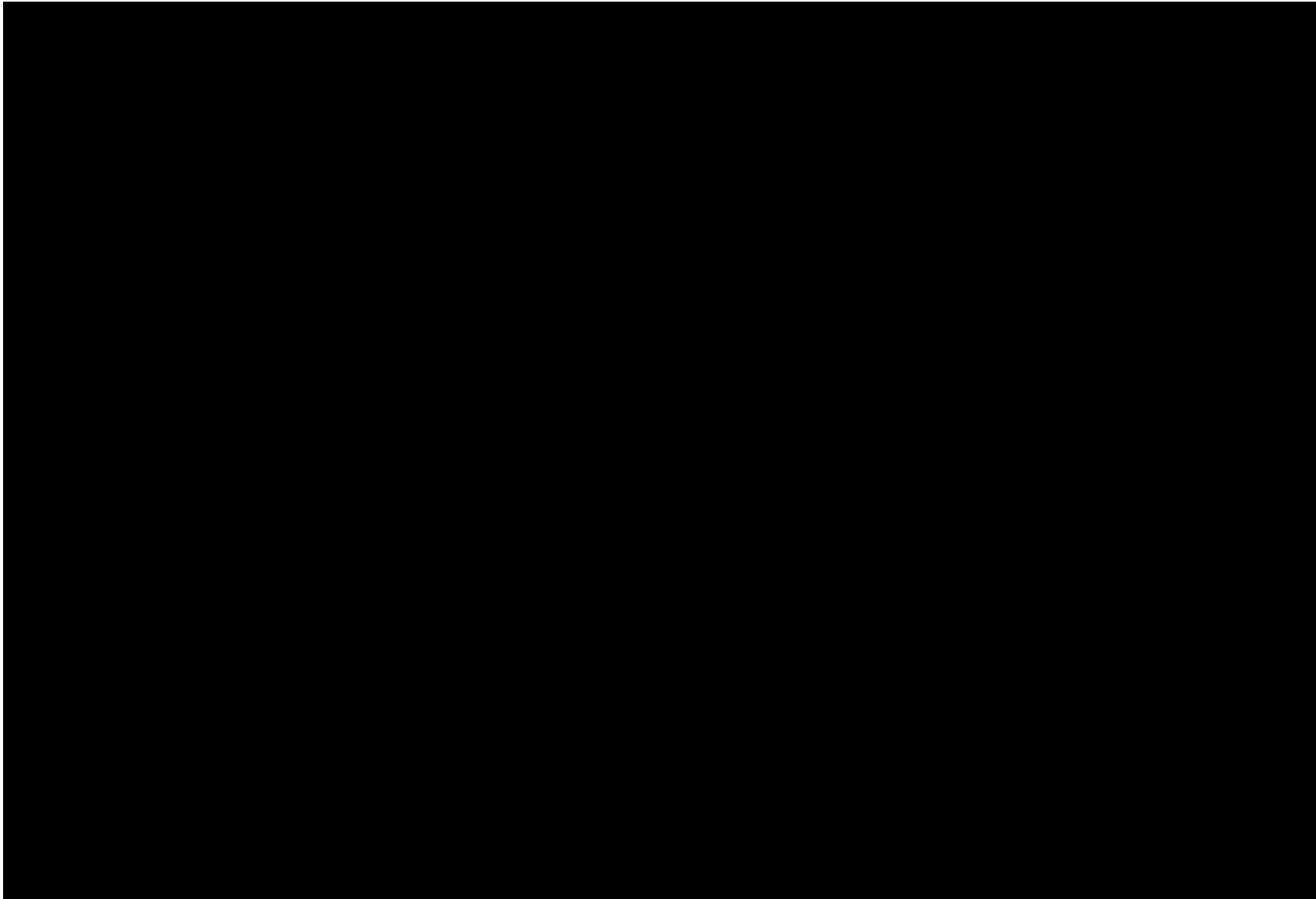
第5図 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系の系統図



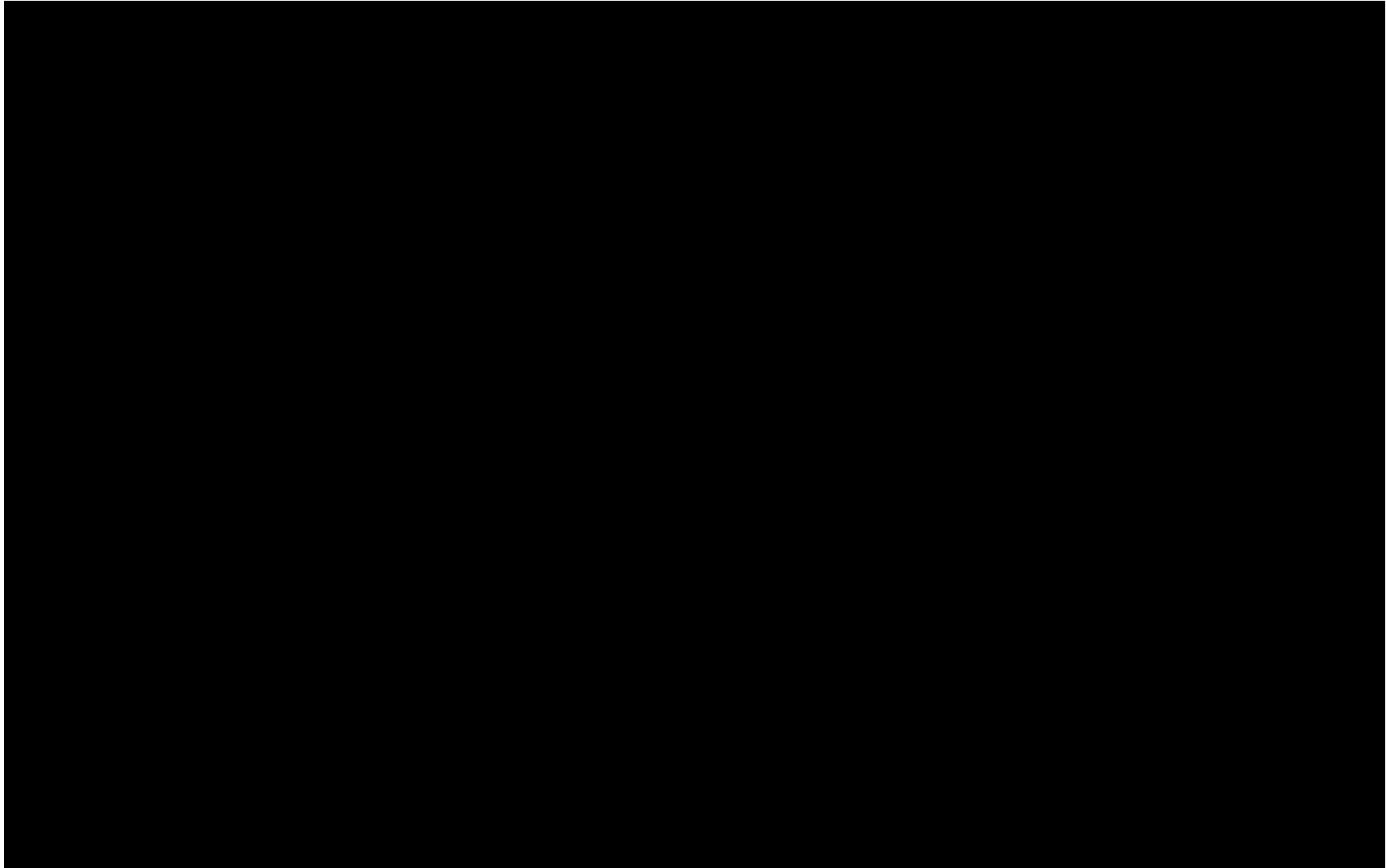
第6図 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系の系統図



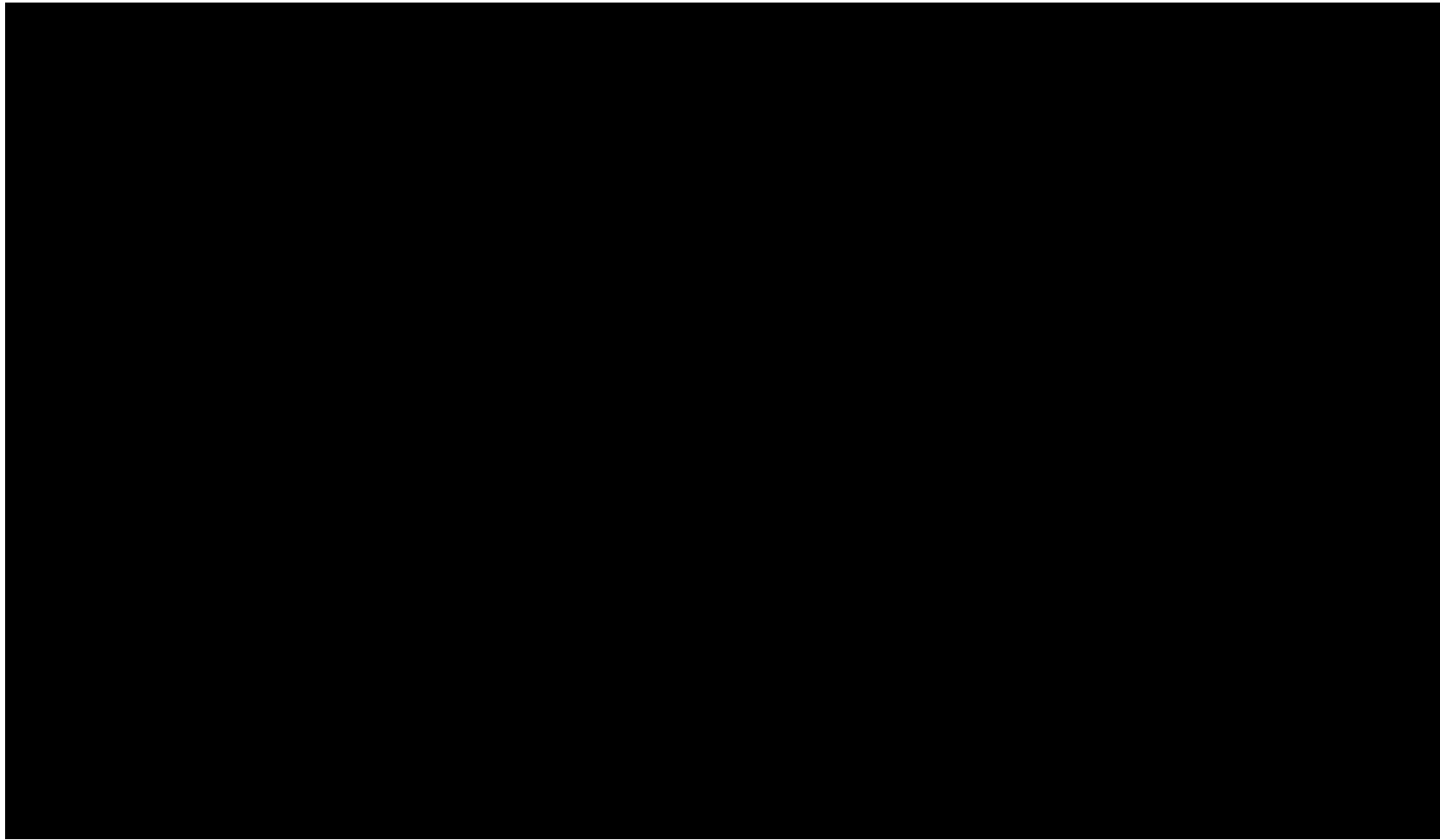
第7図 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系の系統図



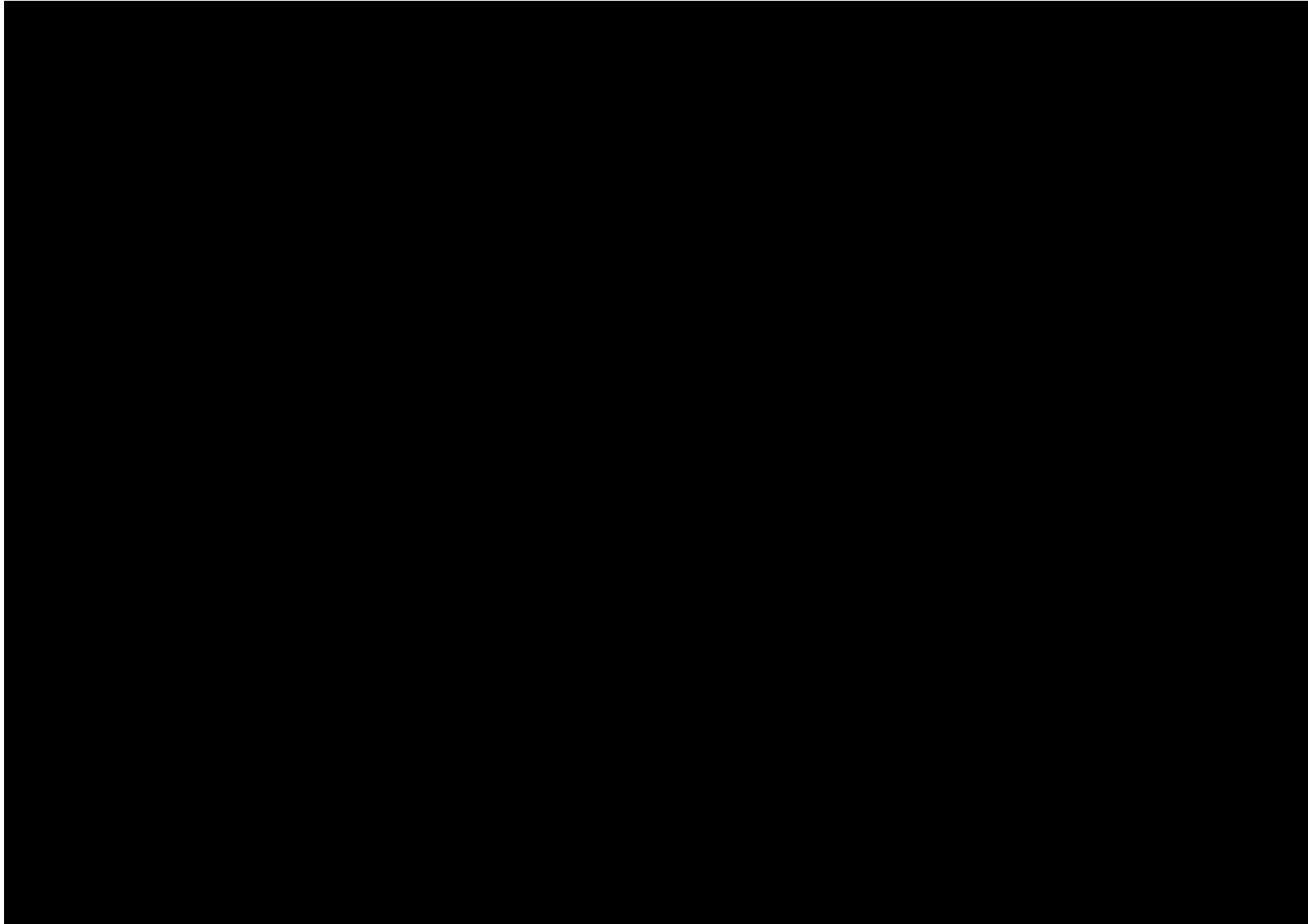
第8図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系の系統図



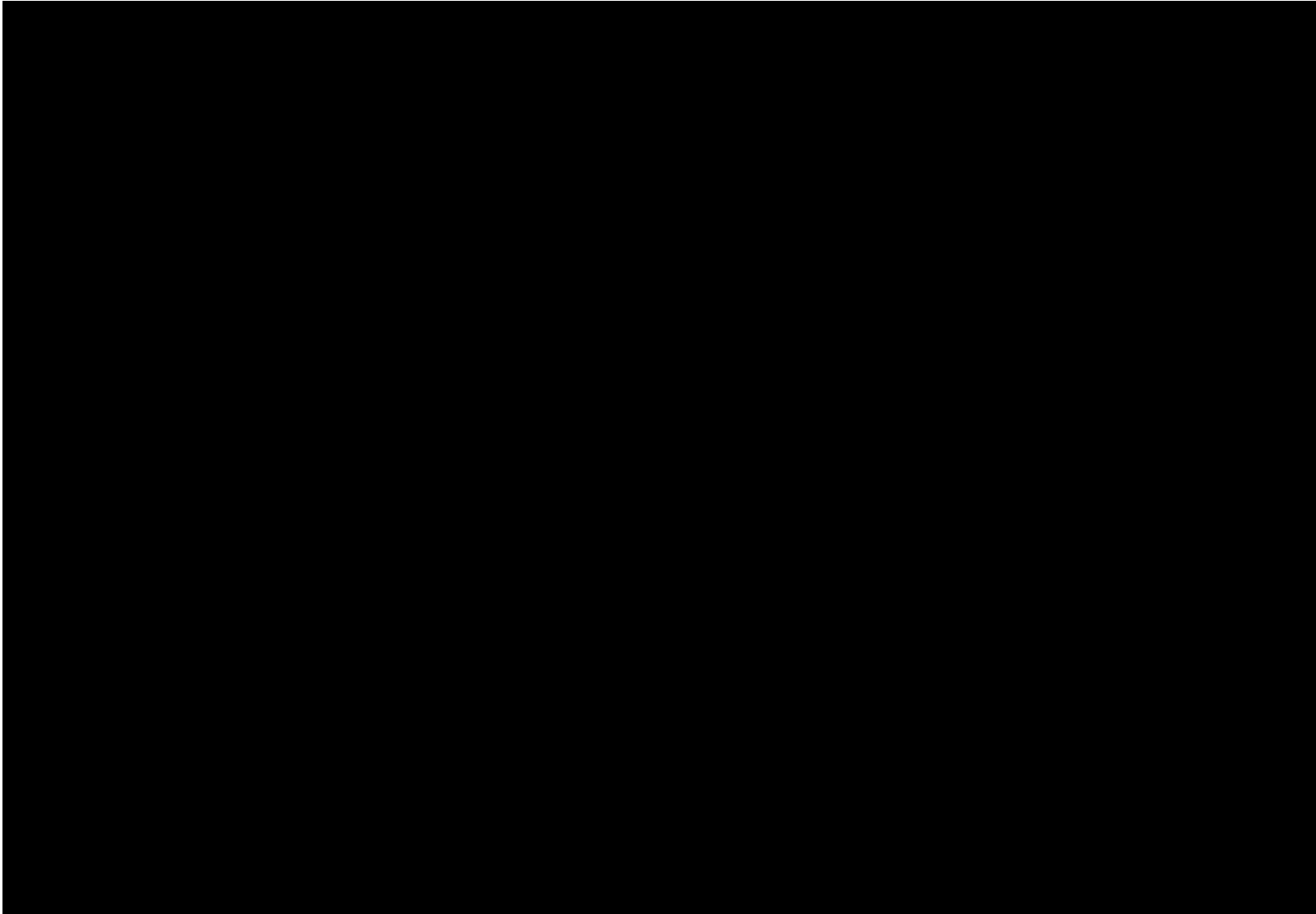
第9図 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の系統図



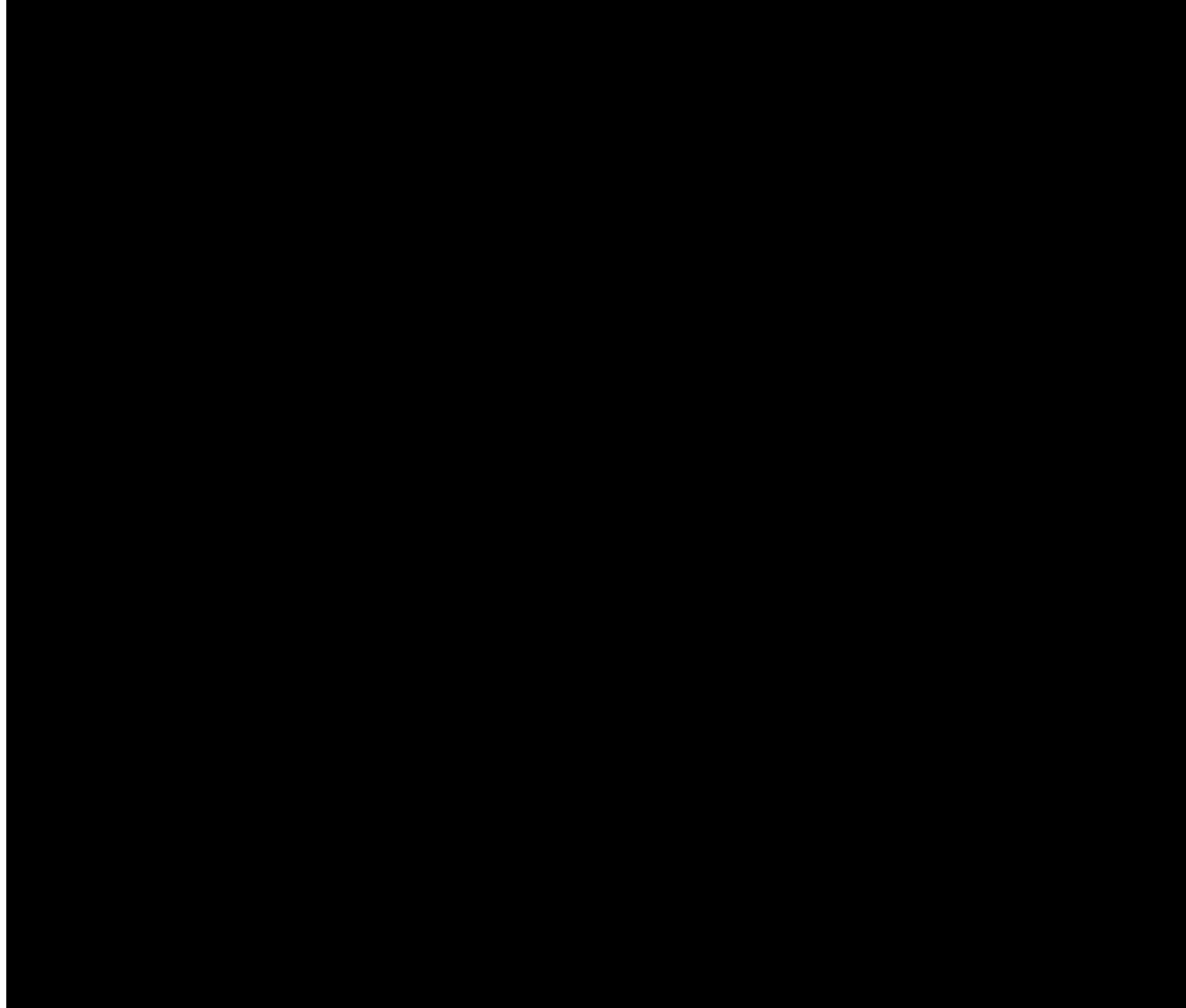
第 10 図 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理設備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系の系統図



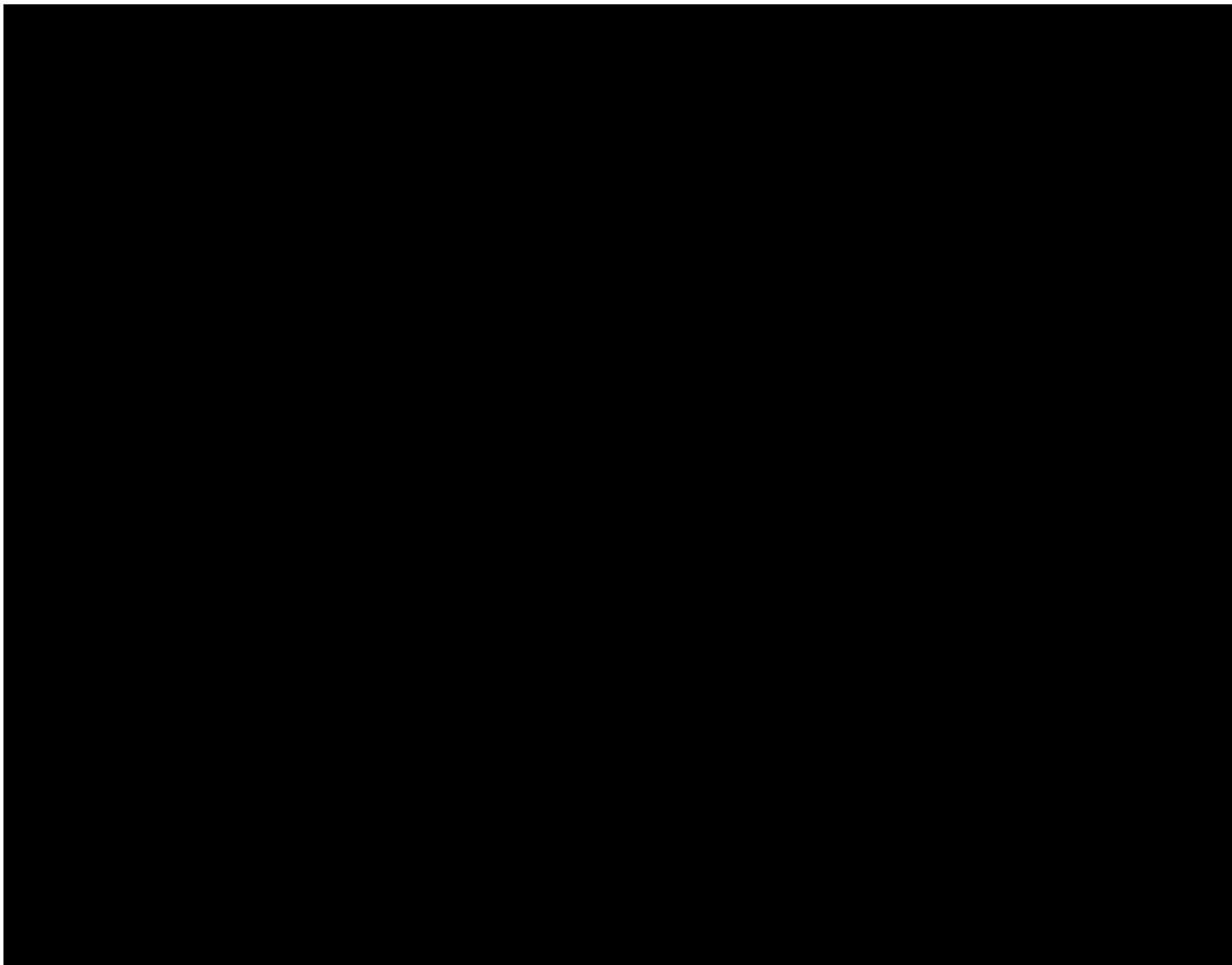
第 11 図 前処理建屋換気設備の中継槽セル等及び溶解槽セル等からの A/B 排気系の系統図



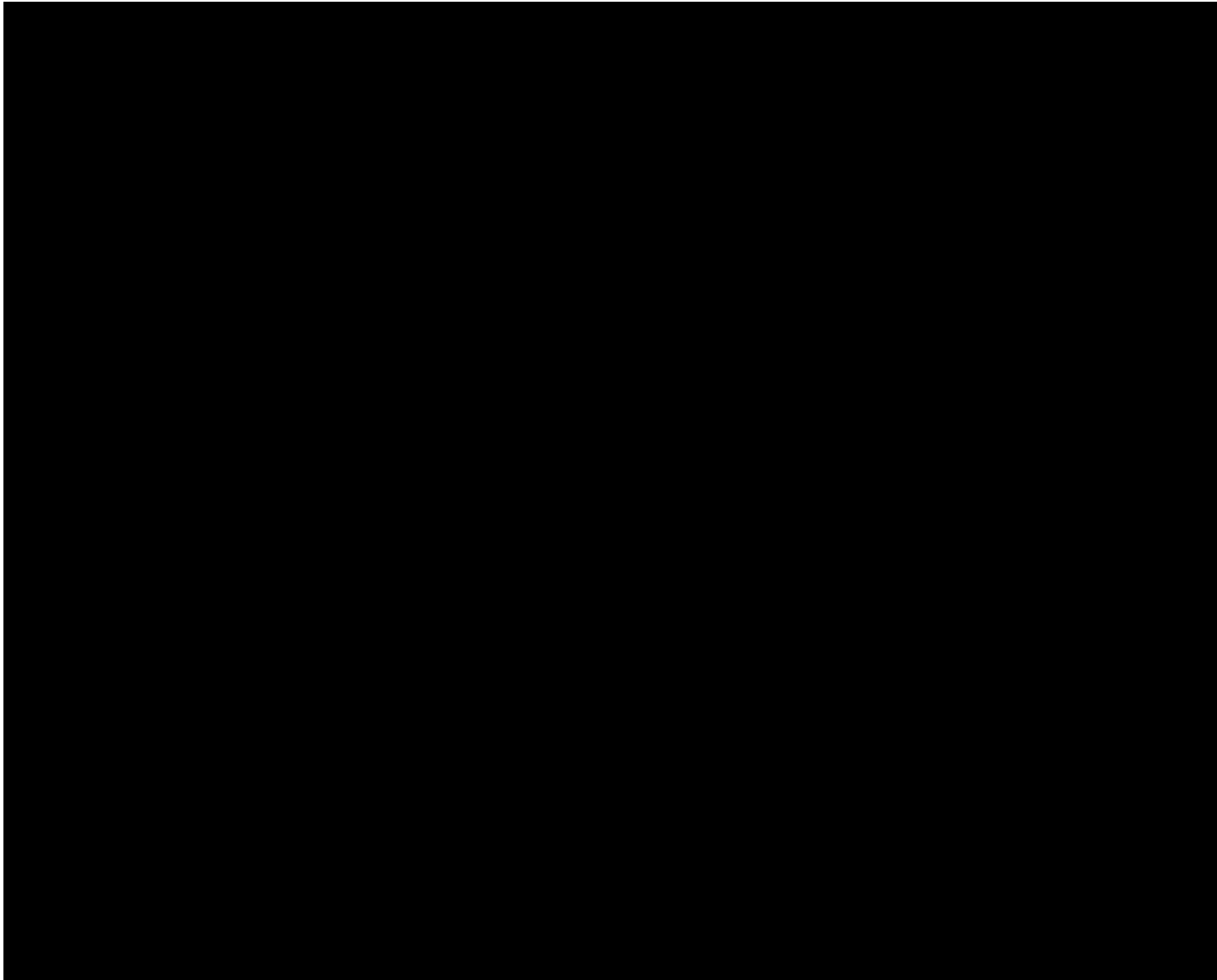
第 12 図 分離建屋換気設備のプルトニウム溶液中間セル等からの排気系の系統図



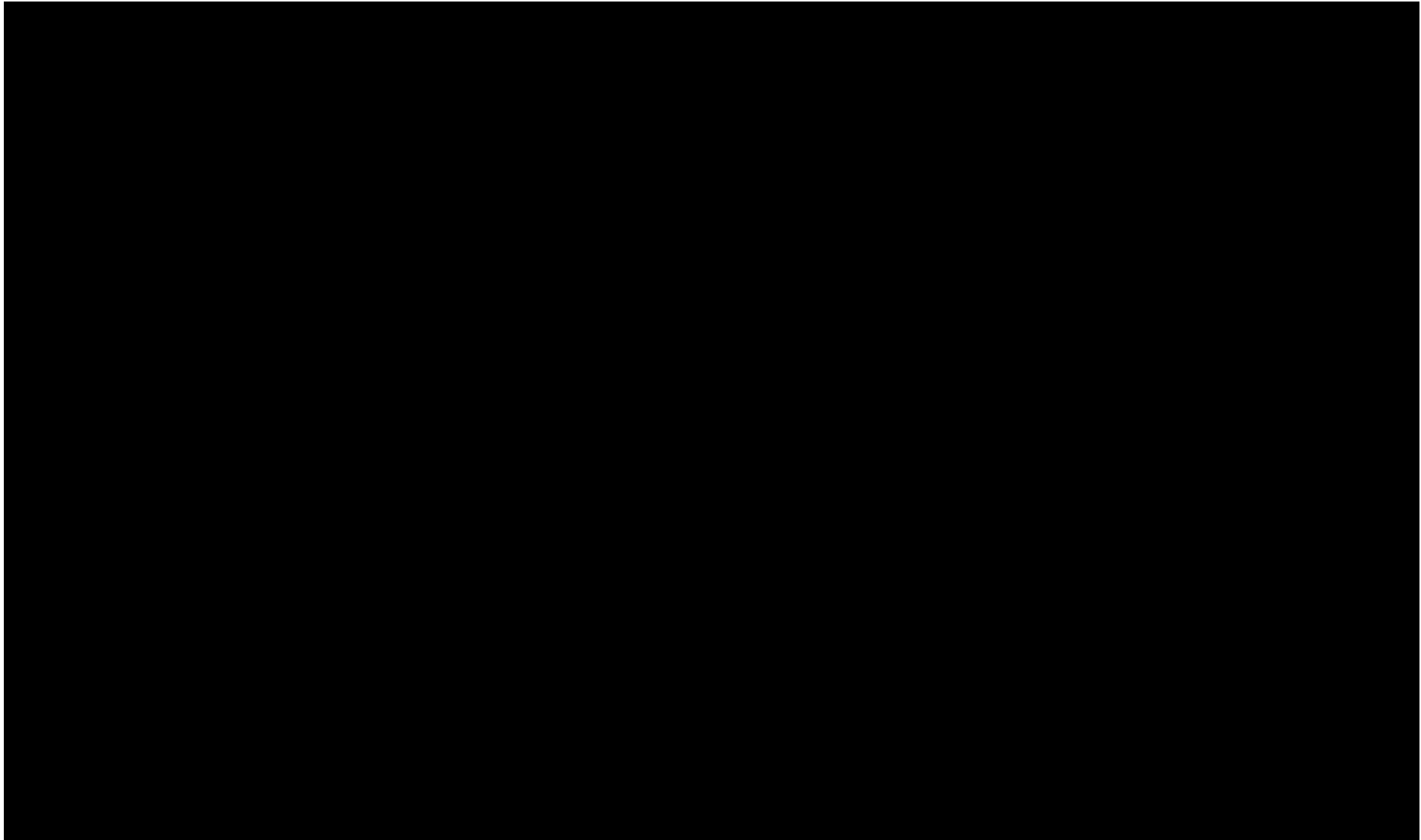
第 13 図 精製建屋換気設備のプルトニウム濃縮缶セル及びグローブボックス等からの排気系の系統図



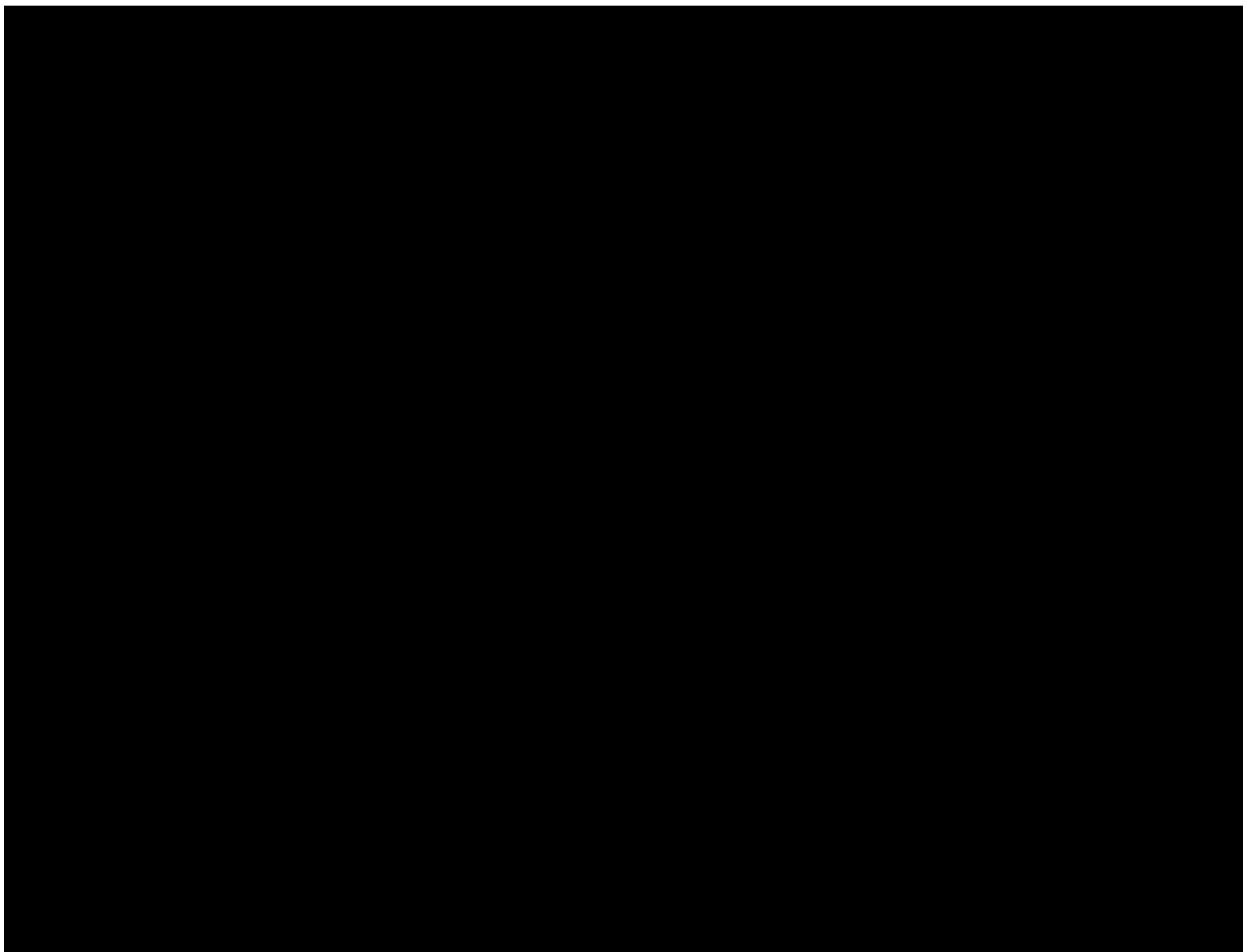
第 14 図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の硝酸プルトニウム貯槽セル等
及びグローブボックス等からの排気系の系統図



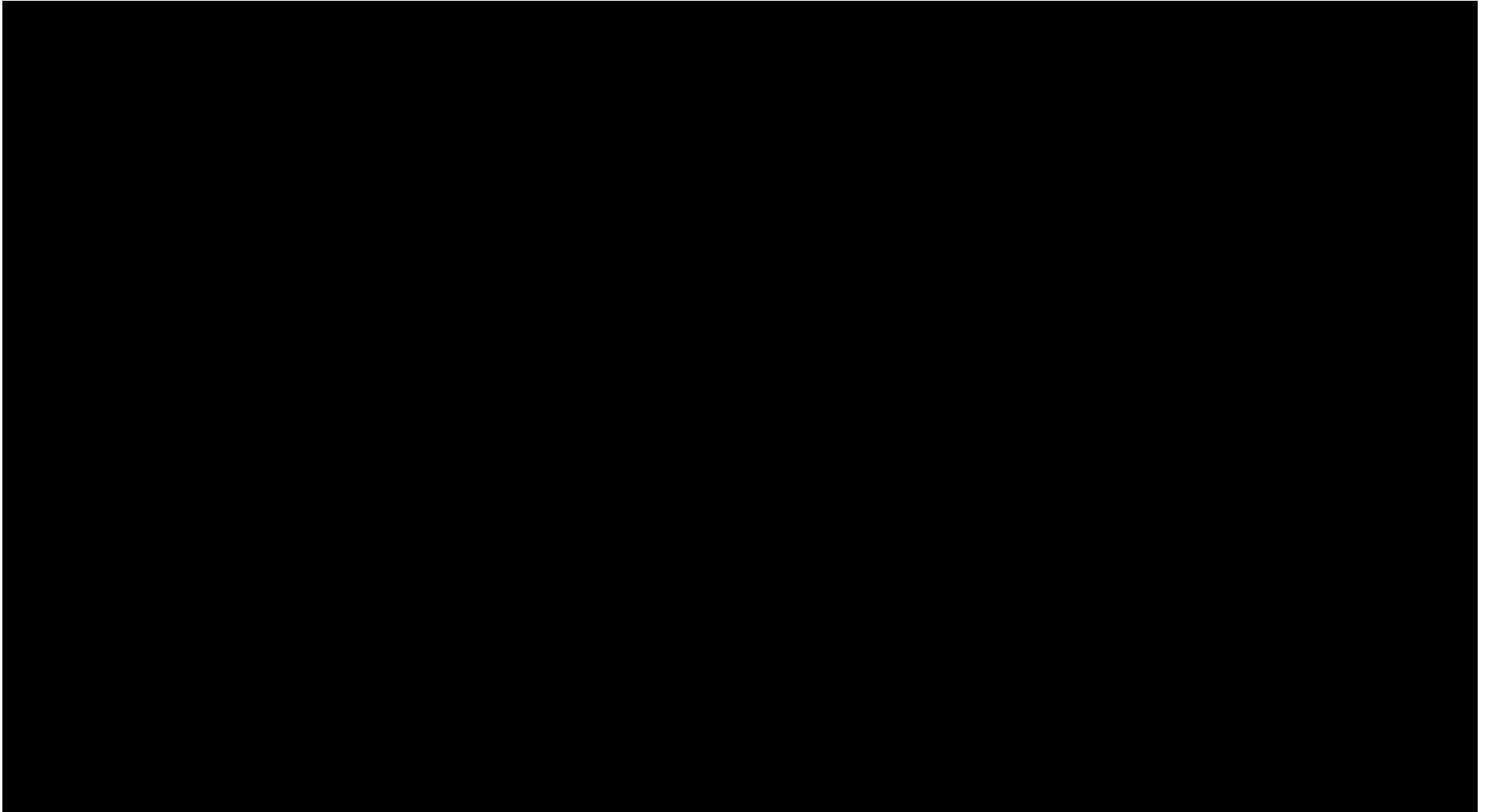
第 15 図 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の高レベル濃縮廃液貯槽セル等からの排気系，
固化セル換気系及び固化セル圧力放出系の系統図（1 / 2）



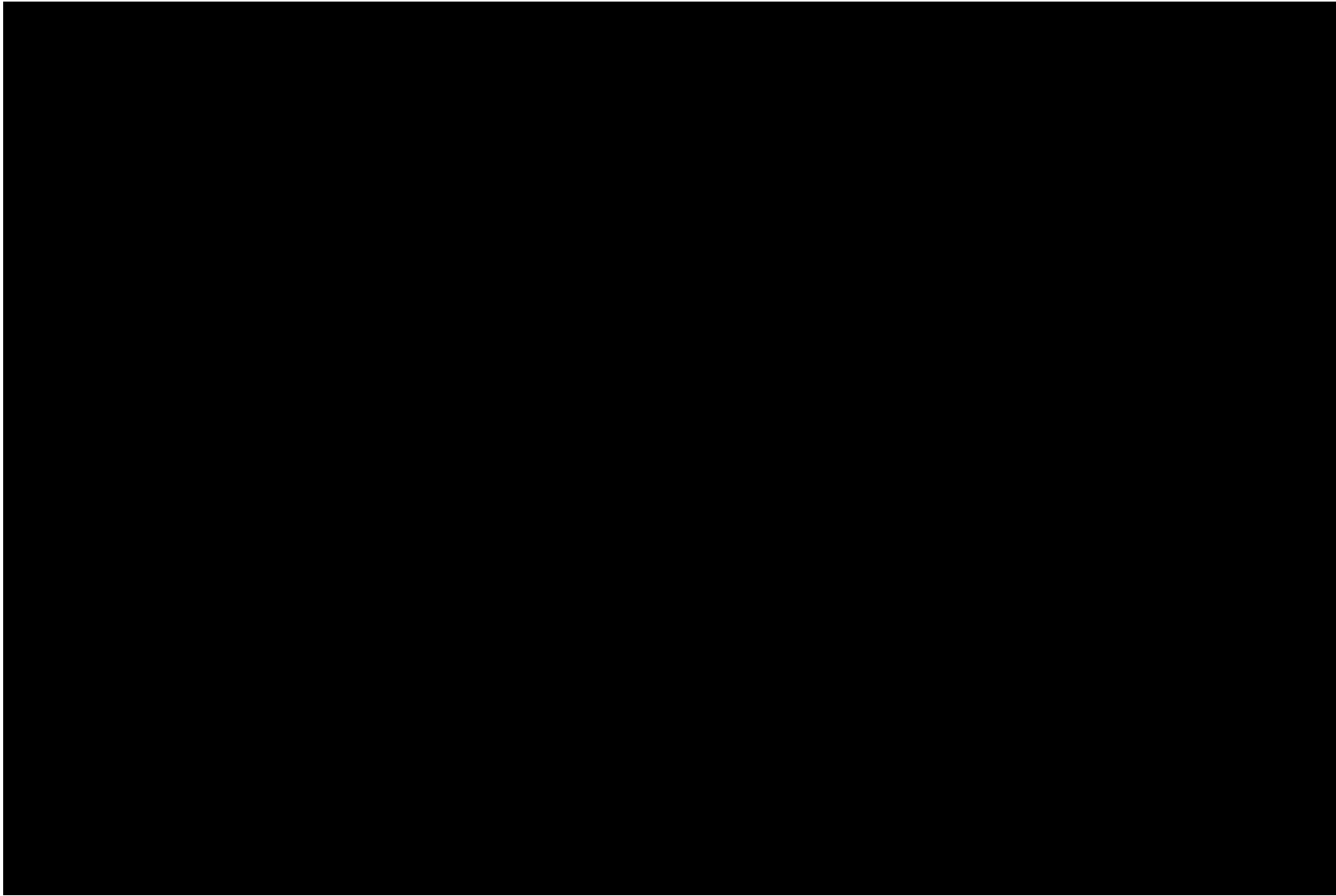
第 16 図 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の高レベル濃縮廃液貯槽セル等からの排気系，
固化セル換気系及び固化セル圧力放出系の系統図（2 / 2）



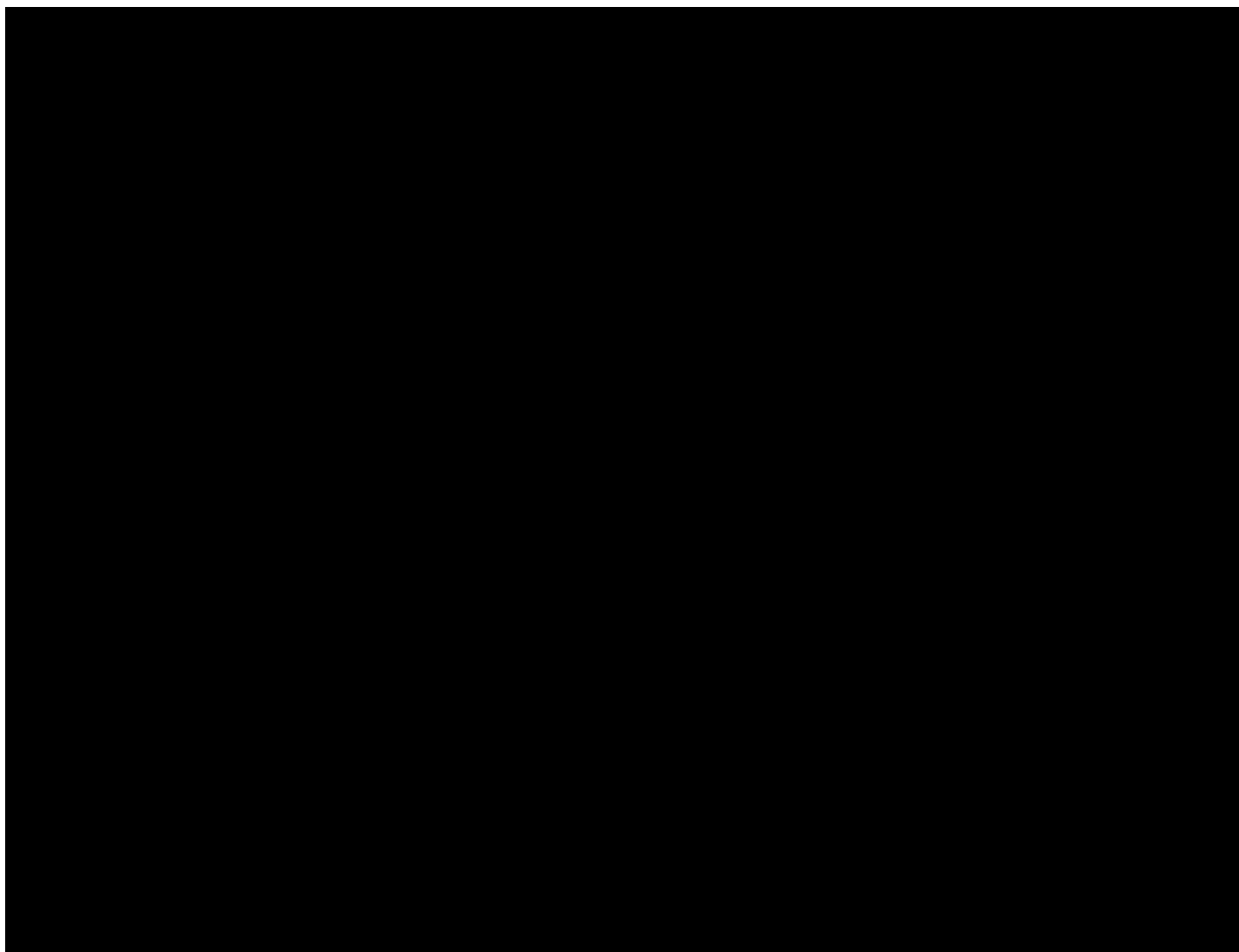
第 17 図 安全冷却水系の系統図 (1/7) (前処理建屋)



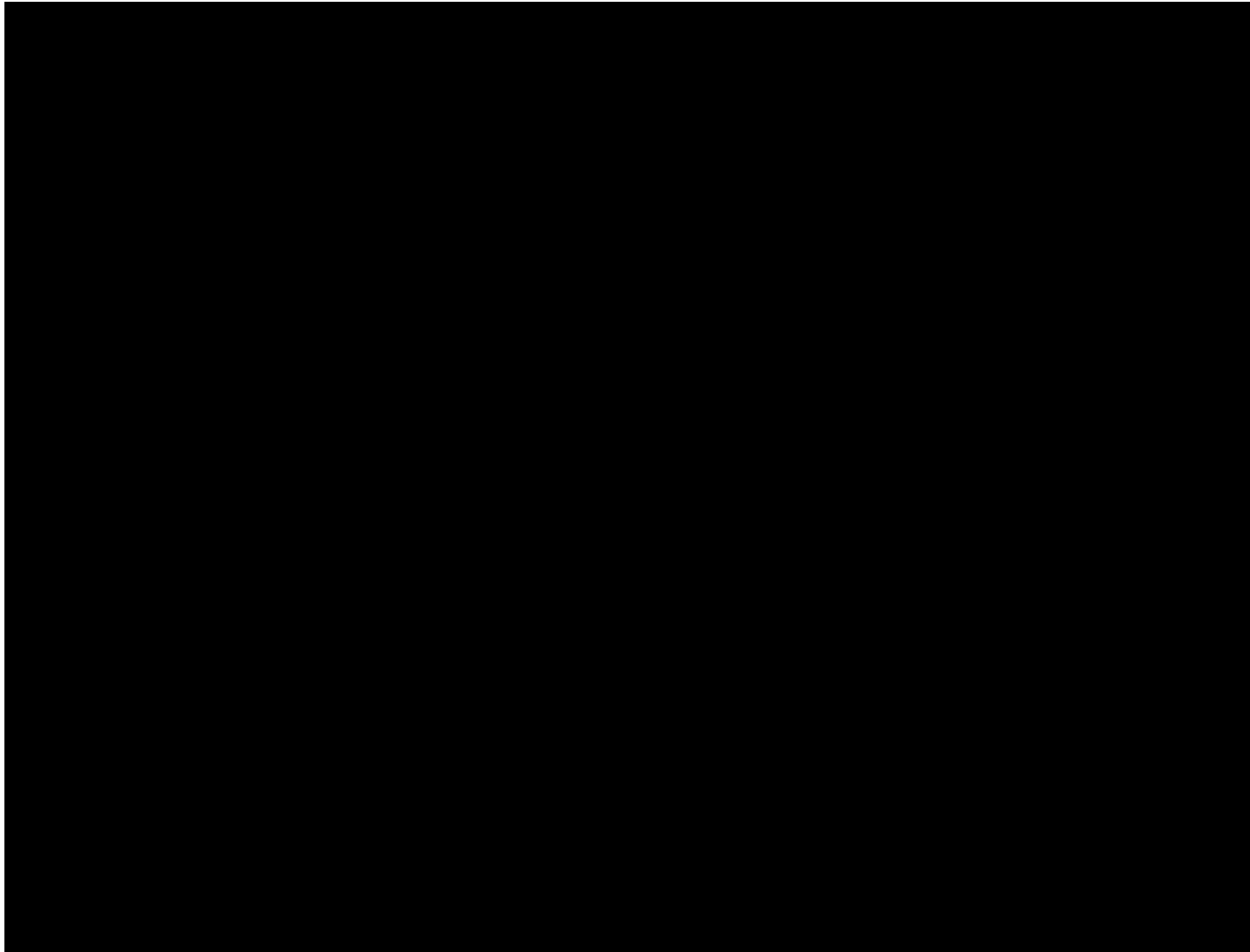
第 18 図 安全冷却水系の系統図 (2/7) (分離建屋)



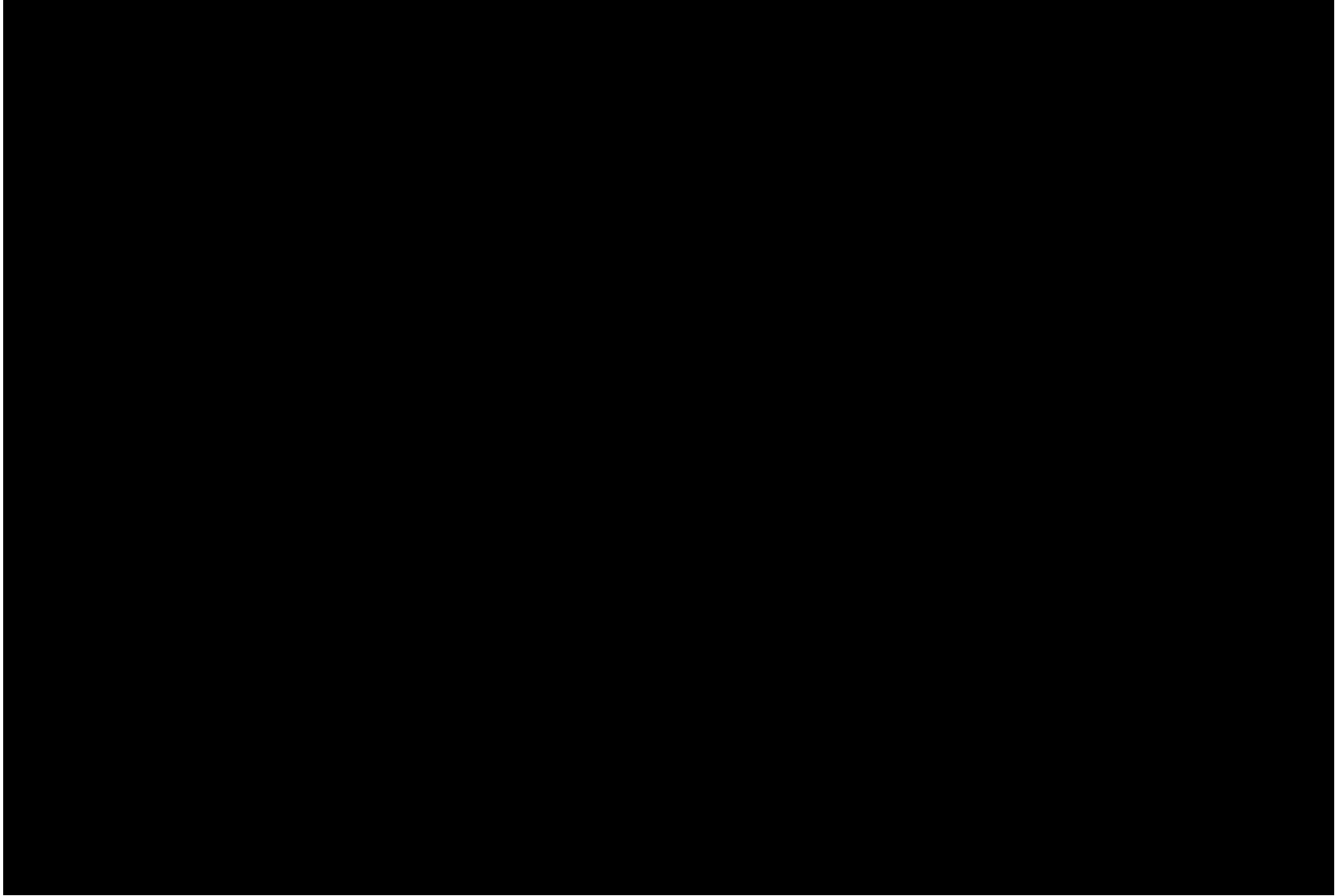
第 19 図 安全冷却水系の系統図 (3/7) (分離建屋)



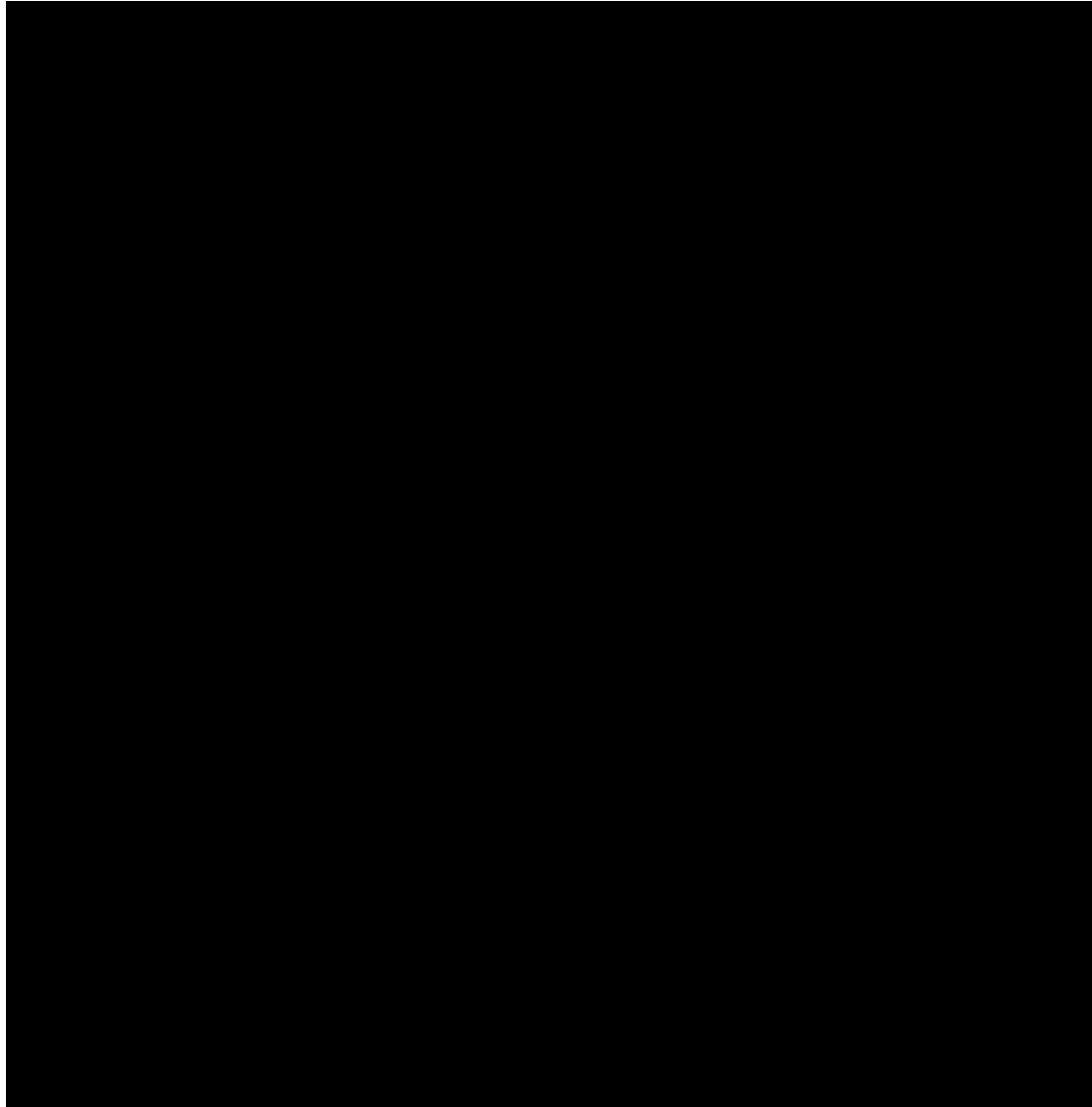
第 20 図 安全冷却水系の系統図 (4/7) (精製建屋)



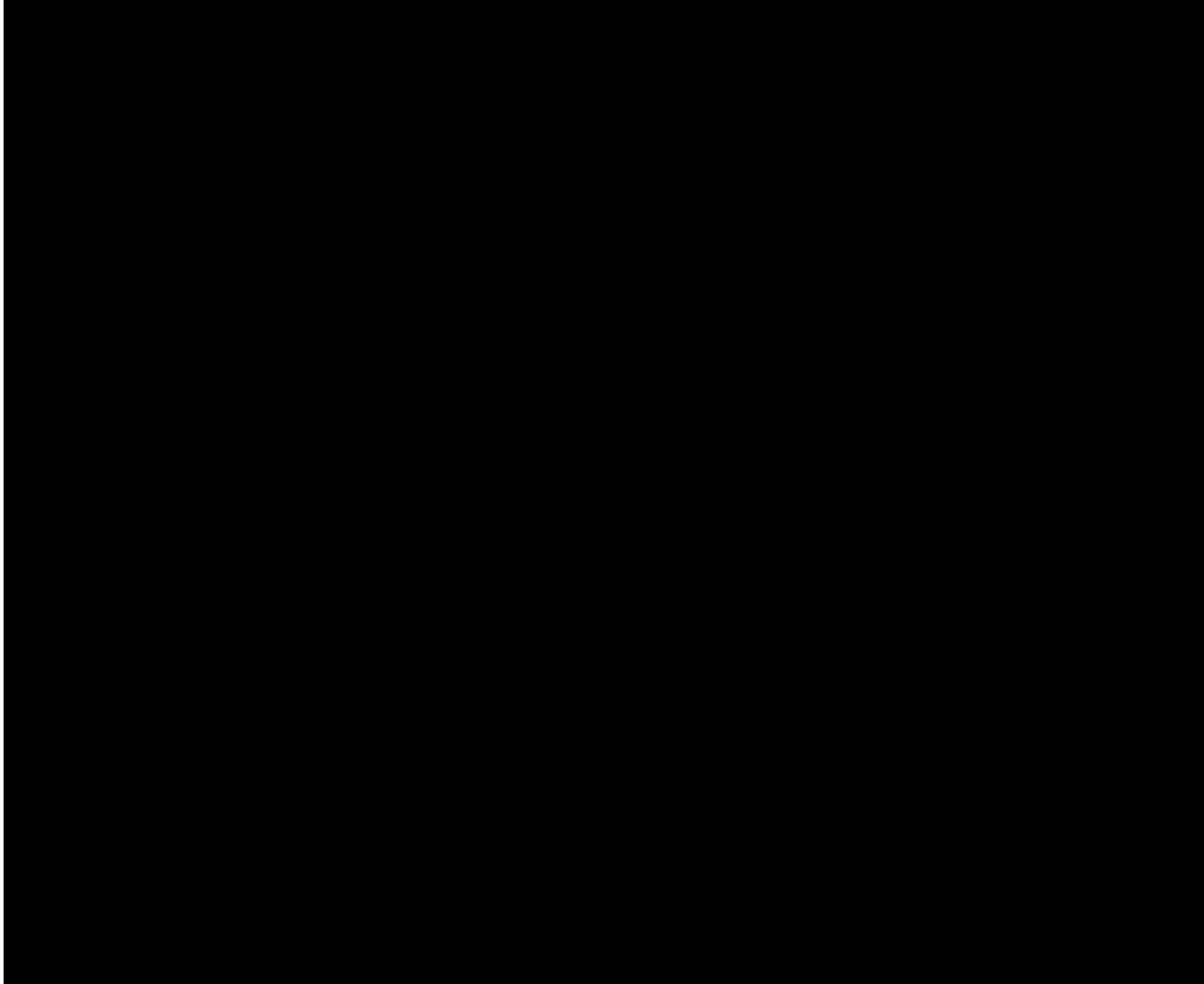
第 21 図 安全冷却水系の系統図 (5/7) (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)



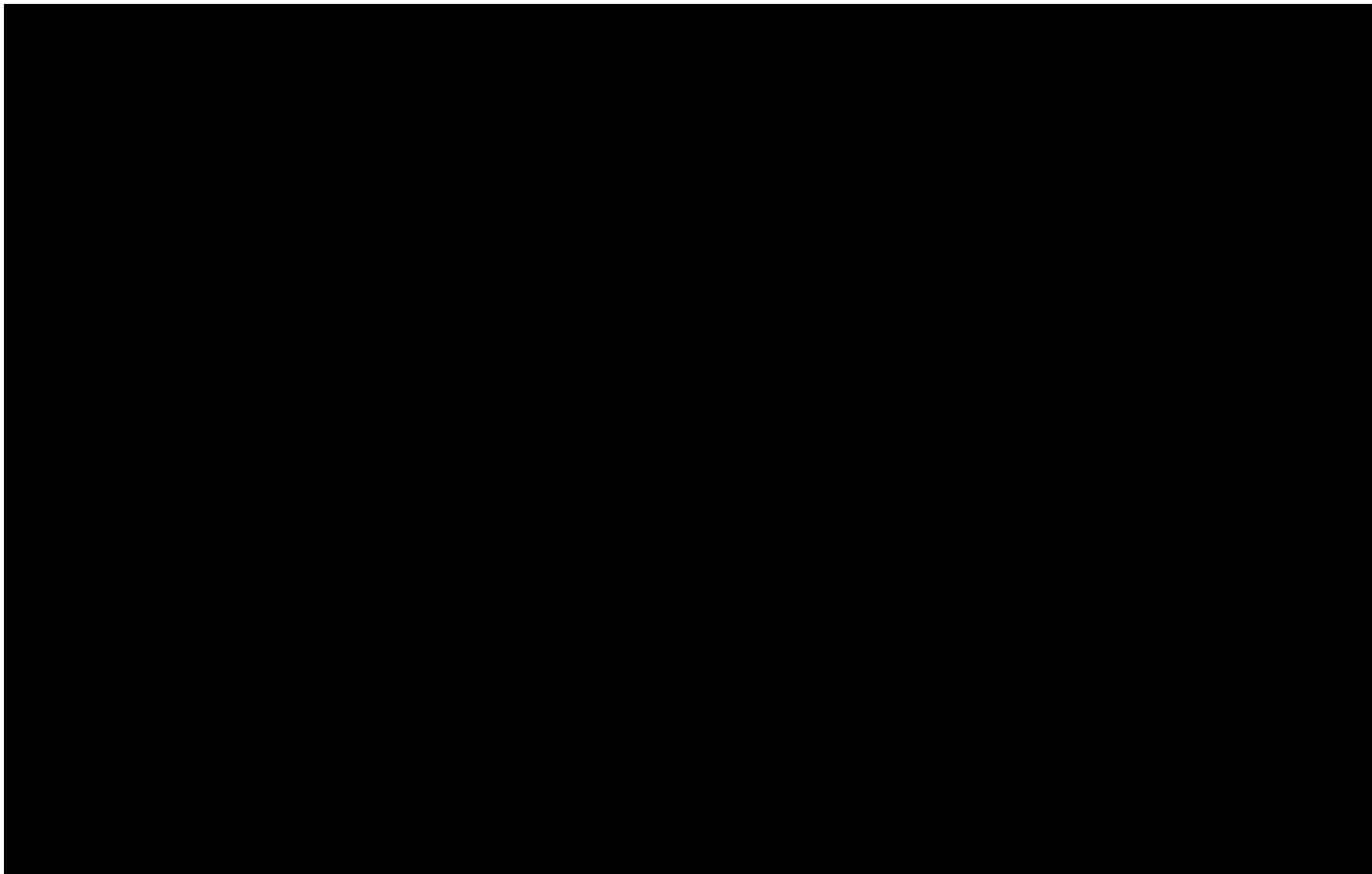
第 22 図 安全冷却水系の系統図 (6/7) (高レベル廃液ガラス固化建屋)



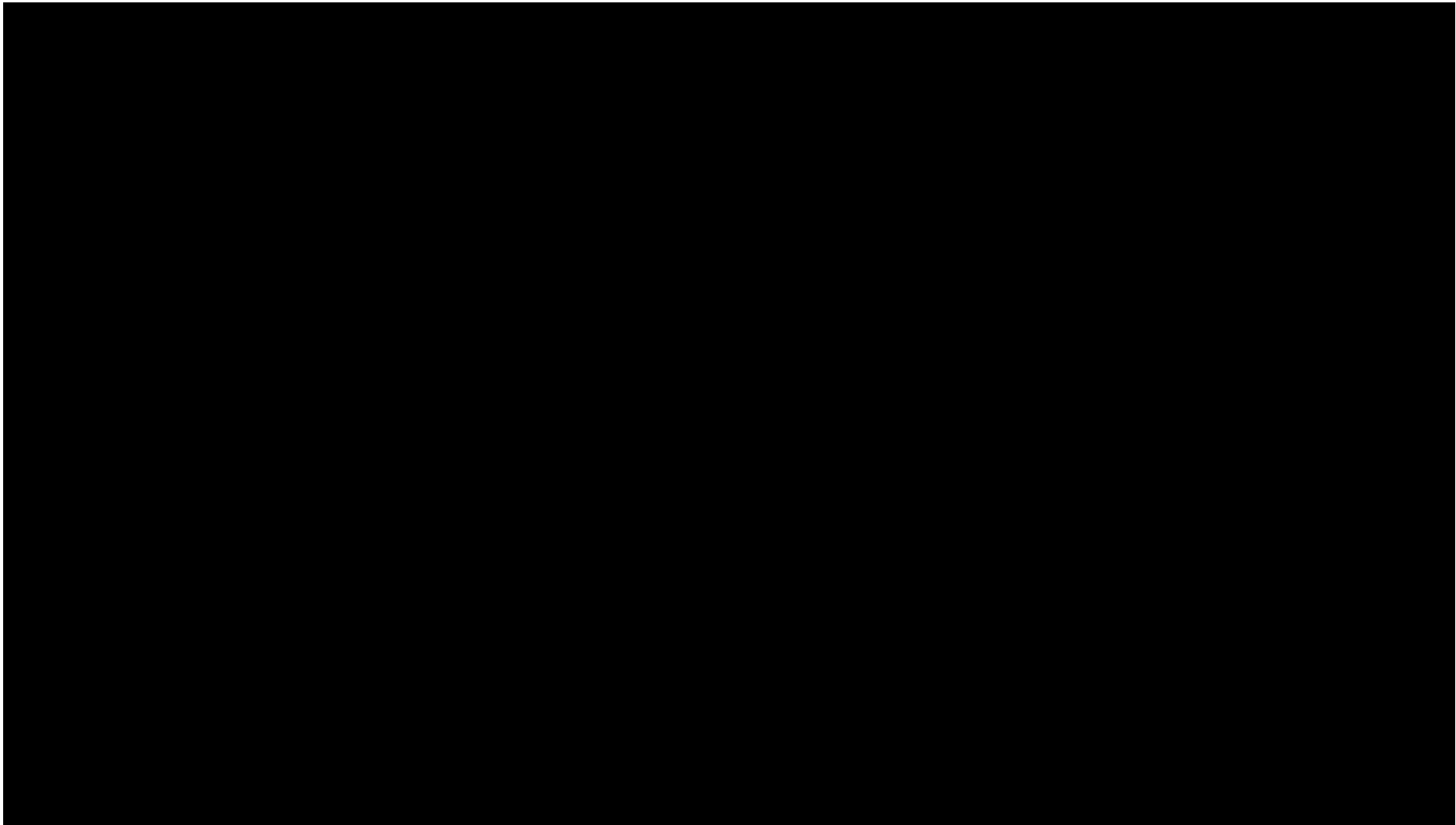
第 23 図 安全冷却水系の系統図 (7/7) (高レベル廃液ガラス固化建屋)



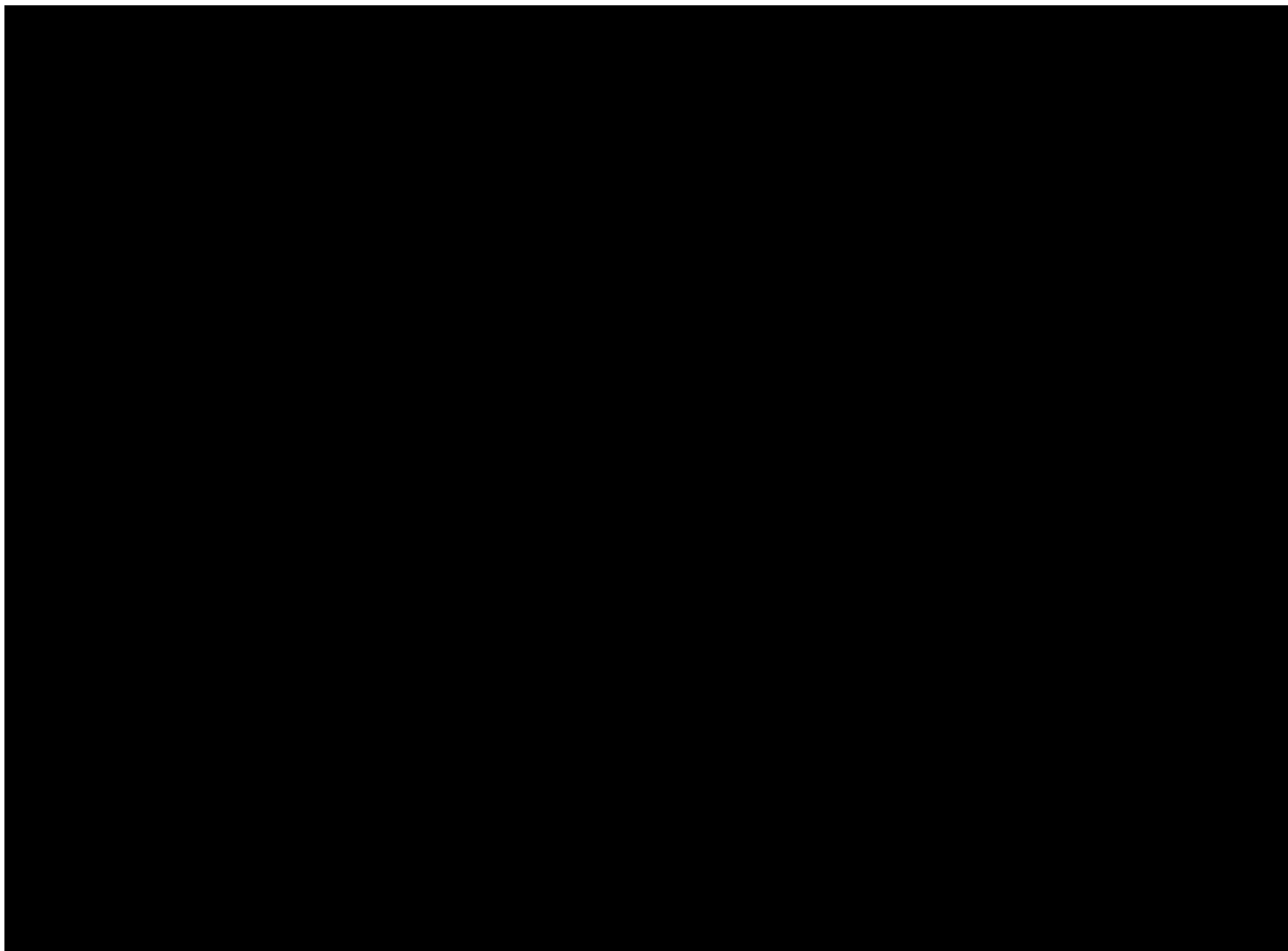
第 24 図 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系の系統図



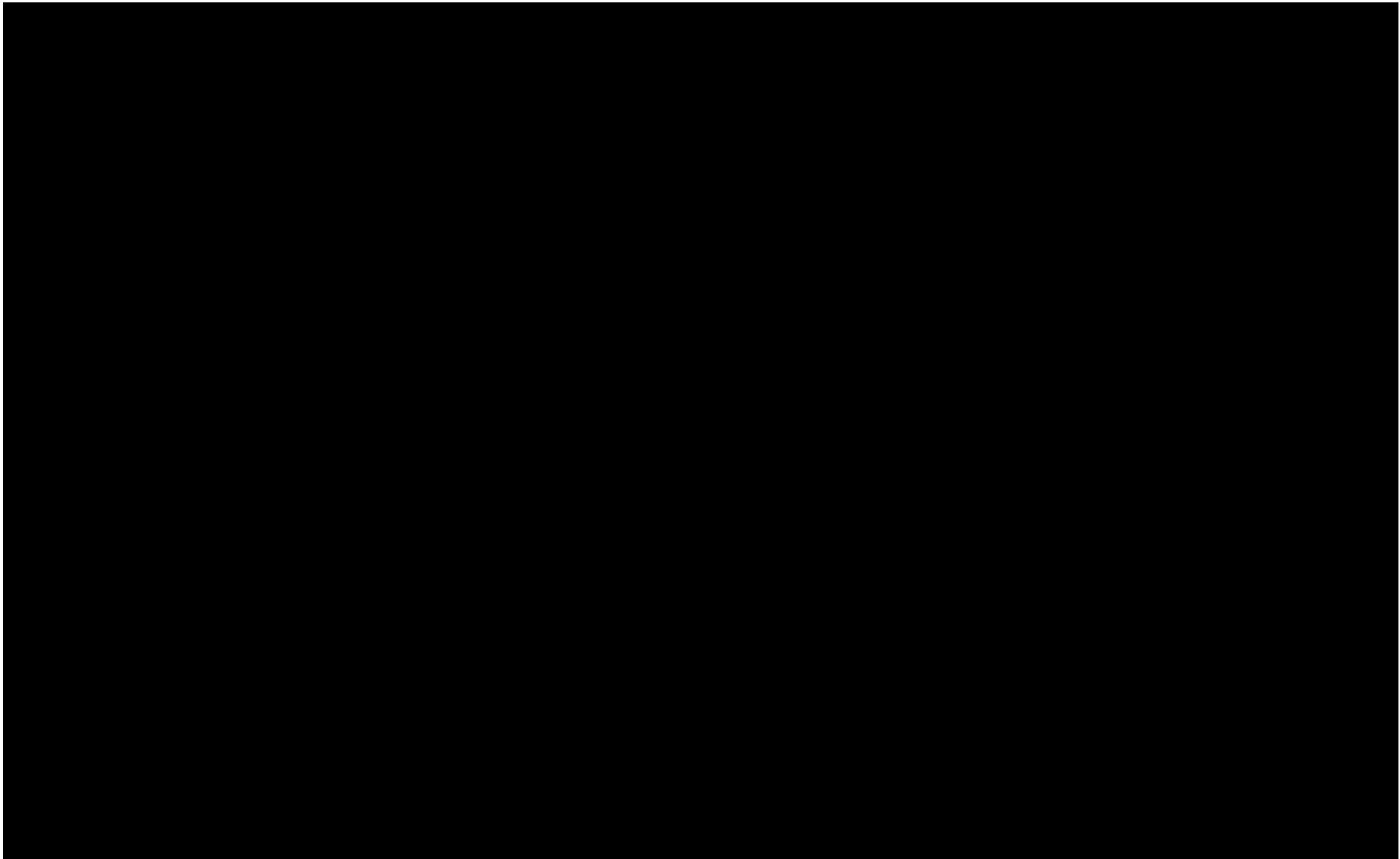
第 25 図 安全圧縮空気系の系統図 (1/4) (前処理建屋)



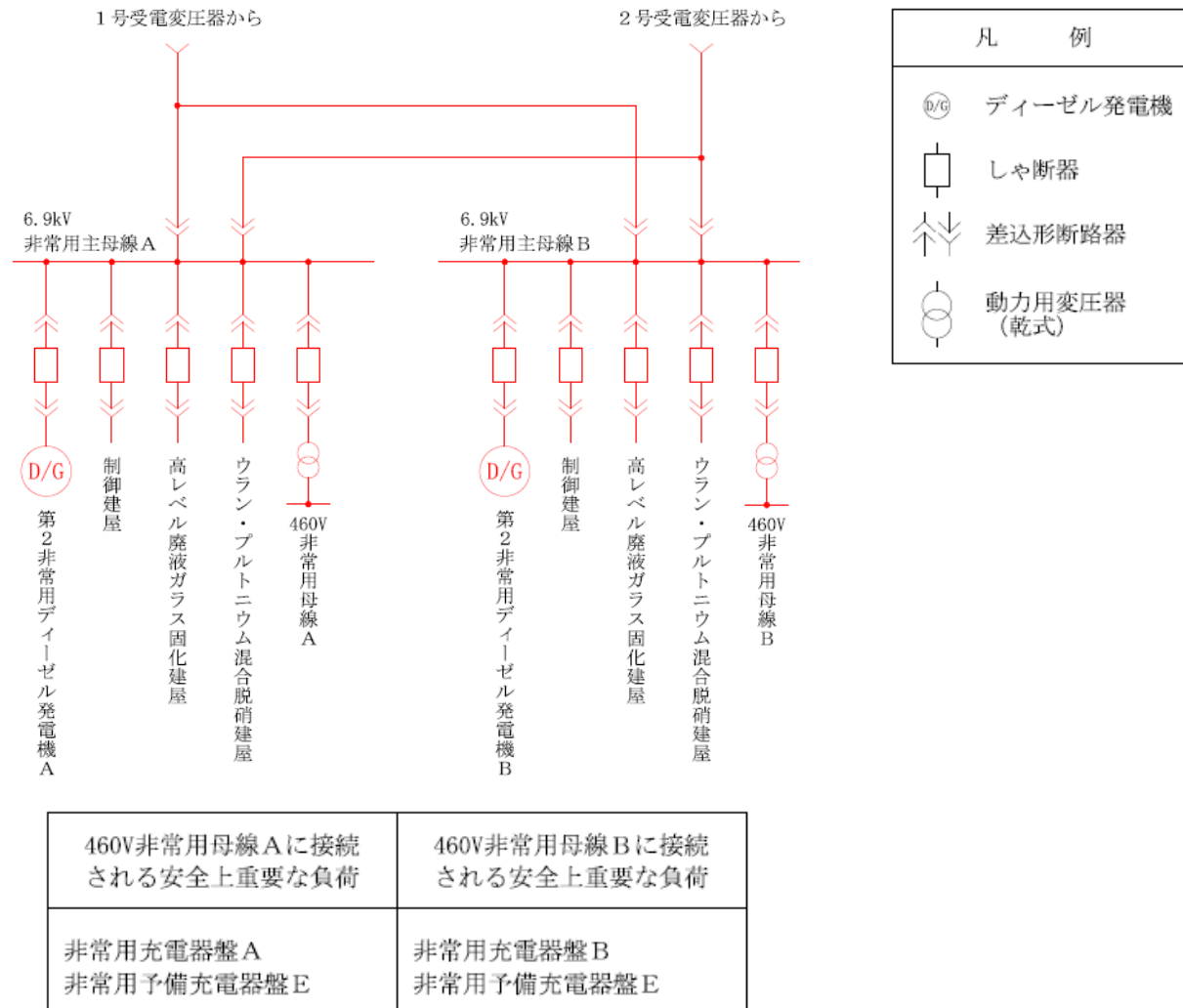
第 26 図 安全圧縮空気系の系統図 (2/4) (洞道)



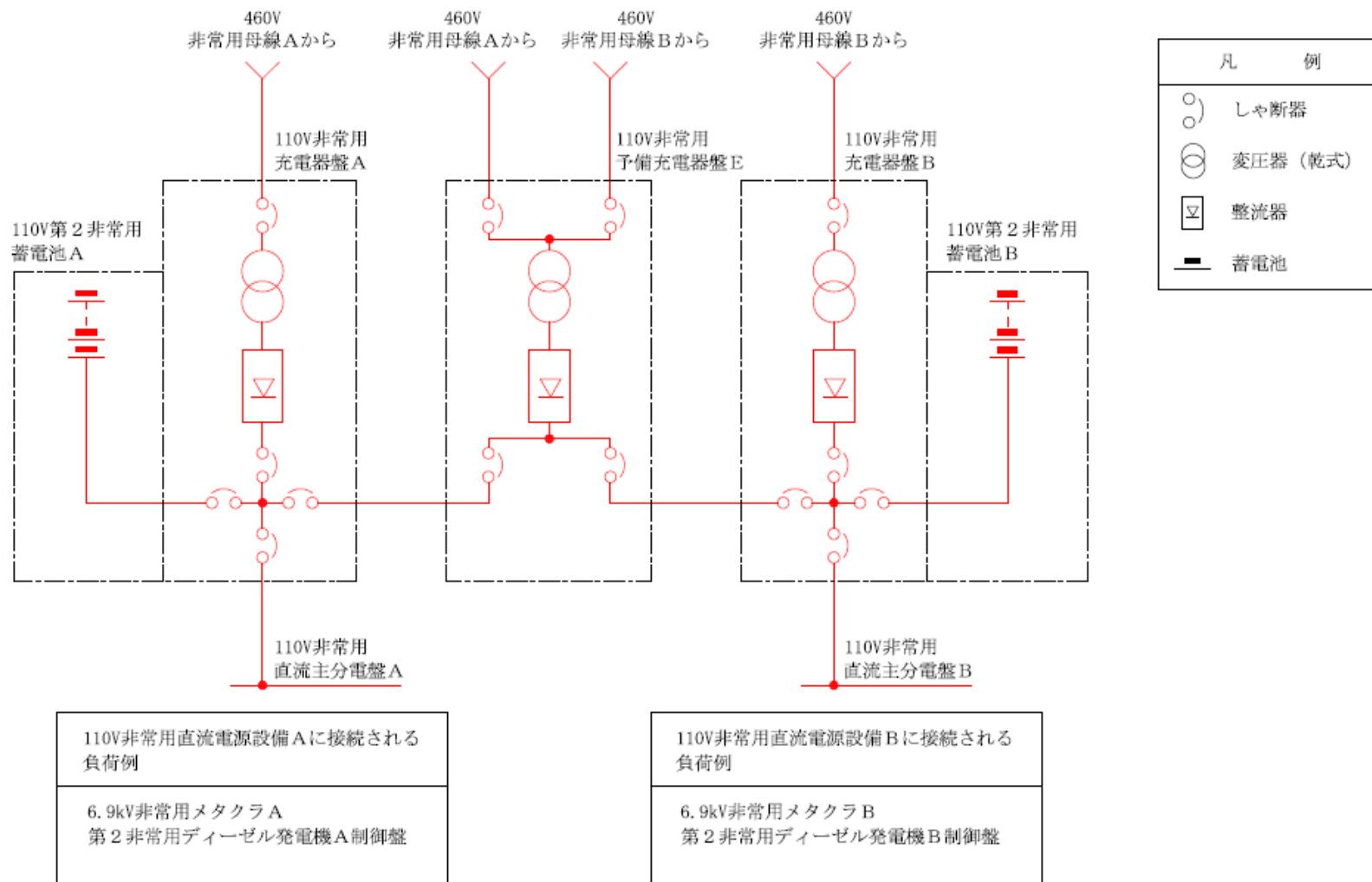
第 27 図 安全圧縮空気系の系統図 (3/4) (精製建屋)



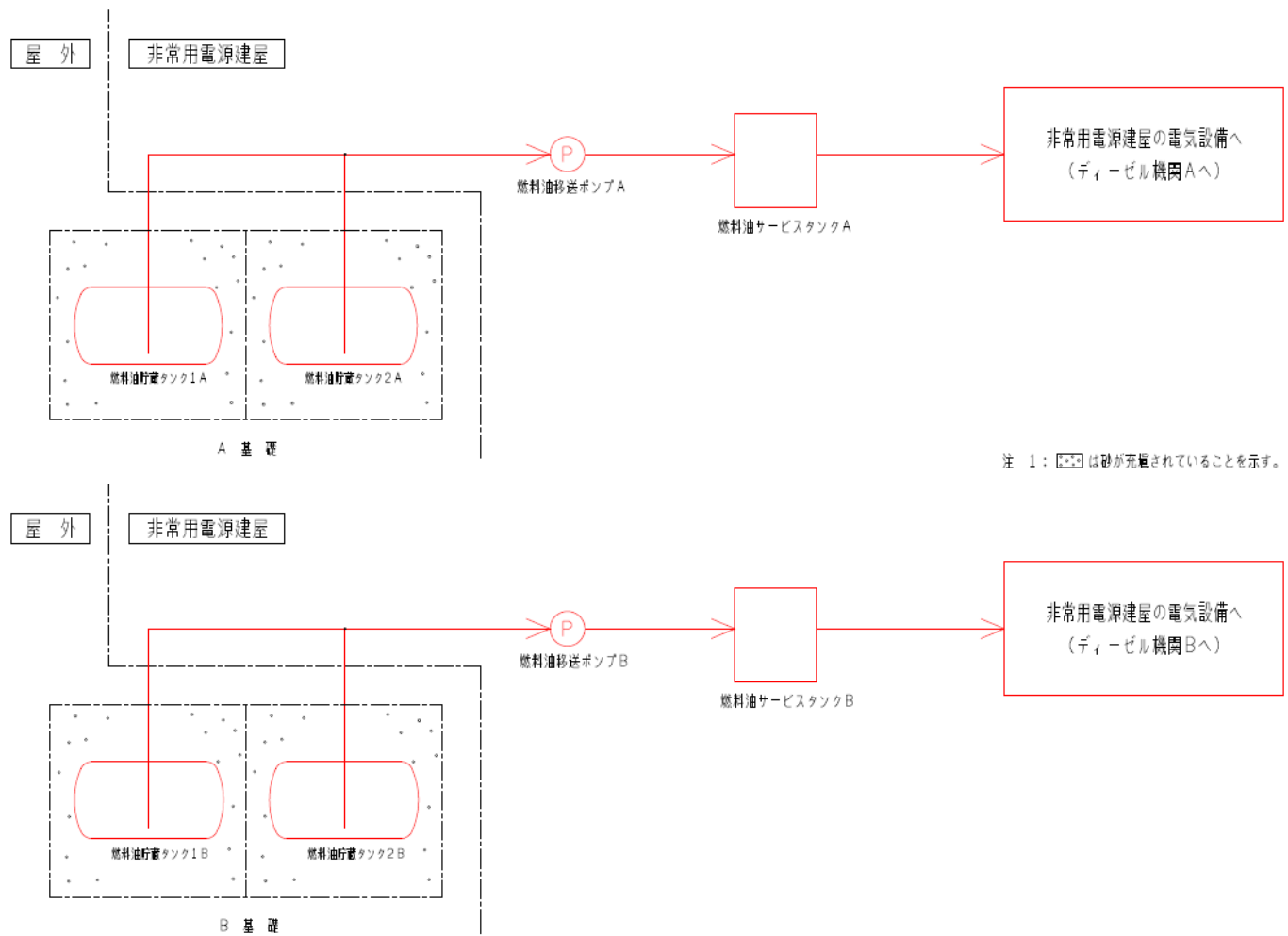
第 28 図 安全圧縮空気系の系統図（4/4）（高レベル廃液ガラス固化建屋）



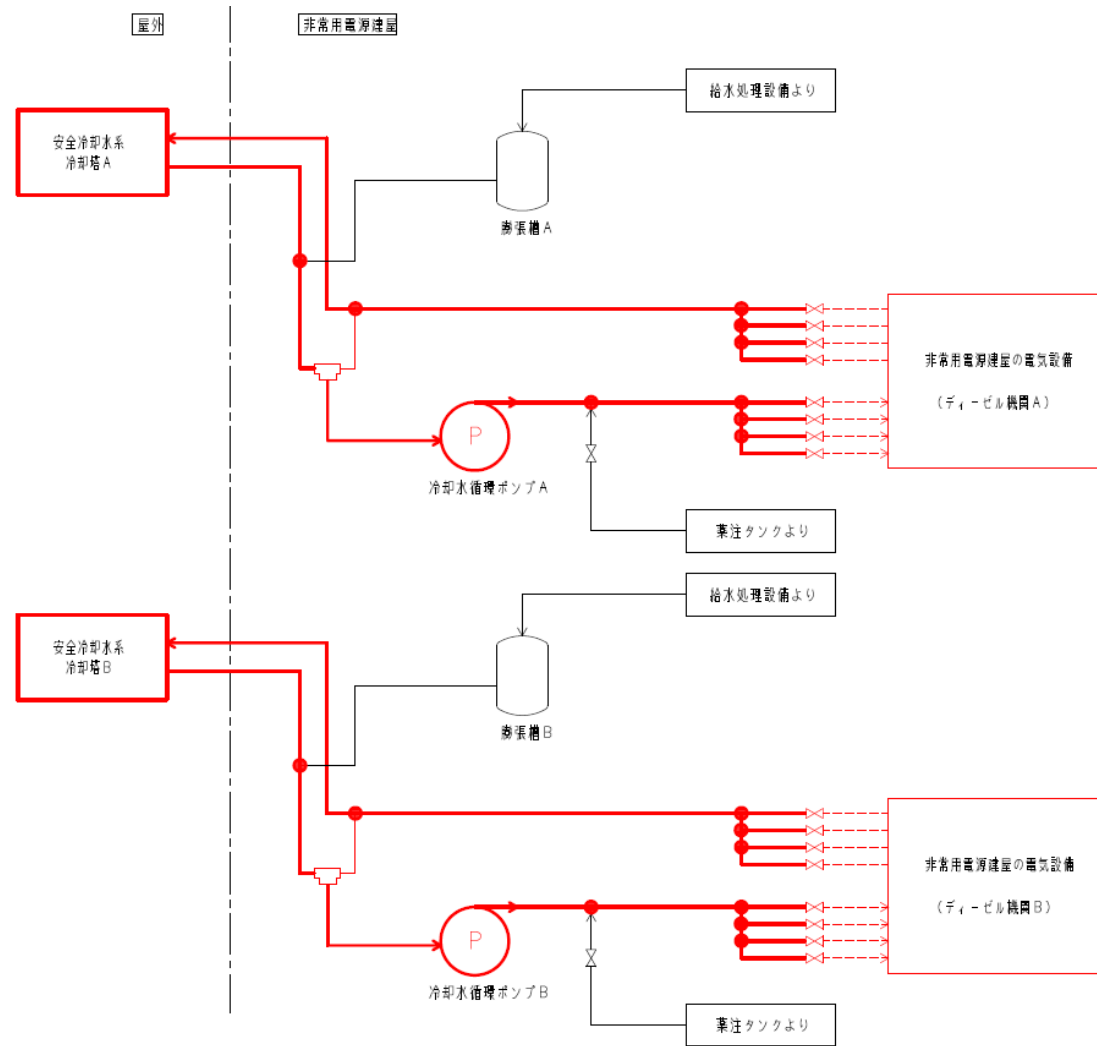
第 29 図 非常用所内電源の系統図 (1/26) (非常用電源建屋)



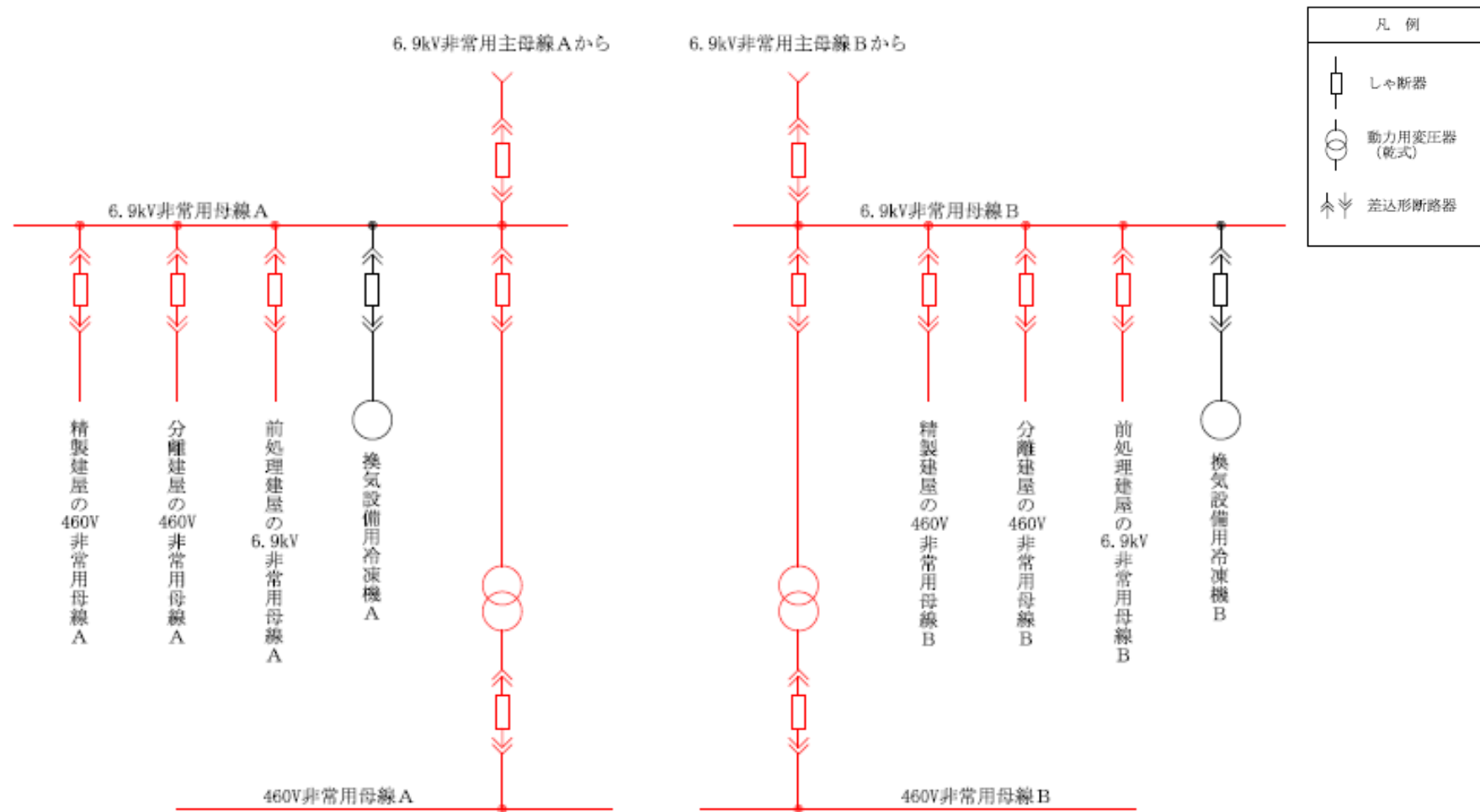
第 30 図 非常用所内電源の系統図 (2/26) (非常用電源建屋)



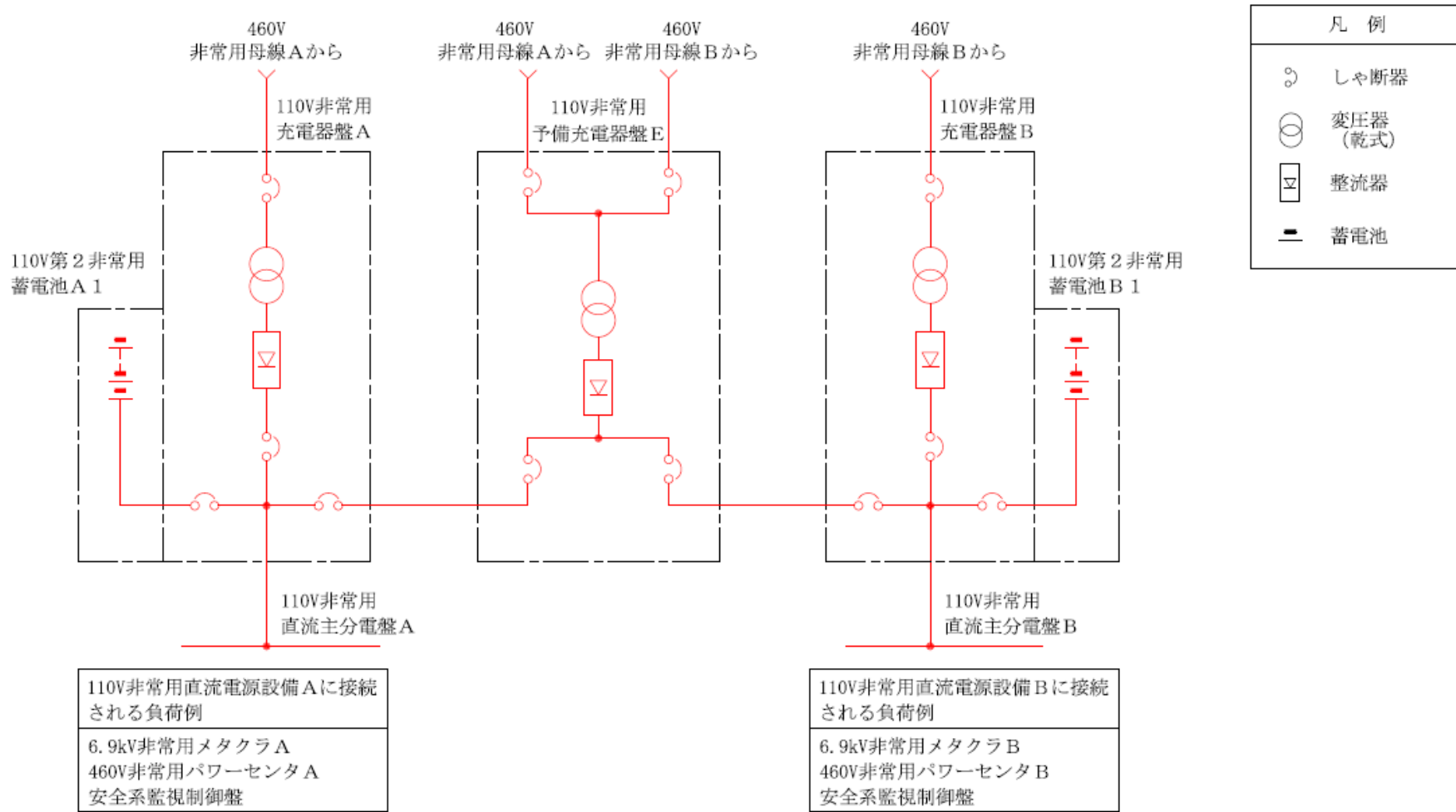
第 31 図 非常用所内電源の系統図 (3/26) (非常用電源建屋)



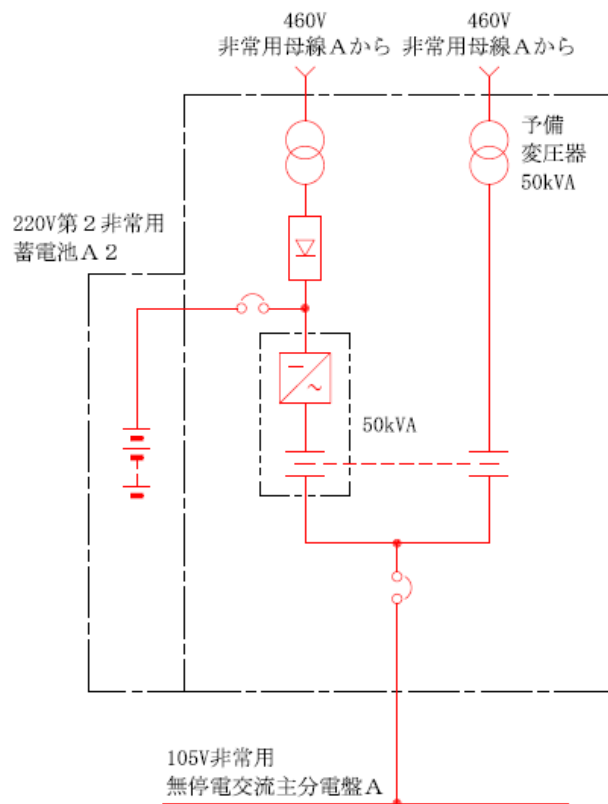
第 32 図 非常用所内電源の系統図 (4/26) (非常用電源建屋)



第 33 図 非常用所内電源の系統図 (5/26) (制御建屋)

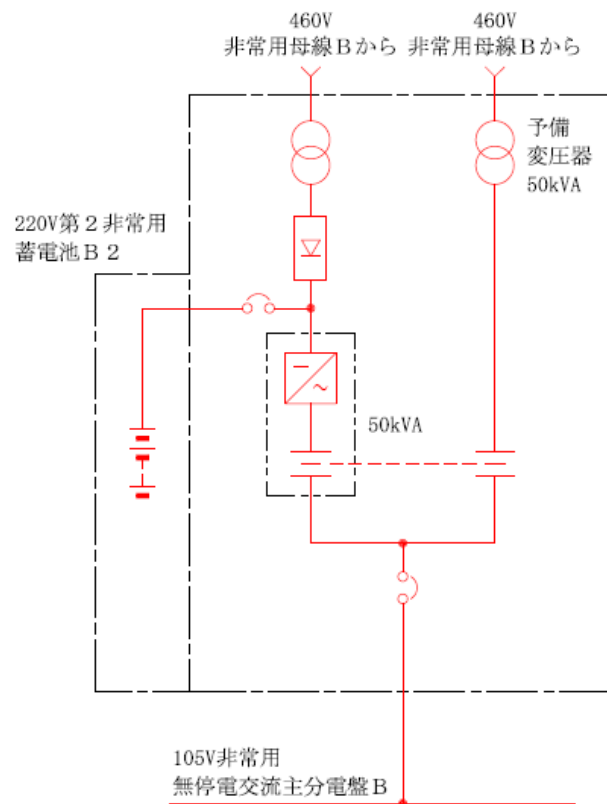


第 34 図 非常用所内電源の系統図 (6/26) (制御建屋)



105V非常用無停電電源装置A に接続される負荷例
安全系監視制御盤 安全系制御盤

105V非常用無停電電源装置A

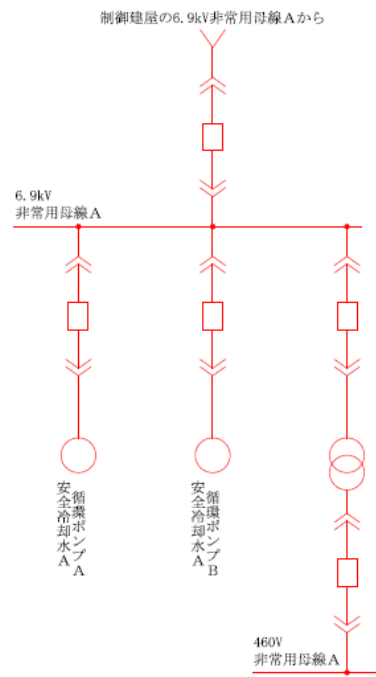


105V非常用無停電電源装置B に接続される負荷例
安全系監視制御盤 安全系制御盤

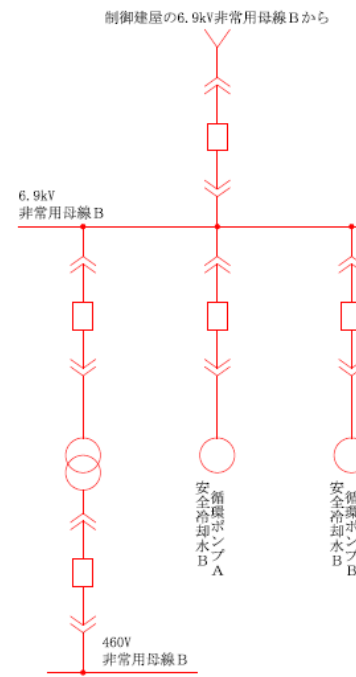
105V非常用無停電電源装置B

凡 例	
	しゃ断器
	変圧器 (乾式)
	整流器
	直流・交流変換器
	静止形切替スイッチ
	蓄電池

第 35 図 非常用所内電源の系統図 (7/26) (制御建屋)



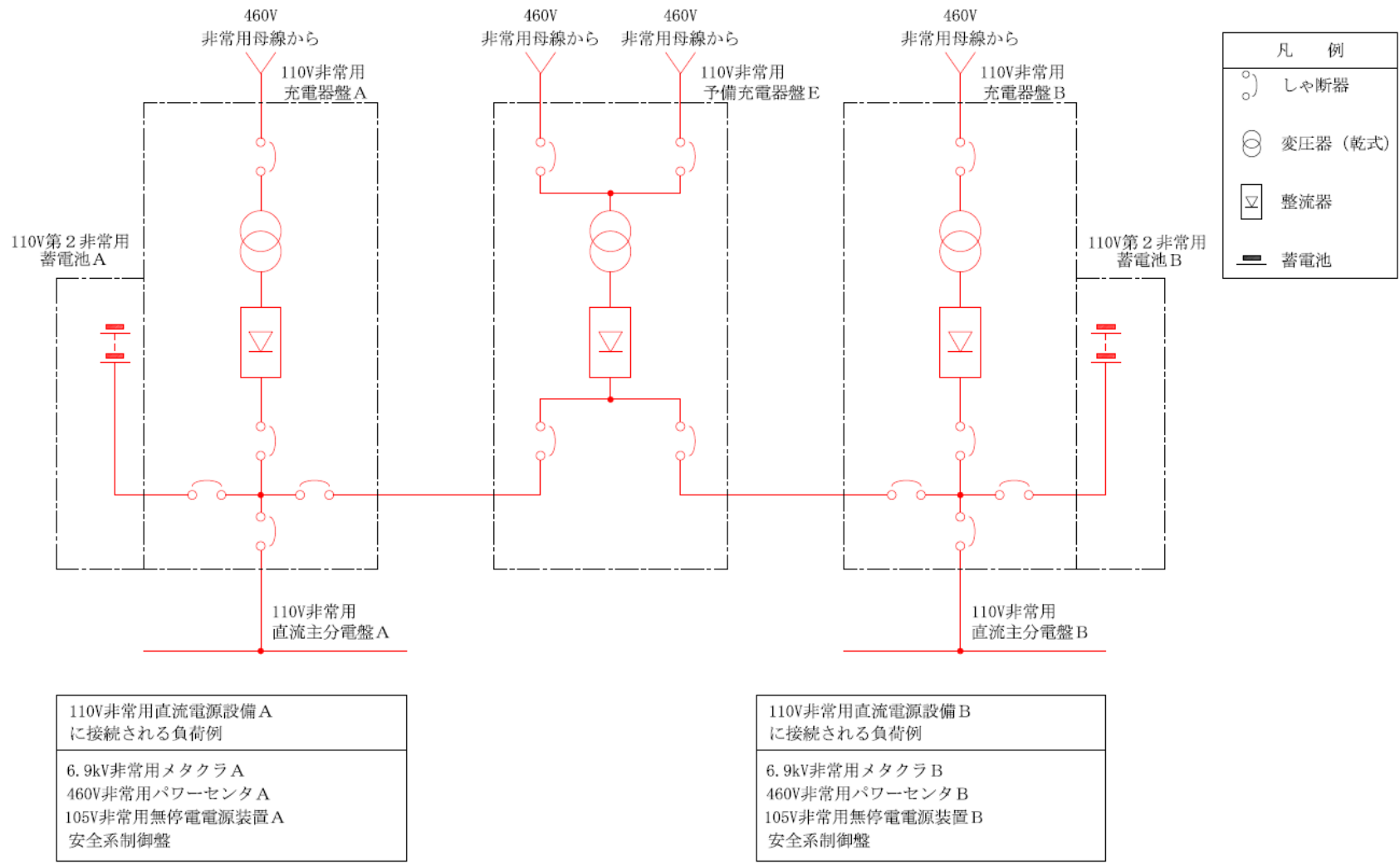
460V非常用母線Aに接続される 安全上重要な負荷
溶解槽セルA排風機A 溶解槽セルB排風機A 安全空気圧縮装置A, C 安全冷却水1AポンプA, B セル排風機A 安全冷却水A冷却塔



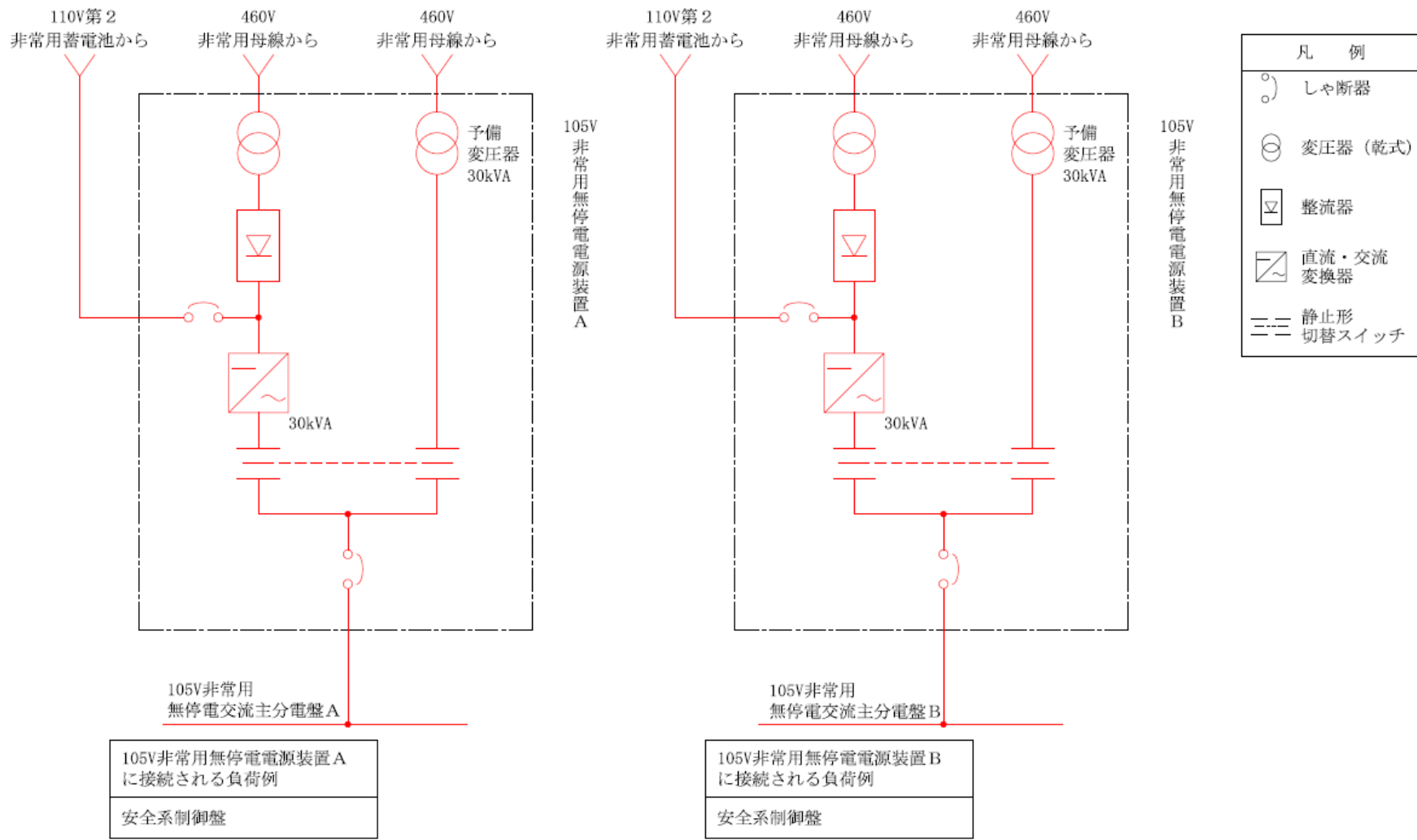
460V非常用母線Bに接続される 安全上重要な負荷
溶解槽セルA排風機B 溶解槽セルB排風機B 安全空気圧縮装置B, C 安全冷却水1BポンプA, B セル排風機B

凡 例	
	しゃ断器
	動力用変圧器 (乾式)
	差込形断路器

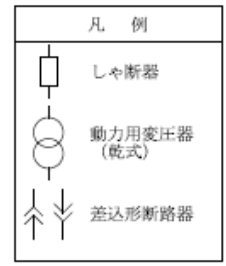
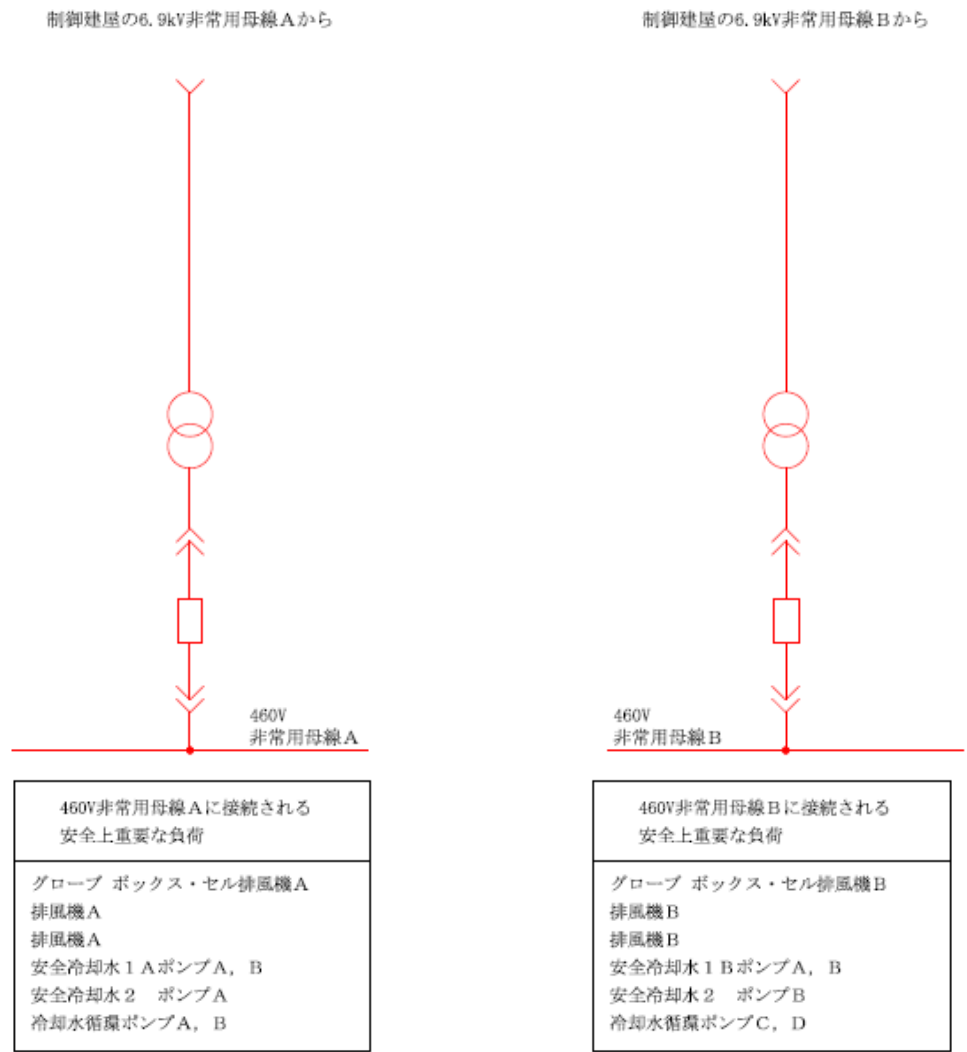
第 36 図 非常用所内電源の系統図 (8/26) (前処理建屋)



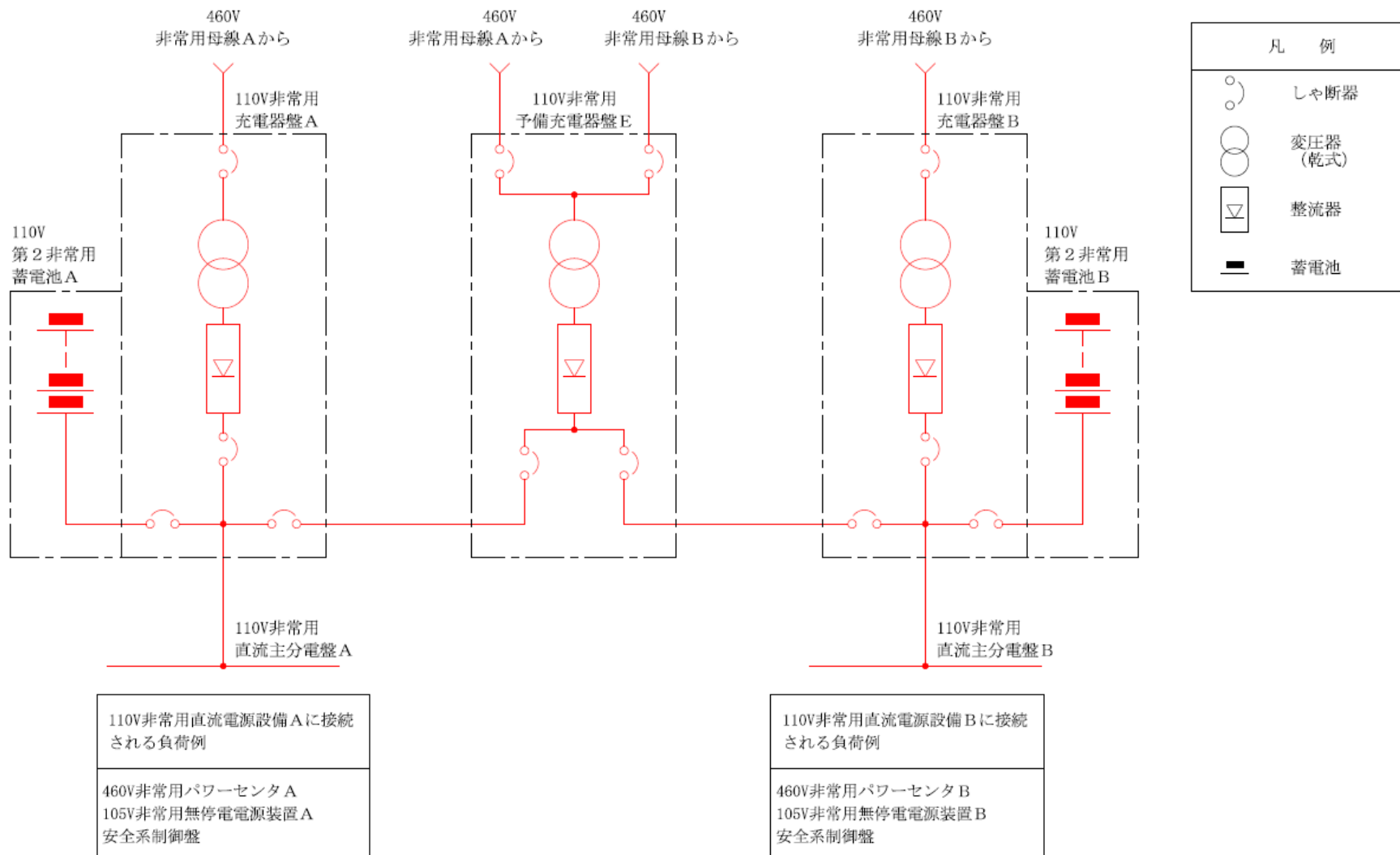
第 37 図 非常用所内電源の系統図 (9/26) (前処理建屋)



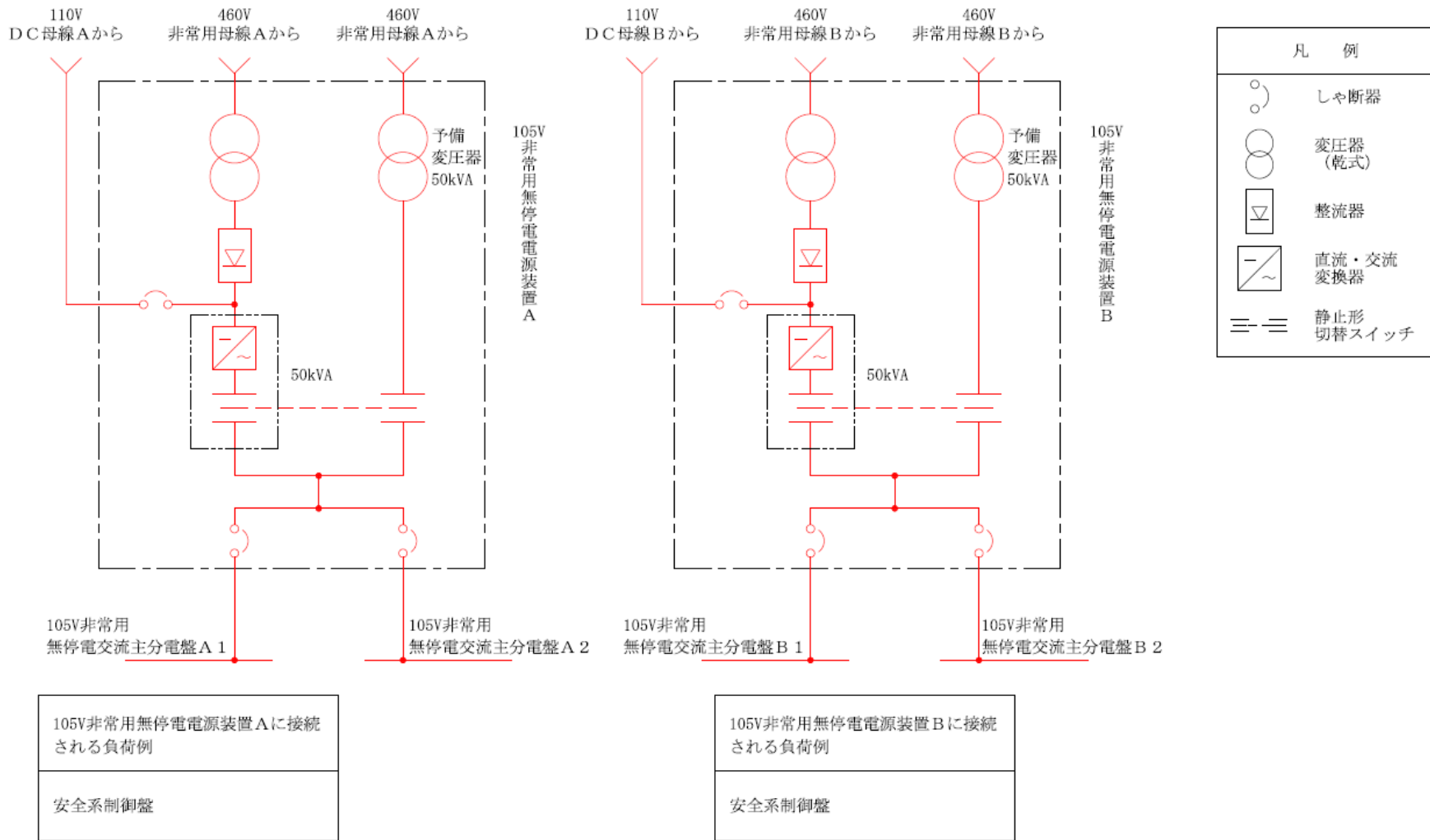
第 38 図 非常用所内電源の系統図 (10/26) (前処理建屋)



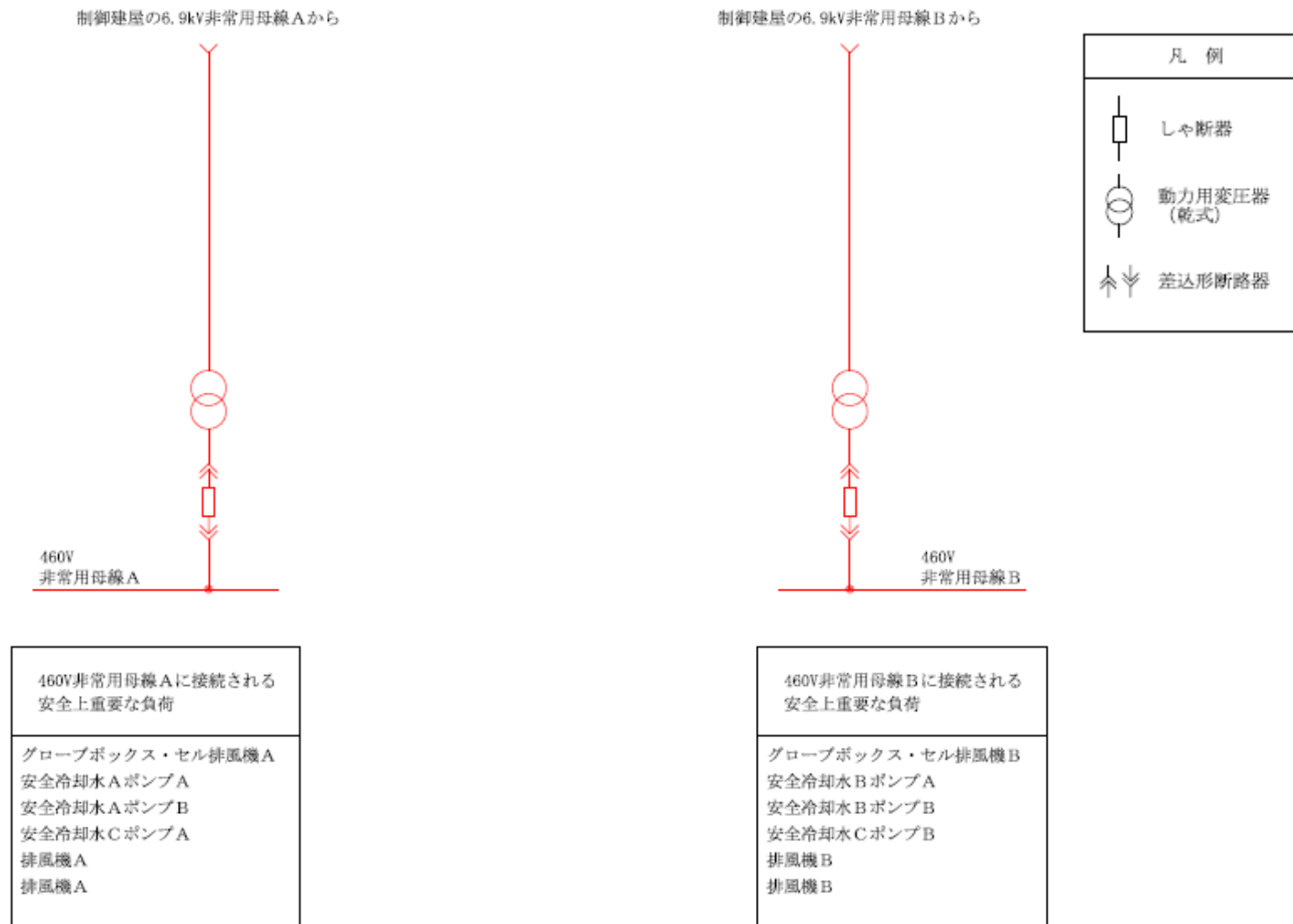
第 39 図 非常用所内電源の系統図 (11/26) (分離建屋)



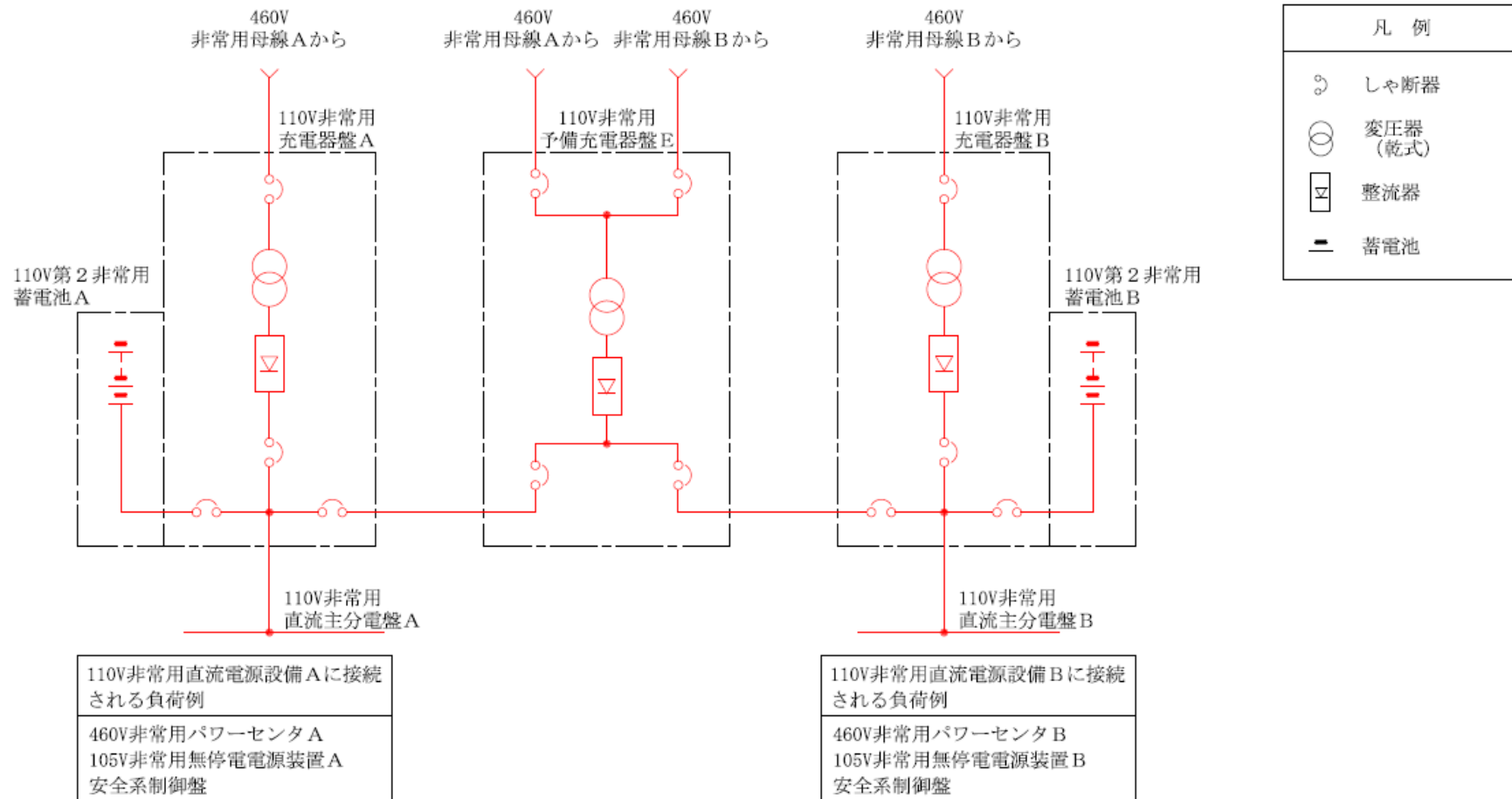
第 40 図 非常用所内電源の系統図 (12/26) (分離建屋)



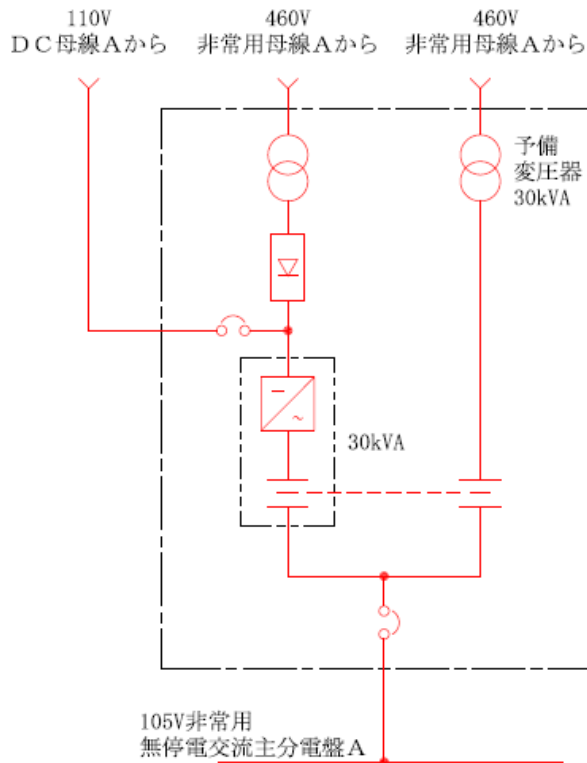
第 41 図 非常用所内電源の系統図 (13/26) (分離建屋)



第 42 図 非常用所内電源の系統図 (14/26) (精製建屋)



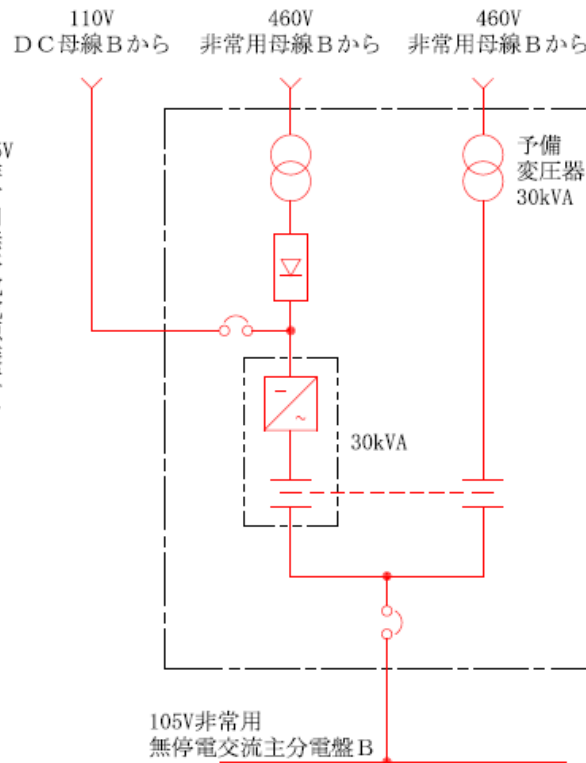
第 43 図 非常用所内電源の系統図 (15/26) (精製建屋)



105V非常用
無停電交流主分電盤A

105V非常用無停電電源装置A に接続される負荷例
安全系制御盤

105V非常用無停電電源装置A



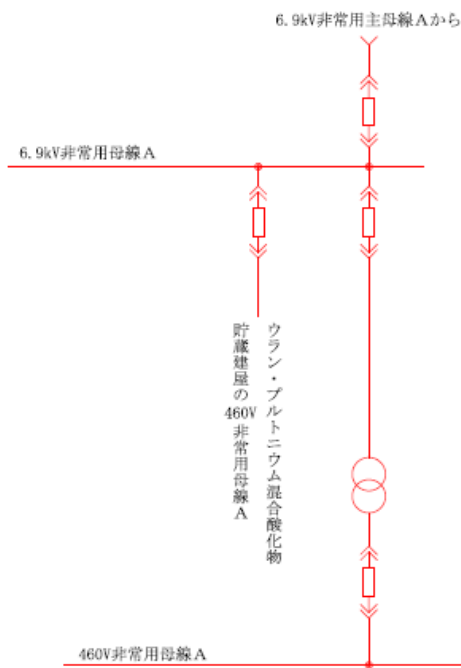
105V非常用
無停電交流主分電盤B

105V非常用無停電電源装置B に接続される負荷例
安全系制御盤

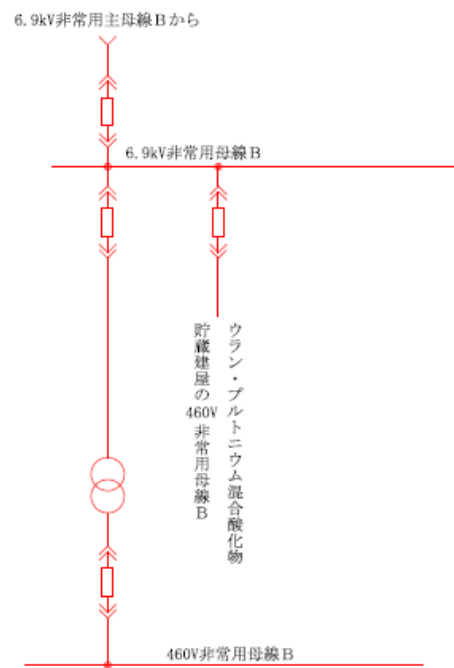
105V非常用無停電電源装置B

凡 例	
	しゃ断器
	変圧器 (乾式)
	整流器
	直流・交流 変換器
	静止形 切替スイッチ

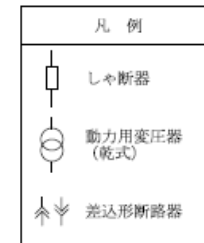
第 44 図 非常用所内電源の系統図 (16/26) (精製建屋)



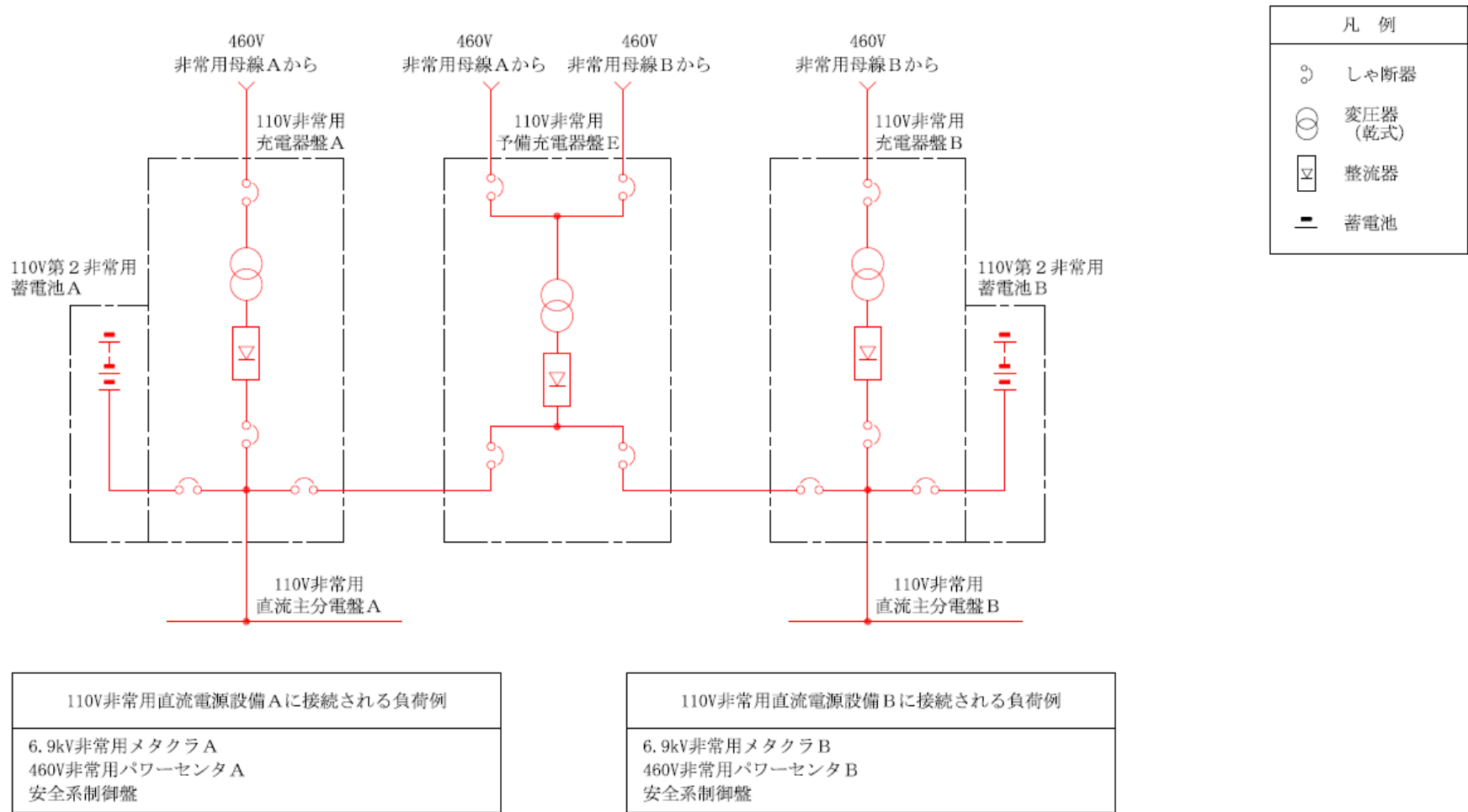
460V非常用母線Aに接続される 安全上重要な負荷
第1排風機A 第2排風機A 第2排風機C 冷水移送ポンプA 冷水移送ポンプB グローブボックス・セル排風機A グローブボックス・セル排風機C



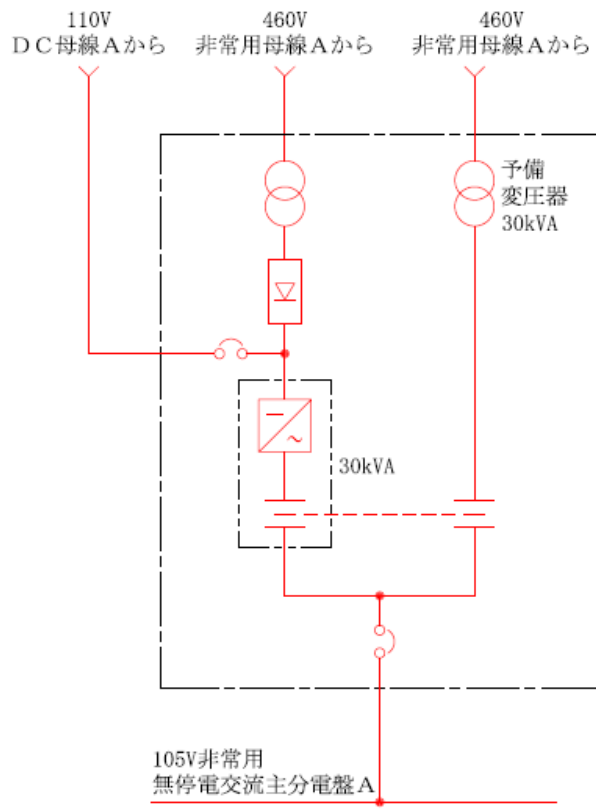
460V非常用母線Bに接続される 安全上重要な負荷
建屋排風機B 第1排風機B 第2排風機B 冷水移送ポンプC 冷水移送ポンプD グローブボックス・セル排風機B



第 45 図 非常用所内電源の系統図 (17/26) (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)

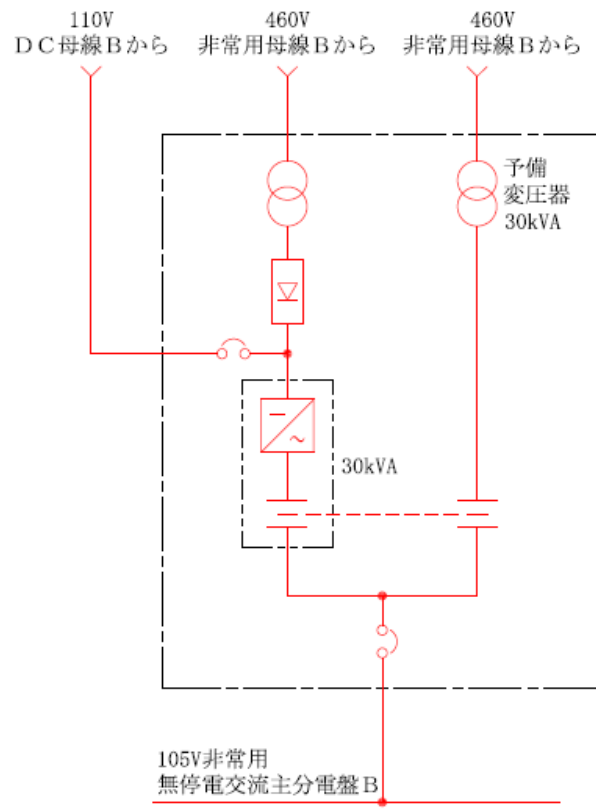


第 46 図 非常用所内電源の系統図 (18/26) (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)



105V非常用無停電電源装置Aに接続される負荷例
安全系制御盤

105V非常用無停電電源装置A

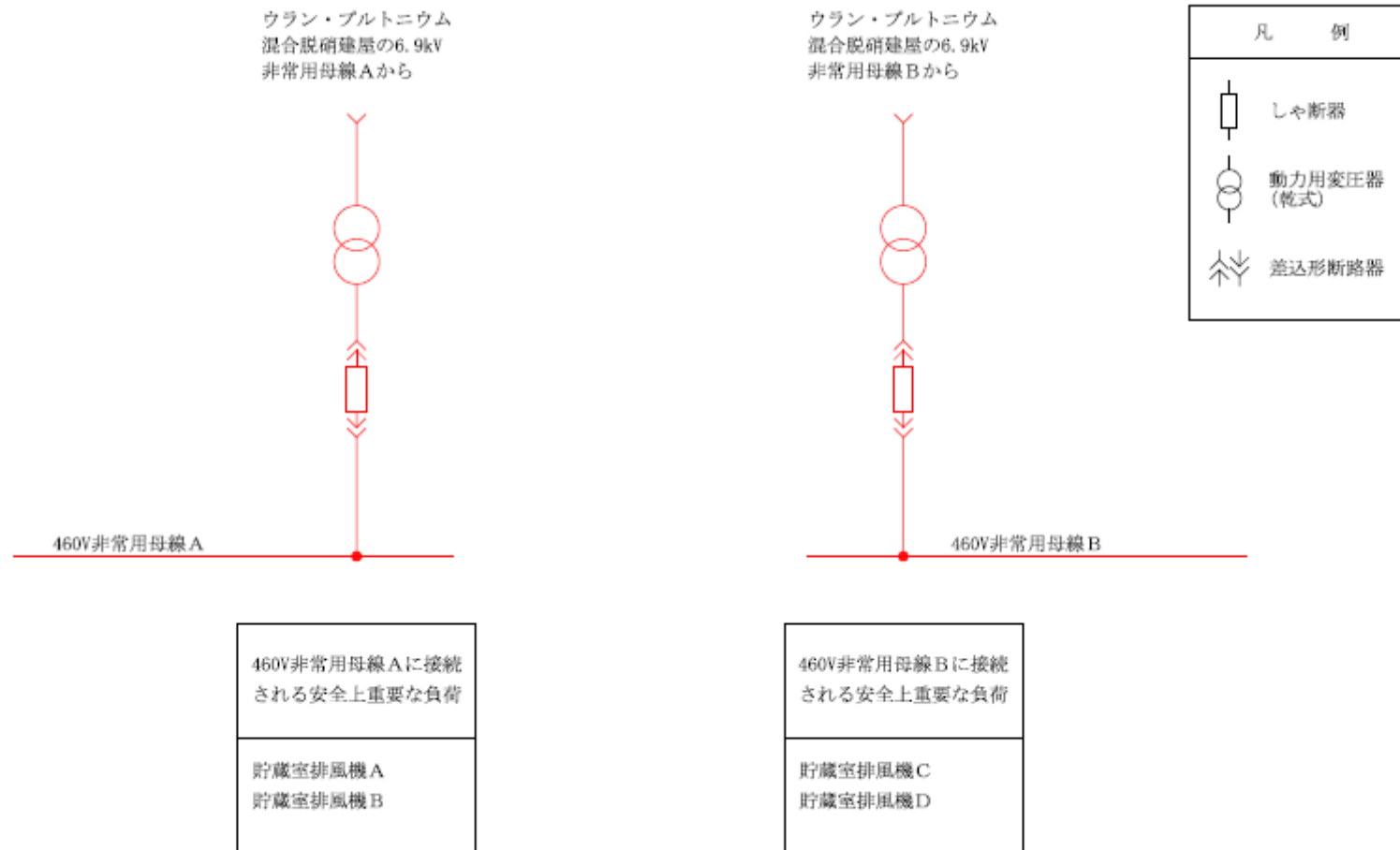


105V非常用無停電電源装置Bに接続される負荷例
安全系制御盤

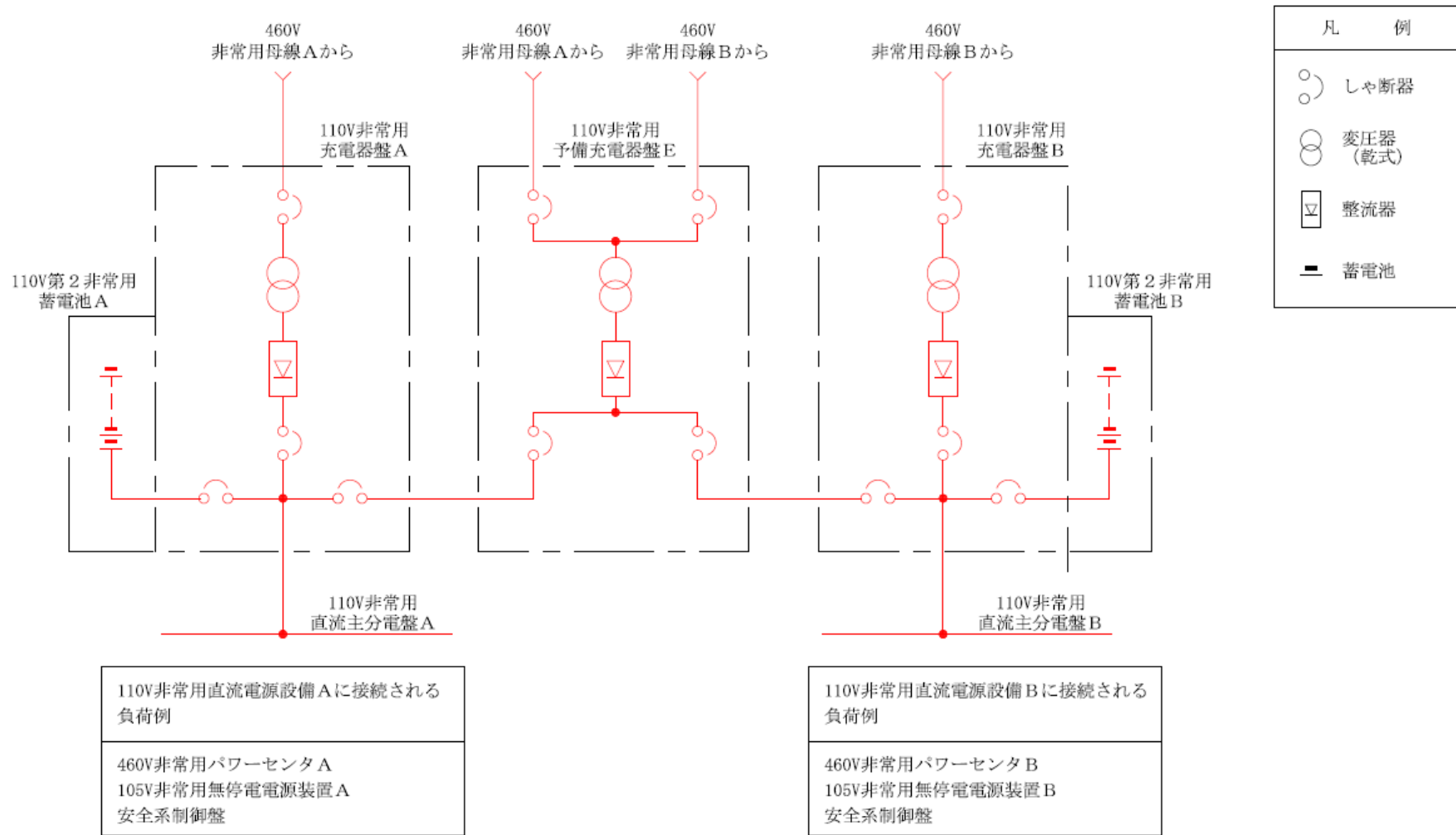
105V非常用無停電電源装置B

凡 例	
	しゃ断器
	変圧器 (乾式)
	整流器
	直流・交流変換器
	静止形切替スイッチ

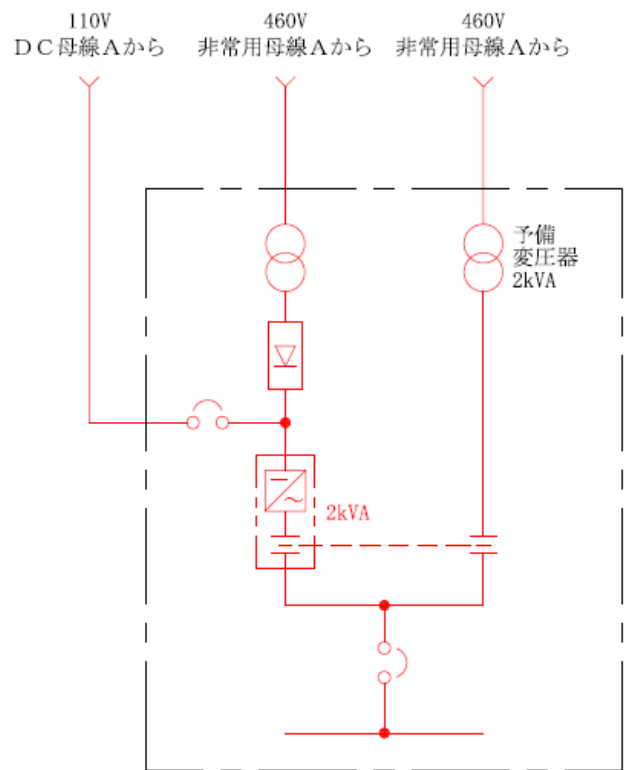
第 47 図 非常用所内電源の系統図 (19/26) (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)



第 48 図 非常用所内電源の系統図 (20/26) (ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋建屋)



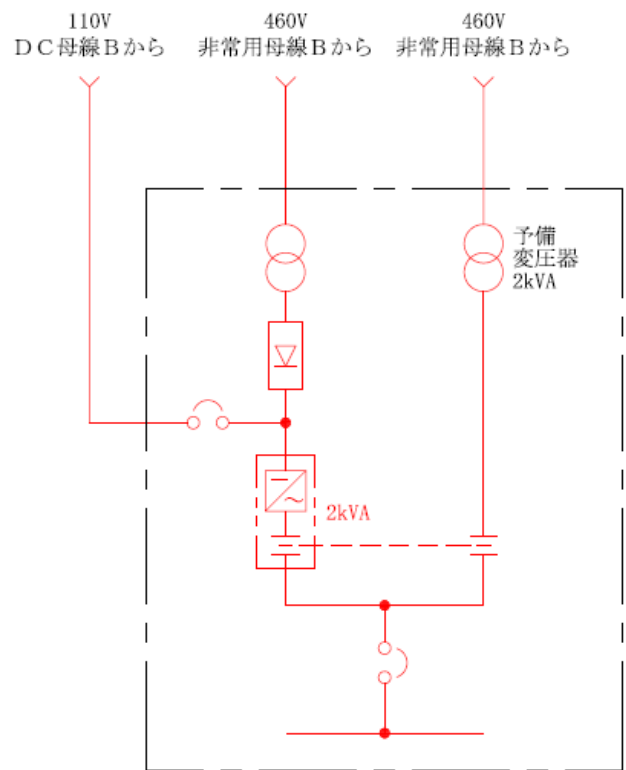
第 49 図 非常用所内電源の系統図 (21/26) (ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋建屋)



105V非常用無停電電源装置Aに接続される負荷例

安全系制御盤

105V非常用無停電電源装置A



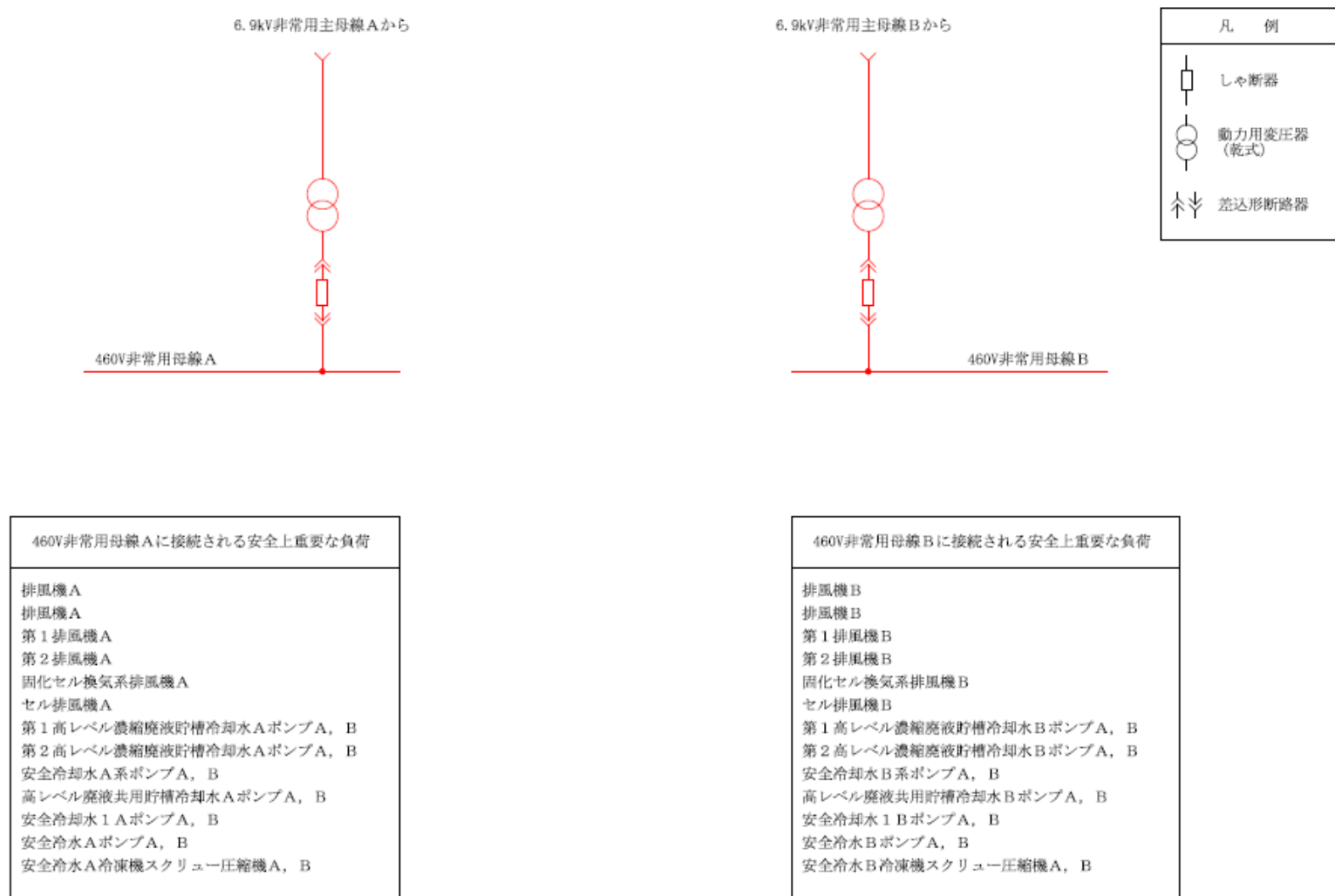
105V非常用無停電電源設備Bに接続される負荷例

安全系制御盤

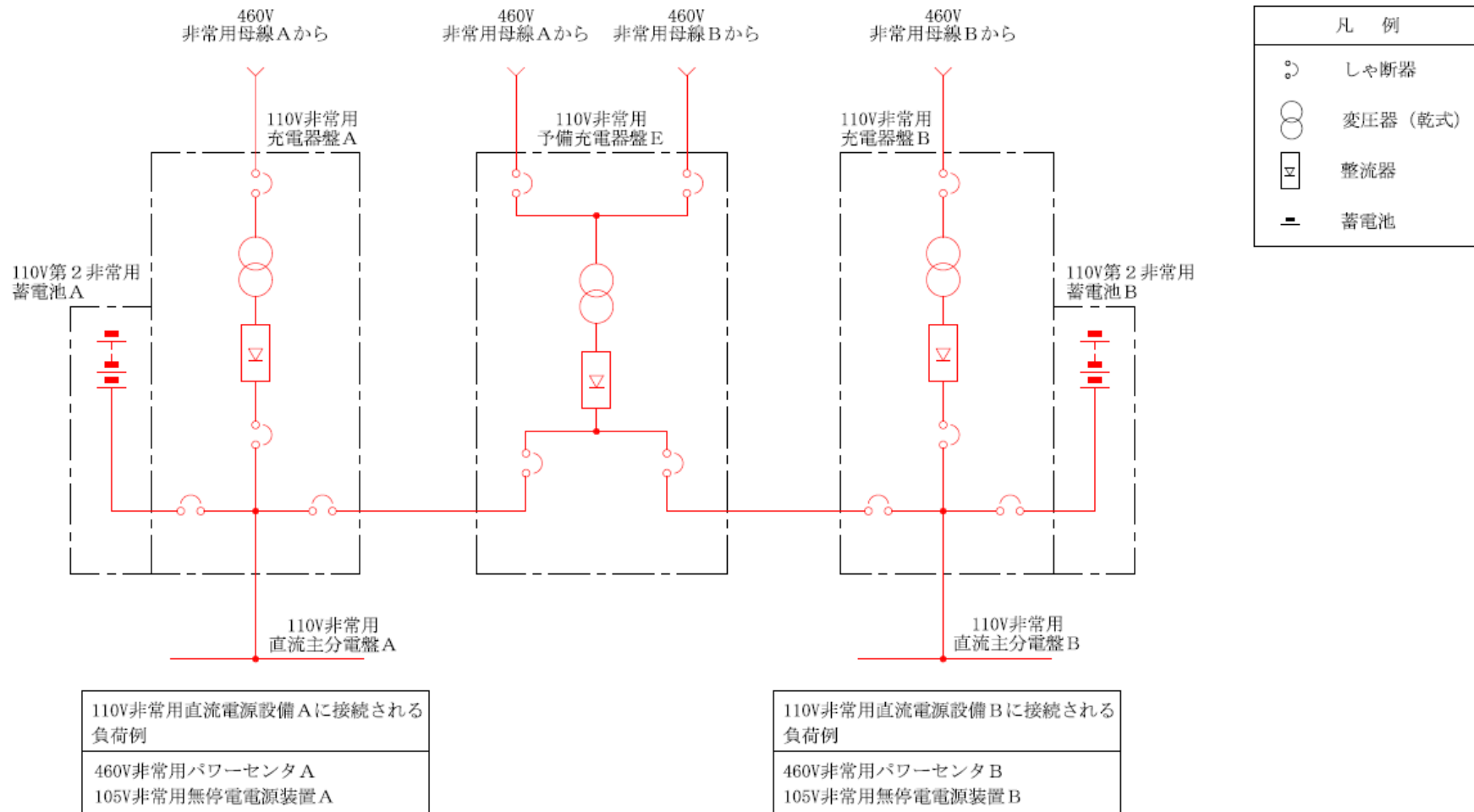
105V非常用無停電電源装置B

凡 例	
	しゃ断器
	変圧器 (乾式)
	整流器
	直流・交流 変換器
	静止形 切替スイッチ

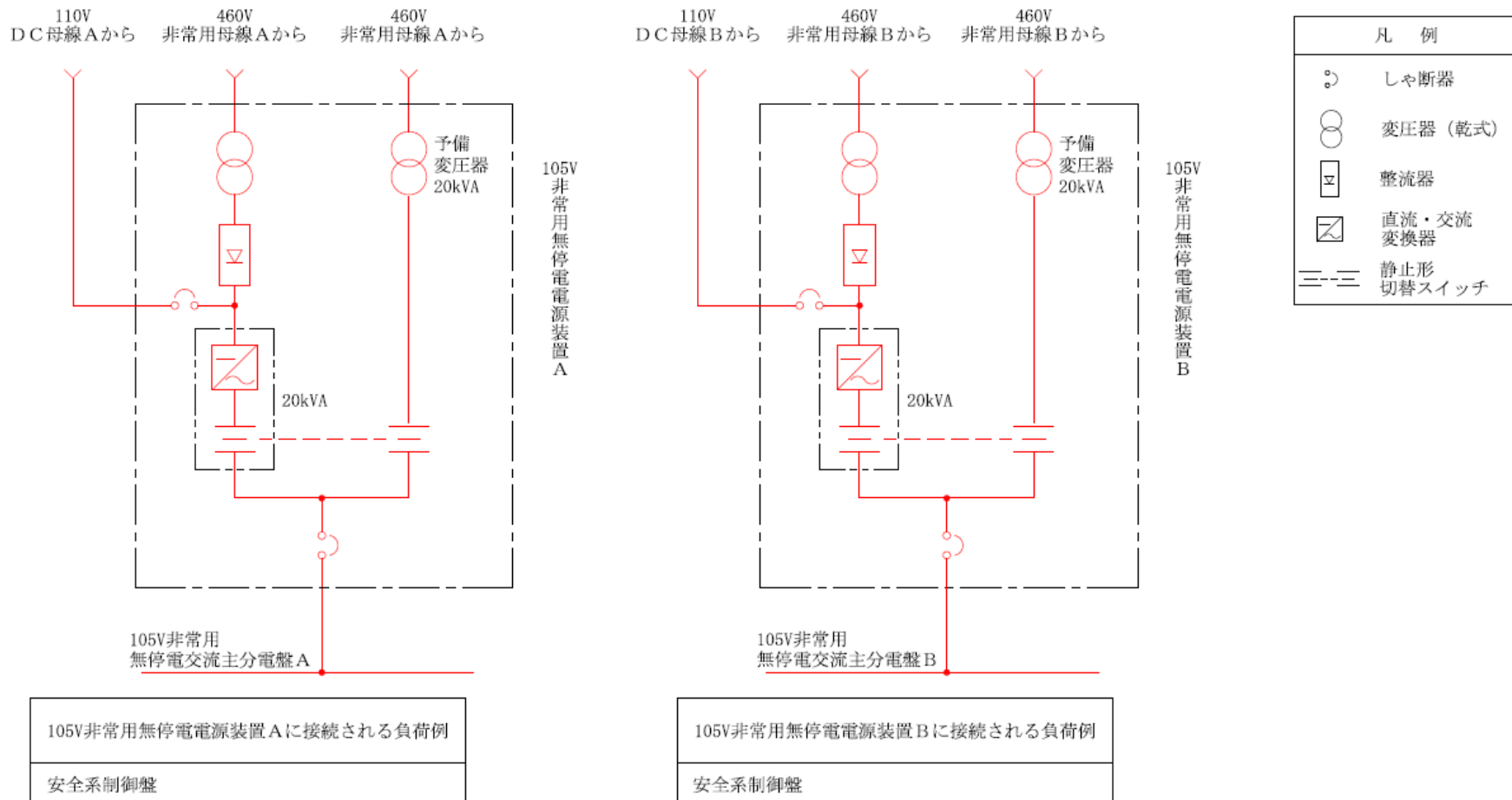
第 50 図 非常用所内電源の系統図 (22/26) (ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋建屋)



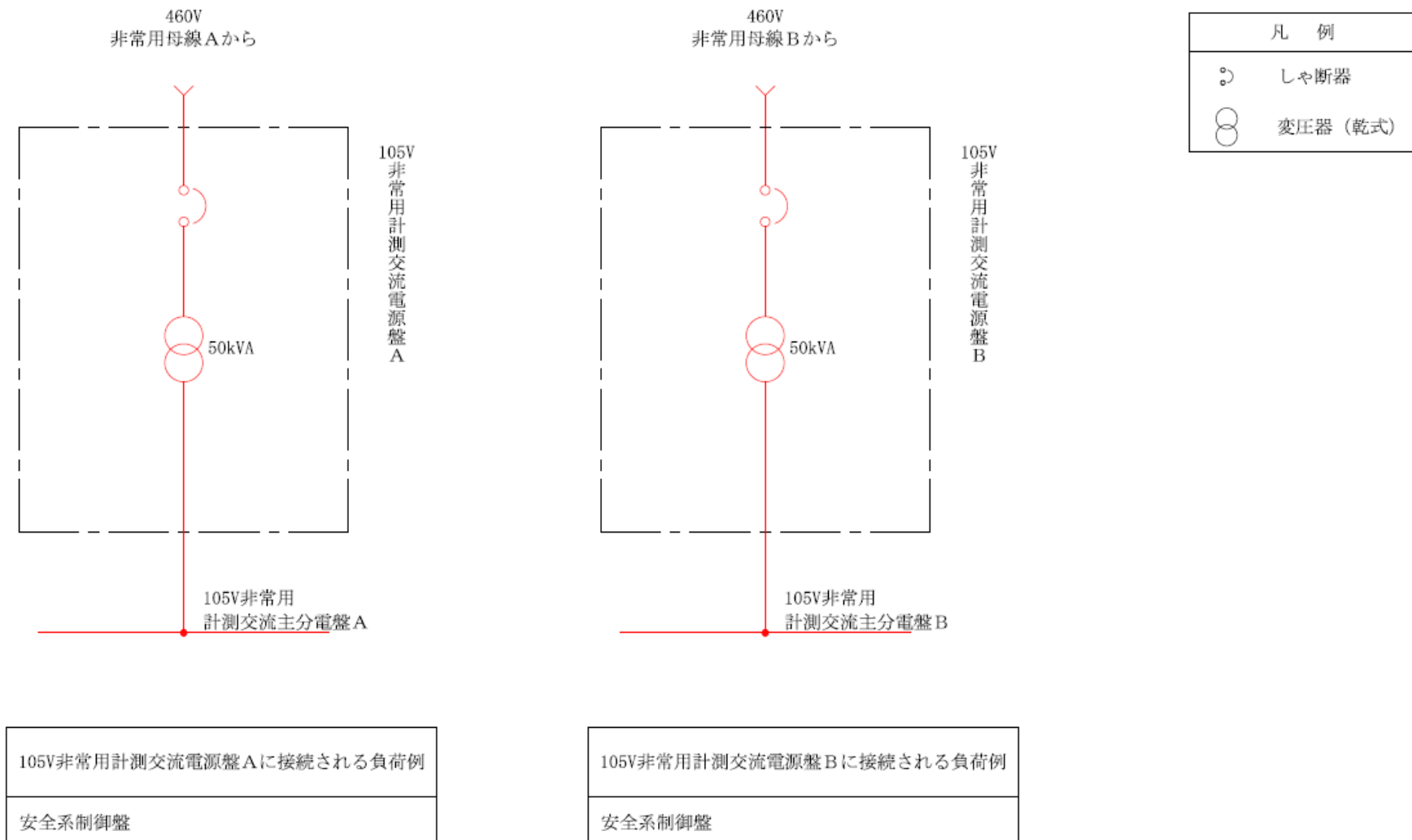
第 51 図 非常用所内電源の系統図 (23/26) (高レベル廃液ガラス固化建屋)



第 52 図 非常用所内電源の系統図 (24/26) (高レベル廃液ガラス固化建屋)



第 53 図 非常用所内電源の系統図 (25/26) (高レベル廃液ガラス固化建屋)



第 54 図 非常用所内電源の系統図 (26/26) (高レベル廃液ガラス固化建屋)

別紙

1-1 (1)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び火災防護上の最重要設備の選定

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙-1	火災防護上の最重要設備の選定結果(第1回申請対象設備)	R5.2.24	5	
別紙-2	火災防護上の最重要設備の選定結果(第2回申請対象設備)	R5.2.24	1	

別紙-1

火災防護上の最重要設備の選定結果

(第1回申請対象設備)

火災防護上の最重要設備の選定結果

安全冷却水冷却塔

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項②	第17図		安全冷却水B冷却塔	A4-B

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

別紙-2

火災防護上の最重要設備の選定結果

(第2回申請対象設備)

火災防護上の最重要設備の選定結果

前処理建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(3)項	第1図		排風機A	AA-13
(3)項	第1図		排風機B	AA-14
(3)項	第1図		排風機C	AA-15
(3)項	第5図		排風機A	AA-34
(3)項	第5図		排風機B	AA-35
(5)項	第11図		セル排風機A	AA-11
(5)項	第11図	AA-LPD-A21	セル排風機Aに附属する機器付き盤	AA-25
(5)項	第11図		セル排風機B	AA-11
(5)項	第11図	AA-LPD-B21	セル排風機Bに附属する機器付き盤	AA-17
(3)項, (5)項	第11図		溶解槽セルA排風機A	AA-38
(3)項, (5)項	第11図	AA-LPD-A2	溶解槽セルA排風機Aに附属する機器付き盤	AA-25
(3)項, (5)項	第11図		溶解槽セルA排風機B	AA-38
(3)項, (5)項	第11図	AA-LPD-B2	溶解槽セルA排風機Bに附属する機器付き盤	AA-17
(3)項, (5)項	第11図		溶解槽セルB排風機A	AA-38
(3)項, (5)項	第11図	AA-LPD-A3	溶解槽セルB排風機Aに附属する機器付き盤	AA-25
(3)項, (5)項	第11図		溶解槽セルB排風機B	AA-38
(3)項, (5)項	第11図	AA-LPD-B3	溶解槽セルB排風機Bに附属する機器付き盤	AA-17
(8)項①	第37図	AA-CHG-A	110V非常用充電器盤A	AA-20
(8)項①	第37図	AA-CHG-E	110V非常用予備充電器盤E	AA-20
(8)項①	第37図	AA-DCD-A	110V非常用直流主分電盤A	AA-20
(8)項①	第38図	AA-UPD-A	105V非常用無停電交流主分電盤A	AA-20
(8)項①	第38図	AA-UPS-A	105V非常用無停電電源装置A	AA-20
(8)項①	第37図	AA-BAT-A	110V第2非常用蓄電池A	AA-21
(8)項①	第37図	AA-CHG-B	110V非常用充電器盤B	AA-22
(8)項①	第37図	AA-DCD-B	110V非常用直流主分電盤B	AA-22
(8)項①	第38図	AA-UPD-B	105V非常用無停電交流主分電盤B	AA-22
(8)項①	第38図	AA-UPS-B	105V非常用無停電電源装置B	AA-22
(8)項①	第37図	AA-BAT-B	110V第2非常用蓄電池B	AA-23
(8)項①	第36図	AA-M/C-B	6.9kV非常用メタクラB	AA-24
(8)項①	第36図	AA-P/C-B	460V非常用パワーセンタB	AA-24

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

前処理建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(8)項①	第36図	AA-MCC-B1	460V非常用コントロールセンタB1	AA-24
(8)項①	第36図	AA-MCC-B2	460V非常用コントロールセンタB2	AA-24
(8)項①	第36図	AA-M/C-A	6.9kV非常用メタクラA	AA-25
(8)項①	第36図	AA-P/C-A	460V非常用パワーセンタA	AA-25
(8)項①	第36図	AA-MCC-A1	460V非常用コントロールセンタA1	AA-25
(8)項①	第36図	AA-MCC-A2	460V非常用コントロールセンタA2	AA-25
(8)項①	第36図	AA-MCC-A3	460V非常用コントロールセンタA3	AA-25
(8)項③	第25図		安全空気圧縮装置B	AA-5
(8)項③	第25図		安全空気圧縮装置C	AA-6
(8)項③	第25図		安全空気圧縮装置A	AA-7
(15)項①	第25図	AA-I-M166A	安全空気圧縮装置Aに附属する機器付き盤	AA-7
(15)項①	第25図	AA-I-M171A	安全空気脱湿装置Aに附属する機器付き盤	AA-10
(15)項①	第25図	AA-I-M167B	安全空気圧縮装置Bに附属する機器付き盤	AA-5
(15)項①	第25図	AA-I-M172B	安全空気脱湿装置Bに附属する機器付き盤	AA-4
(15)項①	第25図	AA-I-M168C	安全空気圧縮装置Cに附属する機器付き盤	AA-6
(15)項①	第25図	AA-I-M169C	安全空気圧縮装置Cに附属する機器付き盤	AA-6
(15)項①	第25図	AA-I-M176A	安全空気圧縮装置Aに附属する機器付き盤	AA-6
(15)項①	第25図	AA-I-M177B	安全空気圧縮装置Bに附属する機器付き盤	AA-6
(15)項①	第37, 38図	AA-I-K701A	ミストフィルタ入口ガス圧力計に附属する機器付き盤	AA-13
(15)項①	第37, 38図	AA-I-K702B	ミストフィルタ入口ガス圧力計に附属する機器付き盤	AA-14
(15)項①	第37, 38図	AA-I-K703C	ミストフィルタ入口ガス圧力計に附属する機器付き盤	AA-15
(15)項①	第37, 38図	AA-I-X710C	ミストフィルタ入口ガス圧力計, 廃ガス加熱器出口温度計に附属する機器付き盤	AA-15
(9)項, (15)項①	第37, 38図	AA-I-J011A	硝酸供給槽密度計, 硝酸供給槽温度計, 第1回収酸6N貯槽密度計, せん断機 せん断刃位置, せん断機燃料送り出し検出器, 溶解槽セトラ部温度計, 溶解槽密度計, 溶解槽硝酸供給ゲデオン流量計, 可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位計, エンドピース酸洗浄槽密度計, エンドピース酸洗浄槽温度計, エンドピースシュートガス洗浄塔入口6N回収硝酸流量計, 溶解槽放射線レベル計に附属する機器付き盤	AA-18

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

前処理建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J012A	硝酸供給槽密度計, 硝酸供給槽温度計, 第1回収酸6N貯槽密度計, せん断機 せん断刃位置, せん断機燃料送り出し検出器, 溶解槽セトラ部温度計, 溶解槽密度計, 溶解槽硝酸供給ゲデオン流量計, 可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位計, エンドピース酸洗浄槽密度計, エンドピース酸洗浄槽温度計, エンドピースシュートガス洗浄塔入口6N回収硝酸流量計, 溶解槽放射線レベル計に附属する機器付き盤	AA-18
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J013A	溶解槽放射線レベル計に附属する機器付き盤	AA-18
(9)項, (15)項①	第37, 38図	AA-I-J014A	計測制御用空気貯槽圧力計, 硝酸供給槽密度計, 硝酸供給槽温度計, 第1回収酸6N貯槽密度計, 水素掃気用空気貯槽圧力計, 溶解槽セトラ部温度計, 溶解槽密度計, 溶解槽硝酸供給ゲデオン流量計, 可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位計, 第1よう素追出し槽密度計, 第1よう素追出し槽温度計, 第2よう素追出し槽密度計, 第2よう素追出し槽温度計, エンドピース酸洗浄槽密度計, エンドピース酸洗浄槽温度計, エンドピースシュートガス洗浄塔入口6N回収硝酸流量計, 放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1液位計, 溶解槽セル漏えい検知ポット1液位計, 溶解槽セル漏えい液受皿5液位計, 溶解槽放射線レベル計, 漏えい液希釈水供給槽水位計, 溶解槽圧力計, 廃ガス洗浄塔入口圧力計に附属する機器付き盤	AA-18
(9)項, (15)項①	第37, 38図	AA-I-J061B	硝酸供給槽密度計, 硝酸供給槽温度計, 第1回収酸6N貯槽密度計, せん断機 せん断刃位置, せん断機燃料送り出し検出器, 溶解槽セトラ部温度計, 溶解槽密度計, 可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位計, エンドピース酸洗浄槽密度計, エンドピース酸洗浄槽温度計, エンドピースシュートガス洗浄塔入口6N回収硝酸流量計, 溶解槽放射線レベル計, 溶解槽硝酸予熱ポット流量計測用スロット流量計, 溶解槽硝酸予熱ポット温度計に附属する機器付き盤	AA-19
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J062B	硝酸供給槽密度計, 硝酸供給槽温度計, 第1回収酸6N貯槽密度計, せん断機 せん断刃位置, せん断機燃料送り出し検出器, 溶解槽セトラ部温度計, 溶解槽密度計, 可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位計, エンドピース酸洗浄槽密度計, エンドピース酸洗浄槽温度計, エンドピースシュートガス洗浄塔入口6N回収硝酸流量計, 溶解槽放射線レベル計, 溶解槽硝酸予熱ポット流量計測用スロット流量計, 溶解槽硝酸予熱ポット温度計に附属する機器付き盤	AA-19
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J063B	溶解槽放射線レベル計に附属する機器付き盤	AA-19

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

前処理建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(9)項, (15)項 ①	第37, 38図	AA-I-J064B	計測制御用空気貯槽圧力計, 硝酸供給槽密度計, 硝酸供給槽温度計, 第1回収酸6N貯槽密度計, 水素掃気用空気貯槽圧力計, 溶解槽セトラ部温度計, 溶解槽密度計, 可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位計, 第1よう素追出し槽密度計, 第1よう素追出し槽温度計, 第2よう素追出し槽密度計, 第2よう素追出し槽温度計, エンドピース酸洗浄槽密度計, エンドピース酸洗浄槽温度計, エンドピースシュートガス洗浄塔入口6N回収硝酸流量計, 放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1液位計, 溶解槽セル漏えい検知ポット1液位計, 溶解槽セル漏えい液受皿5液位計, 漏えい液希釈水供給槽水位計, 溶解槽放射線レベル計, 溶解槽圧力計, 廃ガス洗浄塔入口圧力計, 溶解槽硝酸予熱ポット流量計測用スロット流量計, 溶解槽硝酸予熱ポット温度計に附属する機器付き盤	AA-19
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J031A	ミストフィルタ入口ガス圧力計, 廃ガス加熱器出口温度計に附属する機器付き盤	AA-40
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J032A	ミストフィルタ入口ガス圧力計, 廃ガス加熱器出口温度計に附属する機器付き盤	AA-40
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J033A	ミストフィルタ入口ガス圧力計, 廃ガス加熱器出口温度計に附属する機器付き盤	AA-40
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J081B	ミストフィルタ入口ガス圧力計, 廃ガス加熱器出口温度計に附属する機器付き盤	AA-41
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J082B	ミストフィルタ入口ガス圧力計, 廃ガス加熱器出口温度計に附属する機器付き盤	AA-41
(15)項①	第37, 38図	AA-I-J083B	ミストフィルタ入口ガス圧力計, 廃ガス加熱器出口温度計に附属する機器付き盤	AA-41
(15)項②	第17図		安全冷却水1BポンプA	AA-2
(15)項②	第17図		安全冷却水1BポンプB	AA-2
(15)項②	第17図		安全冷却水1AポンプA	AA-3
(15)項②	第17図		安全冷却水1AポンプB	AA-3
(15)項②	第17図		安全冷却水B循環ポンプA	AA-8
(15)項②	第17図		安全冷却水B循環ポンプB	AA-8
(15)項②	第17図		安全冷却水A循環ポンプA	AA-9
(15)項②	第17図		安全冷却水A循環ポンプB	AA-9

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

分離建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(3)項	第6図		排風機A	AB-13
(3)項	第6図		排風機B	AB-13
(3)項	第3図		排風機A	AB-13
(3)項	第3図		排風機B	AB-13
(5)項	第12図		グローブボックス・セル排風機A	AB-18
(5)項	第12図		グローブボックス・セル排風機B	AB-18
(15)項②	第18図		冷却水循環ポンプA	AB-1
(15)項②	第18図		冷却水循環ポンプB	AB-1
(15)項②	第18図		冷却水循環ポンプC	AB-2
(15)項②	第18図		冷却水循環ポンプD	AB-2
(15)項②	第18図		安全冷却水1AポンプA	AB-3
(15)項②	第18図		安全冷却水1AポンプB	AB-3
(15)項②	第18図		安全冷却水1BポンプA	AB-4
(15)項②	第18図		安全冷却水1BポンプB	AB-4
(15)項⑥	第40, 41図	AB-V-J100A	外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(分離建屋)、グローブボックス・セル排風機、建屋排風機、主要弁()に附属する盤	AB-14
(15)項⑥	第40, 41図	AB-V-J101B	外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(分離建屋)、グローブボックス・セル排風機、建屋排風機、主要弁()に附属する盤	AB-15
(8)項①	第40図	AB-CHG-A	110V非常用充電器盤A	AB-6
(8)項①	第40図	AB-CHG-E	110V非常用予備充電器盤E	AB-6
(8)項①	第40図	AB-DCD-A	110V非常用直流主分電盤A	AB-6
(8)項①	第41図	AB-UPD-A1	105V非常用無停電交流主分電盤A1	AB-6
(8)項①	第41図	AB-UPD-A2	105V非常用無停電交流主分電盤A2	AB-6
(8)項①	第41図	AB-UPS-A	105V非常用無停電電源装置A	AB-6
(8)項①	第40図	AB-BAT-A	110V第2非常用蓄電池A	AB-6
(8)項①	第40図	AB-CHG-B	110V非常用充電器盤B	AB-7
(8)項①	第40図	AB-DCD-B	110V非常用直流主分電盤B	AB-7
(8)項①	第41図	AB-UPD-B1	105V非常用無停電交流主分電盤B1	AB-7
(8)項①	第41図	AB-UPD-B2	105V非常用無停電交流主分電盤B2	AB-7

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

分離建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(8)項①	第41図	AB-UPS-B	105V非常用無停電電源装置B	AB-7
(8)項①	第40図	AB-BAT-B	110V第2非常用蓄電池B	AB-7
(8)項①	第39図	AB-MCC-B	460V非常用コントロールセンタB	AB-10
(8)項①	第39図	AB-P/C-B	460V非常用パワーセンタB	AB-10
(8)項①	第39図	AB-MCC-A	460V非常用コントロールセンタA	AB-11
(8)項①	第39図	AB-P/C-A	460V非常用パワーセンタA	AB-11
(8)項①, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J182A	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, 高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口廃ガス温度計に付属する盤	AB-14
(8)項①, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J185B	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, 高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口廃ガス温度計に付属する盤	AB-15
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J033A	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, プルトニウム洗浄器1段目中性子線量計, 抽出塔セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液受槽セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液供給槽セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位計, 溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3液位計, 溶解液供給槽セル漏えい液受血液位計, 第1アルファモニタ流量計測ポット流量計, プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿2液位計に付属する盤	AB-14
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J034A	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, プルトニウム洗浄器1段目中性子線量計, 抽出塔セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液受槽セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液供給槽セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位計, 溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3液位計, 溶解液供給槽セル漏えい液受血液位計, 第1アルファモニタ流量計測ポット流量計, プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿2液位計に付属する盤	AB-14
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J035A	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, プルトニウム洗浄器1段目中性子線量計, 抽出塔セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液受槽セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液供給槽セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位計, 溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3液位計, 溶解液供給槽セル漏えい液受血液位計, 第1アルファモニタ流量計測ポット流量計, プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿2液位計に付属する盤	AB-14

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

分離建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J180A	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, ウラン濃縮缶加熱蒸気温度計, 高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口廃ガス温度計, 廃ガス洗浄塔入口圧力計, 漏えい液希釈溶液供給槽水位計, 高レベル廃液供給槽セル漏えい液受血液位計, 放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2液位計に付属する盤	AB-14
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J181A	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, 高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口廃ガス温度計, 高レベル廃液供給槽セル漏えい液受血液位計に付属する盤	AB-14
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J036B	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, プルトニウム洗浄器1段目中性子線量計, 抽出塔セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液受槽セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液供給槽セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位計, 溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3液位計, 溶解液供給槽セル漏えい液受血液位計, 第3アルファモニタ流量計測ポット流量計, プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿2液位計に付属する盤	AB-15
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J037B	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, プルトニウム洗浄器1段目中性子線量計, 抽出塔セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液受槽セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液供給槽セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位計, 溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3液位計, 溶解液供給槽セル漏えい液受血液位計, 第3アルファモニタ流量計測ポット流量計, プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿2液位計に付属する盤	AB-15
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J038B	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, プルトニウム洗浄器1段目中性子線量計, 抽出塔セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液受槽セル漏えい液受血液位計, 抽出廃液供給槽セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位計, 分離建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位計, 溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3液位計, 溶解液供給槽セル漏えい液受血液位計, 第3アルファモニタ流量計測ポット流量計, プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿2液位計に付属する盤	AB-15

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。
(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

分離建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画)番号
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J183B	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, ウラン濃縮缶加熱蒸気温度計, 高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口廃ガス温度計, 廃ガス洗浄塔入口圧力計, 漏えい液希釈溶液供給槽水位計, 高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿液位計, 放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2液位計に付属する盤	AB-15
(9)項, (12)項, (15)項①	第40, 41図	AB-I-J184B	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計, 高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口廃ガス温度計, 高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿液位計に付属する盤	AB-15

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。
(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

精製建屋

安全機能 ^{※1}	火災防護上の最重要設備の系統 ^{※2}	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(3)項	第7図		排風機A	AC-20
(3)項	第7図		排風機B	AC-20
(3)項	第4図		排風機A	AC-20
(3)項	第4図		排風機B	AC-20
(5)項	第13図		グローブボックス・セル排風機A	AC-17
(5)項	第13図		グローブボックス・セル排風機B	AC-17
(15)項②	第20図		安全冷却水BポンプA	AC-3
(15)項②	第20図		安全冷却水BポンプB	AC-3
(15)項②	第20図		安全冷却水AポンプA	AC-4
(15)項②	第20図		安全冷却水AポンプB	AC-4
(3)項, (9)項, (15)項①	第43, 44図	AC-I-J755B	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい液受皿 液位計, プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい液受皿 液位計, プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい液受皿 液位計, 逆抽出塔溶液温度計, プルトニウム精製塔セル漏えい液受皿 液位計, プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿 液位計, 油水分離槽セル漏えい液受皿 液位計, アルファモニタ流量計測ポット 流量計に附属する機器付き盤	AC-18
(3)項, (9)項, (15)項①	第43, 44図	AC-I-J752A	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい液受皿 液位計, プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい液受皿 液位計, プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい液受皿 液位計, 逆抽出塔溶液温度計, プルトニウム精製塔セル漏えい液受皿 液位計, プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿 液位計, 油水分離槽セル漏えい液受皿 液位計, アルファモニタ流量計測ポット 流量計に附属する機器付き盤	AC-19
(3)項, (9)項, (15)項①, ②	第43, 44図	AC-I-J461B	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計, 蒸発缶・精留塔加熱蒸気温度計に附属する機器付き盤	AC-18
(3)項, (9)項, (15)項①, ②	第43, 44図	AC-I-J451A	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計, 蒸発缶・精留塔加熱蒸気温度計に附属する機器付き盤	AC-19
(5)項, (6)項, (12)項	第43, 44図	AC-V-J463B	グローブボックス・セル排風機, 建屋排風機, 主要弁 (), 460V非常用パワーセンタに附属する盤	AC-18
(5)項, (6)項, (12)項	第43, 44図	AC-V-J453A	グローブボックス・セル排風機, 建屋排風機, 主要弁 (), 460V非常用パワーセンタに附属する盤	AC-19
(8)項①	第42図	AC-MCC-B2	460V非常用コントロールセンタB2	AC-6

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

精製建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(8)項①	第42図	AC-P/C-B	460V非常用パワーセンタB	AC-6
(8)項①	第42図	AC-MCC-A2	460V非常用コントロールセンタA2	AC-8
(8)項①	第42図	AC-P/C-A	460V非常用パワーセンタA	AC-8
(8)項①	第43図	AC-CHG-B	110V非常用充電器盤B	AC-9
(8)項①	第43図	AC-CHG-E	110V非常用予備充電器盤E	AC-9
(8)項①	第43図	AC-DCD-B	110V非常用直流主分電盤B	AC-9
(8)項①	第44図	AC-UPD-B	105V非常用無停電交流主分電盤B	AC-9
(8)項①	第44図	AC-UPS-B	105V非常用無停電電源装置B	AC-9
(8)項①	第42図	AC-MCC-B1	460V非常用コントロールセンタB1	AC-11
(8)項①	第43図	AC-BAT-A	110V第2非常用蓄電池A	AC-12
(8)項①	第43図	AC-CHG-A	110V非常用充電器盤A	AC-13
(8)項①	第43図	AC-DCD-A	110V非常用直流主分電盤A	AC-13
(8)項①	第44図	AC-UPD-A	105V非常用無停電交流主分電盤A	AC-13
(8)項①	第44図	AC-UPS-A	105V非常用無停電電源装置A	AC-13
(8)項①	第43図	AC-BAT-B	110V第2非常用蓄電池B	AC-14
(8)項①	第42図	AC-MCC-A1	460V非常用コントロールセンタA1	AC-15
(8)項①	第43図	AC-E-J462B	同期発電機に附属する盤	AC-18
(8)項①	第43図	AC-E-J452A	同期発電機に附属する盤	AC-19
(9)項, (15)項 ①	第43, 44図	AC-I-J460B	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計, 蒸発缶・精留塔加熱蒸気温度計, NOx廃ガス洗浄塔入口圧力計, 廃ガス洗浄塔入口圧力計, 放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1液位計, 放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2液位計に附属する盤	AC-18
(9)項, (15)項 ①	第43, 44図	AC-I-J450A	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計, 蒸発缶・精留塔加熱蒸気温度計, NOx廃ガス洗浄塔入口圧力計, 廃ガス洗浄塔入口圧力計, 放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1液位計, 放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2液位計に附属する盤	AC-19

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

制御建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F201A	前処理建屋安全系A監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F202B	前処理建屋安全系B監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F203A	分離建屋安全系A監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F204B	分離建屋安全系B監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F205A	精製建屋安全系A監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F206B	精製建屋安全系B監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F211A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋安全系A監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F212B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋安全系B監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F213A	高レベル廃液ガラス固化建屋安全系A監視制御盤	AG-9
(15)項①	第34, 35図	AG-I-F214B	高レベル廃液ガラス固化建屋安全系B監視制御盤	AG-9
(8)項①	第34図	AG-BAT-A1	110V第2非常用蓄電池A1	AG-1
(8)項①	第35図	AG-BAT-A2	220V第2非常用蓄電池A2	AG-1
(8)項①	第34図	AG-CHG-A	110V非常用充電器盤A	AG-2
(8)項①	第34図	AG-CHG-E	110V非常用予備充電器盤E	AG-2
(8)項①	第34図	AG-DCD-A	110V非常用直流主分電盤A	AG-2
(8)項①	第35図	AG-UPS-A	105V非常用無停電電源装置A	AG-2
(8)項①	第35図	AG-UPD-A	105V非常用無停電交流主分電盤A	AG-2
(8)項①	第34図	AG-BAT-B1	110V第2非常用蓄電池B1	AG-3
(8)項①	第35図	AG-BAT-B2	220V第2非常用蓄電池B2	AG-3
(8)項①	第34図	AG-CHG-B	110V非常用充電器盤B	AG-4
(8)項①	第34図	AG-DCD-B	110V非常用直流主分電盤B	AG-4
(8)項①	第35図	AG-UPS-B	105V非常用無停電電源装置B	AG-4
(8)項①	第35図	AG-UPD-B	105V非常用無停電交流主分電盤B	AG-4
(8)項①	第33図	AG-M/C-A	6.9kV非常用メタクラA	AG-5
(8)項①	第33図	AG-P/C-A	460V非常用パワーセンタA	AG-5
(8)項①	第33図	AG-MCC-A1	460V非常用コントロールセンタA1	AG-5
(8)項①	第33図	AG-MCC-A2	460V非常用コントロールセンタA2	AG-5
(8)項①	第33図	AG-M/C-B	6.9kV非常用メタクラB	AG-6
(8)項①	第33図	AG-P/C-B	460V非常用パワーセンタB	AG-6
(8)項①	第33図	AG-MCC-B1	460V非常用コントロールセンタB1	AG-6
(8)項①	第33図	AG-MCC-B2	460V非常用コントロールセンタB2	AG-6

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(3)項	第8図		第2排風機A	CA-5
(3)項	第8図		第2排風機B	CA-5
(3)項	第8図		第2排風機C	CA-5
(3)項	第8図		第1排風機A	CA-25
(3)項	第8図		第1排風機B	CA-25
(5)項	第14図		グローブボックス・セル排風機A	CA-1
(5)項	第14図		グローブボックス・セル排風機B	CA-1
(5)項	第14図		グローブボックス・セル排風機C	CA-1
(15)項①	第46, 47図	CA-I-J501A	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい液受血液位計, 一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 混合槽セル漏 えい液受血液位計, 混合廃ガス凝縮器入口圧力 計, 脱硝装置内部照度計, 漏えい液移送ポンプ, 冷水移送ポンプに附属する盤	CA-27
(15)項①	第46, 47図	CA-I-J601B	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい液受血液位計, 一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 混合槽セル漏 えい液受血液位計, 混合廃ガス凝縮器入口圧力 計, 脱硝装置内部照度計, 漏えい液移送ポンプ, 冷水移送ポンプに附属する盤	CA-27
(15)項①	第46, 47図	CA-V-J502A	第1排風機, 第2排風機, 建屋排風機, グローブ ボックス・セル排風機に附属する盤	CA-27
(15)項①	第46, 47図	CA-V-J602B	第1排風機, 第2排風機, 建屋排風機, グローブ ボックス・セル排風機に附属する盤	CA-27
(15)項②	第21図		冷水移送ポンプA	CA-20
(15)項②	第21図		冷水移送ポンプB	CA-20
(15)項②	第21図		冷水移送ポンプC	CA-20
(15)項②	第21図		冷水移送ポンプD	CA-20
(8)項①	第46図	CA-CHG-A	110V非常用充電器盤A	CA-8
(8)項①	第46図	CA-CHG-E	110V非常用予備充電器盤E	CA-8
(8)項①	第46図	CA-DCD-A	110V非常用直流主分電盤A	CA-8
(8)項①	第47図	CA-UPD-A	105V非常用無停電交流主分電盤A	CA-8
(8)項①	第47図	CA-UPS-A	105V非常用無停電電源装置A	CA-8
(8)項①	第46図	CA-BAT-A	110V第2非常用蓄電池A	CA-9
(8)項①	第46図	CA-BAT-B	110V第2非常用蓄電池B	CA-10
(8)項①	第46図	CA-CHG-B	110V非常用充電器盤B	CA-15
(8)項①	第46図	CA-DCD-B	110V非常用直流主分電盤B	CA-15

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋

安全機能※ ¹	火災防護上の最重要設備の系統※ ²	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(8)項①	第47図	CA-UPD-B	105非常用無停電交流主分電盤B	CA-15
(8)項①	第47図	CA-UPS-B	105非常用無停電電源装置B	CA-15
(8)項①	第46図	CA-E-K503A	同期発電機に附属する盤	CA-22
(8)項①	第45図	CA-M/C-A	6.9kV非常用メタクラA	CA-22
(8)項①	第45図	CA-MCC-A1	460V非常用コントロールセンタA1	CA-22
(8)項①	第45図	CA-MCC-A2	460V非常用コントロールセンタA2	CA-22
(8)項①	第45図	CA-P/C-A	460V非常用パワーセンタA	CA-22
(8)項①	第46図	CA-E-K603B	同期発電機に附属する盤	CA-24
(8)項①	第45図	CA-M/C-B	6.9kV非常用メタクラB	CA-24
(8)項①	第45図	CA-MCC-B1	460V非常用コントロールセンタB1	CA-24
(8)項①	第45図	CA-MCC-B2	460V非常用コントロールセンタB2	CA-24
(8)項①	第45図	CA-P/C-B	460V非常用パワーセンタB	CA-24

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項②	第24図		貯蔵室排風機C	CB-1
(15)項②	第24図		貯蔵室排風機D	CB-1
(15)項②	第24図		貯蔵室排風機A	CB-2
(15)項②	第24図		貯蔵室排風機B	CB-2
(8)項①	第49図	CB-E-J101A	同期発電機に附属する盤	CB-3
(8)項①, (15)項②	第49, 50図	CB-V-J001A	貯蔵室排風機に附属する盤	CB-3
(8)項①	第49図	CB-E-J102B	同期発電機に附属する盤	CB-4
(8)項①, (15)項②	第49, 50図	CB-V-J002B	貯蔵室排風機に附属する盤	CB-4
(8)項①	第49図	CB-BAT-A	110V第2非常用蓄電池A	CB-5
(8)項①	第49図	CB-CHG-A	110V非常用充電器盤A	CB-5
(8)項①	第50図	CB-DCD-A	110V非常用直流主分電盤A	CB-5
(8)項①	第48図	CB-P/C-A	460V非常用パワーセンタA	CB-5
(8)項①	第48図	CB-MCC-A	460V非常用コントロールセンタA	CB-5
(8)項①	第50図	CB-UPS-A	105V非常用無停電電源装置A	CB-5
(8)項①	第49図	CB-BAT-B	110V第2非常用蓄電池B	CB-6
(8)項①	第49図	CB-CHG-B	110V非常用充電器盤B	CB-6
(8)項①	第49図	CB-CHG-E	110V非常用予備充電器盤E	CB-6
(8)項①	第50図	CB-DCD-B	110V非常用直流主分電盤B	CB-6
(8)項①	第48図	CB-P/C-B	460V非常用パワーセンタB	CB-6
(8)項①	第48図	CB-MCC-B	460V非常用コントロールセンタB	CB-6
(8)項①	第50図	CB-UPS-B	105V非常用無停電電源装置B	CB-6

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(3)項	第2図		第1排風機A	KA-2
(3)項	第2図	KA-I-K224A	第1排風機Aに附属する機器付き盤	KA-27
(3)項	第2図		第2排風機A	KA-2
(3)項	第2図	KA-I-K226A	第2排風機Aに附属する機器付き盤	KA-27
(3)項	第2図		第1排風機B	KA-3
(3)項	第2図	KA-I-K225B	第1排風機Bに附属する機器付き盤	KA-29
(3)項	第2図		第2排風機B	KA-3
(3)項	第2図	KA-I-K227B	第2排風機Bに附属する機器付き盤	KA-29
(3)項	第9図		排風機A	KA-22
(3)項	第9図		排風機B	KA-22
(3)項	第10図		排風機A	KA-23
(3)項	第10図		排風機B	KA-23
(5)項	第16図		固化セル換気系排風機A	KA-2
(5)項	第16図	KA-I-K073A	固化セル換気系排風機Aに附属する機器付き盤	KA-27
(5)項	第16図		固化セル換気系排風機B	KA-3
(5)項	第16図	KA-I-K074B	固化セル換気系排風機Bに附属する機器付き盤	KA-29
(5)項	第15図		セル排風機A	KA-17
(5)項	第15図		セル排風機B	KA-17
(8)項	第51図	KA-P/C-A	460V非常用パワーセンタA	KA-27
(8)項	第51図	KA-MCC-A1	460V非常用コントロールセンタA1	KA-27
(8)項	第51図	KA-MCC-A2	460V非常用コントロールセンタA2	KA-27
(8)項	第53図	KA-E-K001A	同期発電機に附属する盤	KA-27
(8)項	第53図	KA-UPS-A	105V非常用無停電電源装置A	KA-27
(8)項	第53図	KA-UPD-A	105V非常用無停電交流主分電盤A	KA-27
(8)項	第52図	KA-CHG-A	110V非常用充電器盤A	KA-27
(8)項	第52図	KA-CHG-E	110V非常用予備充電器盤E	KA-27
(8)項	第52図	KA-DCD-A	110V非常用直流主分電盤A	KA-27
(8)項	第54図	KA-ACS-A	105V非常用計測交流電源盤A	KA-27
(8)項	第54図	KA-ACD-A	105V非常用計測交流主分電盤A	KA-27
(8)項	第52図	KA-BAT-A	110V第2非常用蓄電池A	KA-28

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(8)項	第51図	KA-P/C-B	460V非常用パワーセンタB	KA-29
(8)項	第51図	KA-MCC-B1	460V非常用コントロールセンタB1	KA-29
(8)項	第51図	KA-MCC-B2	460V非常用コントロールセンタB2	KA-29
(8)項	第53図	KA-E-K002B	同期発電機に附属する盤	KA-29
(8)項	第53図	KA-UPS-B	105V非常用無停電電源装置B	KA-29
(8)項	第53図	KA-UPD-B	105V非常用無停電交流主分電盤B	KA-29
(8)項	第52図	KA-CHG-B	110V非常用充電器盤B	KA-29
(8)項	第52図	KA-DCD-B	110V非常用直流主分電盤B	KA-29
(8)項	第54図	KA-ACS-B	105V非常用計測交流電源盤B	KA-29
(8)項	第54図	KA-ACD-B	105V非常用計測交流主分電盤B	KA-29
(8)項	第52図	KA-BAT-B	110V第2非常用蓄電池B	KA-30
(15)項①	第53図	KA-I-J511A	固化セル温度計, 純水中間貯槽水位計に附属する盤	KA-20
(15)項①	第53図	KA-I-J512A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス熔融炉ガラス固化体質量計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20
(15)項①	第53図	KA-I-J513A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス熔融炉ガラス固化体質量計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①	第53図	KA-I-J514A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス熔融炉ガラス固化体質量計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20
(15)項①	第53図	KA-I-J531B	固化セル温度計, 純水中間貯槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項①	第53図	KA-I-J532B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス熔融炉ガラス固化体質量計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項①	第53図	KA-I-J533B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス熔融炉ガラス固化体質量計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①	第53図	KA-I-J534B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス熔融炉ガラス固化体質量計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J501A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス熔融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス熔融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J502A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受皿液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス熔融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス熔融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J503A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J504A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J505A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J506A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J507A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J508A	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-20

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J521B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J522B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J523B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J524B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J525B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J526B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J527B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項①, (12)項	第53図	KA-I-J528B	固化セル温度計, 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受血液位計, 不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受血液位計, 結合装置内圧力計, 固化セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受血液位計, 高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受血液位計, 流下ノズル冷却用空気槽圧力計, 固化セル圧力計, ガラス溶融炉ガラス固化体質量計, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計, ガラス溶融炉炉内気相圧力計, 純水中間貯槽水位計, 安全冷水膨張槽水位計に附属する盤	KA-26
(15)項②	第22図		高レベル廃液共用貯槽冷却水AポンプA	KA-9
(15)項②	第22図		高レベル廃液共用貯槽冷却水AポンプB	KA-9
(15)項②	第22図		高レベル廃液共用貯槽冷却水BポンプA	KA-10
(15)項②	第22図		高レベル廃液共用貯槽冷却水BポンプB	KA-10
(15)項②	第22図		第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプA	KA-11
(15)項②	第22図		第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプB	KA-11
(15)項②	第22図		第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプA	KA-12
(15)項②	第22図		第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプB	KA-12
(15)項②	第22図		第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプA	KA-13
(15)項②	第22図		第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプB	KA-13

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項②	第22図		第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプA	KA-14
(15)項②	第22図		第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプB	KA-14
(15)項②	第22図		安全冷却水A系ポンプA	KA-15
(15)項②	第22図		安全冷却水A系ポンプB	KA-15
(15)項②	第22図		安全冷却水B系ポンプA	KA-16
(15)項②	第22図		安全冷却水B系ポンプB	KA-16
(15)項②	第22図		安全冷却水1BポンプA	KA-24
(15)項②	第22図		安全冷却水1BポンプB	KA-24
(15)項②	第22図		主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）に附属する弁	KA-24
(15)項②	第22図		主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）に附属する弁	KA-24
(15)項②	第22図		主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）に附属する弁	KA-24
(15)項②	第22図		主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）に附属する弁	KA-24
(15)項②	第22図		安全冷却水1AポンプA	KA-25
(15)項②	第22図		安全冷却水1AポンプB	KA-25
(15)項②	第22図		主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）に附属する弁	KA-25
(15)項②	第22図		主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）に附属する弁	KA-25
(15)項②	第22図		主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）に附属する弁	KA-25
(15)項②	第22図		主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）に附属する弁	KA-25
(15)項②	第22図	KA-I-M332B	安全冷水冷凍機に附属する機器付き盤	KA-32
(15)項②	第22図	KA-I-K334A	安全冷水冷凍機に附属する機器付き盤	KA-20
(15)項②	第22図	KA-I-K335A	安全冷水冷凍機に附属する機器付き盤	KA-20
(15)項②	第22図		安全冷水B冷凍機	KA-32
(15)項②	第22図		安全冷水冷凍機に附属する機器付き機器	KA-32
(15)項②	第22図		安全冷水冷凍機に附属する機器付き機器	KA-32
(15)項②	第22図	KA-I-M331A	安全冷水冷凍機に附属する機器付き盤	KA-33
(15)項②	第22図	KA-I-K338B	安全冷水冷凍機に附属する機器付き機器	KA-26

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

高レベル廃液ガラス固化建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項②	第22図	KA-I-K339B	安全冷水冷凍機に附属する機器付き機器	KA-26
(15)項②	第22図		安全冷水A冷凍機	KA-33
(15)項②	第22図		安全冷水冷凍機に附属する機器付き機器	KA-33
(15)項②	第22図		安全冷水冷凍機に附属する機器付き機器	KA-33
(15)項⑩	第23図		安全冷水BポンプA	KA-24
(15)項⑩	第23図		安全冷水BポンプB	KA-24
(15)項⑩	第23図		安全冷水AポンプA	KA-25
(15)項⑩	第23図		安全冷水AポンプB	KA-25

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

非常用電源建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(8)項①	第31図	8111A-P4011	燃料油移送ポンプA	GA-1
(8)項①	第30図	GA-BAT-A	110V第2非常用蓄電池A	GA-2
(8)項①	第30図	GA-CHG-A	110V非常用充電器盤A	GA-3
(8)項①	第30図	GA-DCD-A	110V非常用直流主分電盤A	GA-3
(8)項①	第30図	GA-CHG-E	110V非常用予備充電器盤E	GA-3
(8)項①	第30図	GA-E-K011A	同期発電機に附属する盤	GA-3
(8)項①	第30図	GA-E-K012A	同期発電機に附属する盤	GA-3
(8)項①	第30図	GA-BAT-B	110V第2非常用蓄電池B	GA-4
(8)項①	第30図	GA-CHG-B	110V非常用充電器盤B	GA-5
(8)項①	第30図	GA-DCD-B	110V非常用直流主分電盤B	GA-5
(8)項①	第30図	GA-E-K013B	同期発電機に附属する盤	GA-5
(8)項①	第30図	GA-E-K014B	同期発電機に附属する盤	GA-5
(8)項①	第31図	8111B-P4011	燃料油移送ポンプB	GA-6
(8)項①	第31図	8111A-V40	燃料油貯蔵タンク1A	GA-7
(8)項①	第31図	8111A-V41	燃料油貯蔵タンク2A	GA-7
(8)項①	第31図	8111B-V40	燃料油貯蔵タンク1B	GA-8
(8)項①	第31図	8111B-V41	燃料油貯蔵タンク2B	GA-8
(8)項①	第31図	8111A-X10	ディーゼル機関A	GA-1
(8)項①	第31図	8111A-X11	同期発電機A	GA-1
(8)項①	第29図	GA-MCC-A	460V非常用コントロールセンタA	GA-3
(8)項①	第29図	GA-M/C-A	6.9kV非常用メタクラA	GA-3
(8)項①	第30図	GA-E-M011A	同期発電機に附属する機器付き盤	GA-3
(8)項①	第29図	GA-PTR-A	非常用動力用変圧器A	GA-3
(8)項①	第29図	GA-MCC-B	460V非常用コントロールセンタB	GA-5
(8)項①	第29図	GA-M/C-B	6.9kV非常用メタクラB	GA-5
(8)項①	第30図	GA-E-M012B	同期発電機に附属する機器付き盤	GA-5
(8)項①	第29図	GA-PTR-B	非常用動力用変圧器B	GA-5
(8)項①	第31図	8111B-X10	ディーゼル機関B	GA-6
(8)項①	第31図	8111B-X11	同期発電機B	GA-6
(8)項①	第31図	8111A-V42	燃料油サービスタンクA	GA-9

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

非常用電源建屋

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(8)項①	第31図	8111B-V42	燃料油サービスタンクB	GA-10
(8)項①	第30図	GA-E-S011A	同期発電機に附属する機器付き盤	GA-1
(8)項①	第30図	GA-E-S012B	同期発電機に附属する機器付き盤	GA-6
(8)項①	第30図	GA-E-U011A	同期発電機に附属する機器付き盤	GA-1
(8)項①	第30図	GA-E-U012B	同期発電機に附属する機器付き盤	GA-6
(15)項②	第32図	8111A-P2010	冷却水循環ポンプA	GA-1
(15)項②	第30図	GA-I-K011A	110V非常用直流主分電盤, 安全系監視制御盤に附属する盤	GA-3
(15)項②	第30図	GA-I-K012B	110V非常用直流主分電盤, 安全系監視制御盤に附属する盤	GA-5
(15)項②	第32図	8111B-P2010	冷却水循環ポンプB	GA-6
(15)項②	第32図	8111A-C20	冷却塔A	G10-A
(15)項②	第32図	8111B-C20	冷却塔B	G10-B

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)

火災防護上の最重要設備の選定結果

安全冷却水冷却塔

安全機能※1	火災防護上の最重要設備の系統※2	機器番号	機器名称 (設工認申請書の名称)	火災区域 (火災区画) 番号
(15)項②	第17図		安全冷却水A冷却塔	A4-A

※1 安全機能の欄は、別添1「火災防護における最重要機能の特定」の安全上重要な施設の分類番号を記載する。

(例 (15)項①)

※2 火災防護上の最重要設備の系統の欄は、別添2「火災防護における最重要機能を有する系統の系統図」の

図番号を記載する。例 第17図)